

関西広域連合委員会の結果概要について（報告）

①第43回（平成26年3月27日）②第44回（平成26年4月22日）

1. 3月27日 広域連合委員会

（出席者）井戸連合長、仁坂副連合長、嘉田委員、松井委員、平井委員、飯泉委員、竹山委員、山下副委員（京都府）、塚本副委員（京都市）、辰巳部長（大阪市）

1 協議事項

（1）原子力防災対策に関する申し入れについて（資料 P5）

- ・原子力規制委員会で、原発の適合性審査が進められていることを踏まえ、原子力防災対策に関して、国の対応が遅れている事項6点について申し入れることとされた。

（2）平成26年度 関西広域連合の体制について（資料 P9）

- ・産学官イノベーションの推進体制の構築のため、新たな事務として、産学官連携スキーム構築を追加するとともに、名称を「関西イノベーション推進室」と改めることや、循環型社会づくりの推進体制の整備のため、滋賀県が担当する広域環境保全局に循環社会推進課を新設するなど、平成26年度の組織体制が決定された。

（3）近畿圏広域地方計画への対応について（資料 P13）

- ・近畿圏地方広域計画について、策定権限の広域連合への移譲を国への提案を実施していくほか、移譲が実現するまでの取組として、産官学の検討会を立ち上げ、次期近畿圏広域地方計画の基となる素案の策定を目指すとする対応方針が決定された。

（4）関西防災・減災プラン風水害対策編について（資料 P21）

- ・流域が一体となって風水害に強い地域づくりを進めることや、災害発生時の広域避難や初動体制、応援・受援の円滑な実施を行う関西共通の対応方針として、関西防災・減災プラン風水害対策編（案）がとりまとめられた。※

（5）関西防災・減災プラン感染症対策編（新型インフルエンザ等）について（資料 P31）

- ・新型インフルエンザ等にかかる各府県行動計画を補完するとともに、関西圏域全体としてより水準が高く統一性のある対策が実施できるよう、府県域を越えた広域調整を行うための方針として、関西防災・減災プラン感染症対策編（新型インフルエンザ等）（案）がとりまとめられた。※

（6）関西防災・減災プラン感染症対策編（鳥インフルエンザ・口蹄疫等）について（資料 P39）

- ・関西圏域における防疫措置に伴う業務について、応援・受援の広域調整を実施するための方針として、関西防災・減災プラン感染症対策編（鳥インフルエンザ・口蹄疫等）（案）がとりまとめられた。

※上記(4)(5)(6)は6月連合臨時議会へ議案として提出される予定

2 報告事項

(1) 原子力災害に係る広域避難ガイドラインについて (資料 P45)

- ・福井県に立地する原子力施設のUPZ内(福井県、滋賀県、京都府)に居住する25万人を対象とした、避難元と避難先のマッチングや、避難手段や経路などの具体的な避難実施方針などを定めたガイドラインが報告された。

(2) 関西「文化の道」事業について (資料 P51)

- ・人形浄瑠璃の施設・公演情報リーフレットを作成したことが報告された。

(3) 「兵庫県ドクターヘリ」の事業移管及び愛称決定について (資料 P53)

- ・「兵庫県ドクターヘリ」が4月1日に広域連合に移管されるとともに、愛称が「KANSAI はばタン」と決定したことが報告された。

(4) 准看護師試験実施結果について (資料 P55)

- ・広域連合で初めての准看護師試験が円滑に実施されたことが報告された。

(5) 道州制のあり方研究会 (最終報告) (資料 P57)

- ・有識者との意見交換を踏まえ、同研究会の最終報告書がまとめられたことが報告された。

2. 4月22日 広域連合委員会

(出席者) 井戸連合長、嘉田委員、山田委員、松井委員、飯泉委員、竹山委員、
林副委員(鳥取県)、塚本副委員(京都市)、鳥居副委員(神戸市)、
和歌室長(和歌山県)、村上局長(大阪市)、
関西電力(株)香川副社長(協議(1))

1 協議事項

(1) 今夏の電力需給対策について (資料 P65)

- ・関西電力(株)から、今夏は辛うじて最低限必要な予備率3%は確保できる見通であることなどの説明があった。
- ・関西広域連合では、7月1日～9月30日の平日(8/13～8/15 除く)に、昨夏実績(平成22年度夏比11%減)以上の節電の実施をお願いするとともに、関西電力や国へトラブルリスク低減に関する要請等を行うことが決定された。

(2) 琵琶湖・淀川流域対策の検討について (資料 P81)

- ・琵琶湖・淀川流域の様々な課題や、今後の取り組みの方向性等について、有識者による研究会を設置し、検討を行うことが決定された。

(3) 新たな「国土のグランドデザイン」(骨子)に対する意見について (資料 P83)

- ・今年3月国土交通省が取りまとめた、新たな「国土のグランドデザイン」(骨子)に対する関西広域連合の意見案が示され、今後、構成団体と意見を調整した上で、再度協議することとなった。

(4) 関西マスターズスポーツフェスティバル実行委員会の設立について (資料 P87)

- ・関西マスターズスポーツフェスティバル実行委員会の設立に向けた趣意書、基本方針、規約、収支予算書の案が示され、決定された。

2 報告事項

(1) 国家戦略特区の指定及び産学連携プロジェクトの検討について (資料 P93)

- ・先月、関西圏（大阪府・兵庫県・京都府の全部又は一部）が、医療等イノベーション拠点・チャレンジ人材支援を政策テーマとして、対象区域に指定されたとの報告があった。
- ・地域の研究資源を活用した新たな産学連携プロジェクト等の検討をはじめることについて、報告があった。

(2) 関西の芸術文化情報サイトの本格稼働について (資料 P99)

- ・Webサイト「関西文化.com」内の関西芸術文化情報サイトの本格稼働、また関西「祭りの道」ポータルサイト「関西祭.com」の完成についての報告があった。

(3) 平成26年度の「関西夏のエコスタイル」の実施について (資料 P101)

- ・5月1日から10月31日まで、夏季の適正冷房（28℃）と軽装勤務を「関西夏のエコスタイル」として、構成団体府県市だけでなく関係団体とも連携して実施することを広く呼びかけるとの報告があった。

(4) 関西主要港湾の取組について (資料 P103)

- ・昨年度実施した関西主要港湾の現状や課題の調査結果をもとに、今年度は、広域的港湾管理の在り方、連携施策について検討を進めることの報告があった。

(5) 放射性物質拡散シミュレーションについて (兵庫県) (資料 P105)

- ・兵庫県から、兵庫県内621全メッシュ（1辺4km）について、最大被ばく線量が推計できるよう計算プログラムを改良し、シミュレーションを実施した結果についての報告があった。今後この結果をもとに、関西広域連合としてのシミュレーションを作成し、その活用について改めて協議することになった。

原子力防災対策に関する申し入れ

東日本大震災と福島第一原子力発電所事故から3年が経過した。原子力災害の被災地では、今なお住民の帰還がかなわず、復興の見通しすら立たない状況である。改めて、原子力災害の悲惨さと、絶対に災害を起こしてはならないことを痛感させられる。

この間、政府においては、原子力規制委員会が発足し、新しい規制基準の下で原発の適合性審査が進められるとともに、原子力災害対策指針の策定・改定も行われてきた。審査が先行している原発は、この夏にも再稼働の判断がなされるかのような報道も見聞する。

関西広域連合では、これまで、新しい規制基準の適用や防災対策について申し入れを行うとともに、若狭湾地域に立地する原発に関する広域避難について、政府の要請も受けて関係府県等とともに避難先施設等の検討を行い、このたびガイドラインとしてとりまとめた。

しかしながら、特に防災対策については、原子力災害対策指針において必要性が明記されながら具体的な方策が示されていないものや、当方が求めているにもかかわらず未だ適切な指針が示されていないものがあり、府県や市町村の防災計画を含めて全ての対策が確立されたという状況には至っていない。

原発の安全確保は、施設の安全確保とともに、万が一の際の防災体制の確立が不可欠である。そこで、対応が遅れている次の事項について、早急な取り組みを求めるべく申し入れる。

- 1 原子力災害対策指針において今後の検討課題とされている「プルームの影響を考慮したPPAの導入」及び「プルーム通過時に対する防護措置としての安定ヨウ素剤の投与の判断基準の整備、屋内退避等の防護措置との併用の在り方」について、早急に具体的な指針を示すこと
- 2 事故時のUPZ外の地域も含めたモニタリングの実施方針とSPEEDI等による大気中拡散解析結果の活用方策を具体的に示すとともに、UPZ外の地域も含めたモニタリングの実施に必要な資機材の追加配備を行うこと
- 3 避難行動要支援者等要配慮者の避難対策について、具体的な対応方針を早急に示すこと
- 4 汚染検査及び除染に係る要員・資機材の確保、交通事業者への協力要請と従事者の安全確保等、避難実施の際に必要な事項について、具体的な方針を示すこと
- 5 事業者とUPZの区域を含む自治体との安全協定について、立地自治体並みの内容とするとともに、未締結の自治体と早期に締結するよう事業者を指導すること。また、安全協定によらずとも、自治体が国や事業者と平時から情報連絡や意見交換を行い、安全確保について提言できる法的な仕組みを構築すること
- 6 自治体の防災体制の整備に関し、必要十分な財政措置を講じること

平成26年3月27日

関西広域連合

連 合 長	井 戸 敏 三	(兵庫県知事)
副連合長	仁 坂 吉 伸	(和歌山県知事)
委 員	嘉 田 由紀子	(滋賀県知事)
委 員	山 田 啓 二	(京都府知事)
委 員	松 井 一 郎	(大阪府知事)
委 員	平 井 伸 治	(鳥取県知事)
委 員	飯 泉 嘉 門	(徳島県知事)
委 員	門 川 大 作	(京都市長)
委 員	橋 下 徹	(大阪市長)
委 員	竹 山 修 身	(堺市長)
委 員	久 元 喜 造	(神戸市長)

【参考】原子力防災対策・原子力発電所安全対策にかかる政府への申し入れの対応状況

＜過去1年以内の申し入れ＞

- ① H25.3.2 広域避難対策に関する申し入れ
- ② H25.3.28 大飯原発に関する新しい安全基準の適用に関する申し入れ
- ③ H25.5.23 原子力防災対策に関する申し入れ
- ④ H25.6.29 原子力発電所の新規規制基準施行に当たっての申し入れ

申し入れ内容	関連する 申し入れ	政府の対応状況
1 原子力防災対策について		
① 避難手段の確保		
交通事業者への協力要請、協力のとりまとめを行うこと。	①	○ H25.12.13 主要な運輸業界団体等に要請文を发出。
運転士等の安全確保のための基準を早期に策定すること。	①	△ 線量限度1mSv(一般公衆の被ばく線量限度と同じ)のみ提示されたが、具体的な安全確保の対策は個別に対応する方針。
緊急時に国も関与して移動手段を確保できるよう、連絡調整体制や手順等をあらかじめ整備すること。	①	○ 原子力災害時に、国の原子力災害対策本部を通じて、国交省や実働省庁が移動手段を手配する方針が示されている。
避難行動要支援者の迅速な避難のため、病院・社会福祉施設等の緊急搬送車両の整備を促進すること。	①	× 避難に要する資機材、搬送手段等が確保された場合に要支援者を避難させるという方針が示されたにとどまる。
② 避難経路の確保		
道路管理者への協力要請、道路管理者による対応の取りまとめを行うこと。	①	×
交通規制や避難誘導に係る警察への協力要請を行うこと。	①	△ ・国主催の会議に警察庁同席 ・2/27福井エリア関係府県の警察による調整会議開催
③ スクリーニング実施体制の整備		
国や関係機関でスクリーニング要員育成研修事業を実施すること。	①	×
国の財政負担でスクリーニング資機材を適切に配備すること。	①	○ UPZ自治体向け交付金で広域避難にも対応可能となった。
④ モニタリング情報の活用		
国が一元的に収集・分析するモニタリング情報を簡易に閲覧できる仕組みを整備すること。	①	×
UPZ外の区域も含めて、常設のモニタリングポストが広域的に適切に配置されているかを確認し、必要な追加配置を行うこと。	①	×
⑤ SPEEDI等に関する予測情報の活用		
SPEEDIの信頼性向上を図るとともに、気象予測情報の具体的な活用方法を明示すること。	①③	×
⑥ 災害時要援護者への対応		
特に入院患者、施設入所者について、受入先の確保、移動手段の確保、避難誘導のあり方等に関する対応方針を、早急に示すこと。	①	△ 各地域での個別具体的なニーズに応じて対応する方針。
⑦ 原子力災害対策指針の早期改定		
「ブルーームの影響を考慮したPPAの導入」「UPZ以遠での安定ヨウ素剤の投与の基準等」について、時期を定めて早急に検討を行い、指針を改定すること。	①③	×
⑧ 事業者との安全協定		
UPZの区域を含む自治体との安全協定を早期に締結するとともに、指針の改定に合わせて柔軟に内容の充実を図るよう、事業者を指導すること。また、安全協定によらずとも、平常時から情報連絡や意見交換を行うとともに、安全の確保について地域から提言できる法的な仕組みを構築すること。	③	×

申し入れ内容	関連する申し入れ	政府の対応状況	
⑨国による財源の確保			
人員配置を含め、避難体制を整備するための費用について、国において確実に確保すること。	①③	△	各地域での個別具体的なニーズに応じて対応する方針。
2 原子力発電所の安全対策について			
⑩新規制基準について			
新規制基準に基づき、原子力発電所の審査がなされ、再稼働の判断を行う場合には、周辺部を含め関係地方公共団体に対し審査の内容等について十分説明を行い、理解を得ること。	③④	—	現在、審査中。
新規制基準によって新たに求められる原子力発電所の機能のうち、整備が猶予されるものについて、事業者に対し、関係地方公共団体に具体的な整備スケジュール等について説明を行い、理解を得るとともに、可及的速やかに対策を完了するよう指導すること。また、国として必要な支援をすること。	③④	○	事業者から説明・情報提供あり。
新規制基準施行により再稼働が困難になる発電所の廃炉を円滑に進める法的な仕組みづくりを早急に行うこと。国が廃炉に関して支援を行うとともに、地元経済への影響についても配慮すること。	④	×	

平成 26 年度の関西広域連合の体制（案）

平成 26 年 3 月 27 日
本 部 事 務 局

〔特定課題組織の強化〕

I 産学官イノベーションの推進体制の整備 〔関西イノベーション推進室の設置〕

(1) 考え方

関西イノベーション国際戦略総合特区に引き続き取組みつつ、各地域が取組む特区や科学技術プロジェクト等の成果を関西圏全体の経済成長に向け、広域的、効果的に活用するため、関西における産学官連携によるイノベーションの推進体制を整備する。

(2) 組織（案）

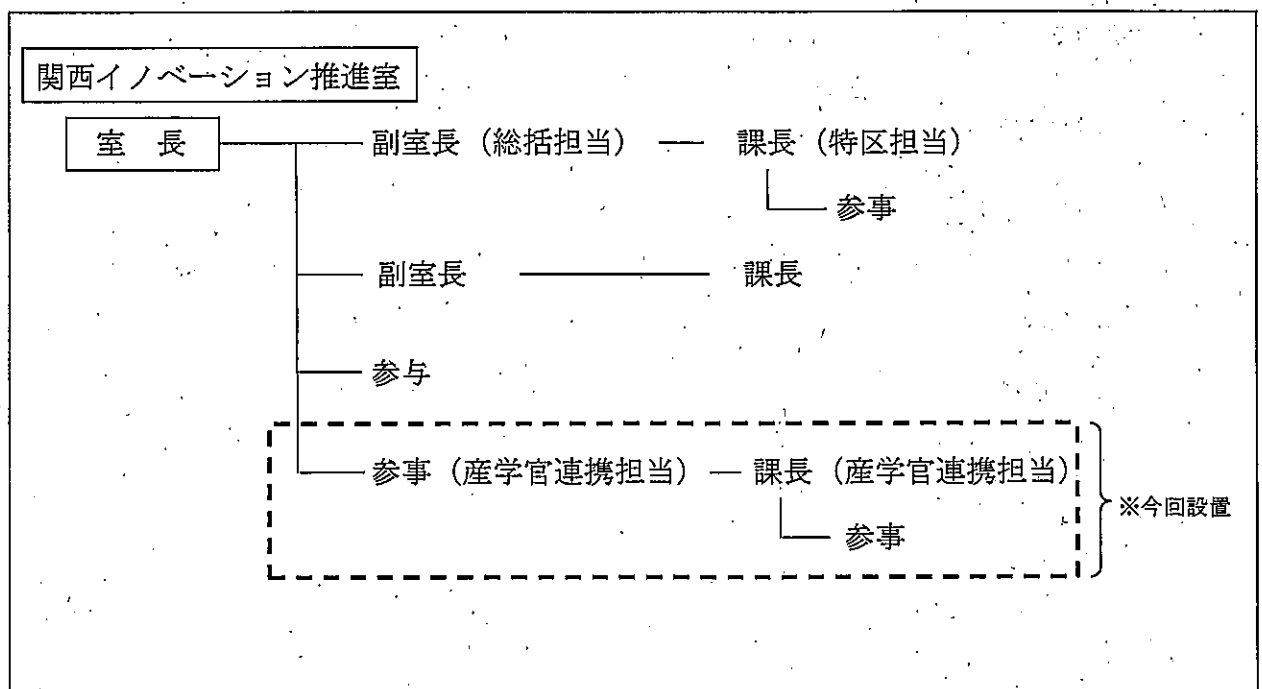
- ・「関西イノベーション国際戦略総合特区推進室」を「関西イノベーション推進室」に改める。
- ・産学官連携を担当する特命参事、課長及び参事を置く。

〔処理する事務〕

- ・国家戦略特区をはじめとする特区事業に関する事務（継続）
関西イノベーション国際戦略総合特区等の推進、特区制度の拡充に向けた取組みの推進など
- ・産学官連携スキーム構築（新規）
国家戦略特区等の広域的対応を視野に入れつつ、関西広域における大学等の基盤強化及び連携強化、各地域の科学技術関連等の資源を核とする独自のビジネスシーズの掘り起こし
※資源例：最先端科学技術基盤、ICT、機能性食品、水環境、漢方薬、バイオマス・廃棄物による創エネ、スポーツビジネス など

(3) 設置時期 平成 26 年 4 月 1 日

※今後、国家戦略特区の指定等の状況を踏まえ必要な対応を行う。



[事務局体制の強化]

Ⅱ 本部事務局

1 計画課と国出先機関対策PTの一体的見直し

(1) 考え方

- ① 平成26年度に、新たに近畿圏広域地方計画策定に向けた検討や琵琶湖・淀川流域対策の検討を行うため、密接に関係する計画課と国出先機関対策PTが一体的に処理できる体制を整備する。
- ② また、その体制の下で、リニア中央新幹線大阪同時開業の推進対策を検討する。

(2) 組織（本部事務局の現行体制の中で対応）

計画課と国出先機関対策PTを一体的に見直す中、国出先機関のPTの恒常的な専任体制を現在の7名から5名とし、これにより生じる2名を計画課へ配置（国出先機関対策PTを兼務）する。

【新たに対応する事務】

- ・近畿圏広域地方計画策定に向けた検討
- ・リニア中央新幹線大阪同時開業の推進対策の検討
- ・琵琶湖・淀川流域対策の検討
- ・新たな事務の拡充可能性の検討
- 資格試験免許事務の拡充、行政委員会事務の共同化、統計分析の共同化 ほか

(3) 設置時期 平成26年4月1日

Ⅲ 分野事務局

1 広域環境保全局の体制整備

次期広域計画の策定に伴い広域環境保全分野に新たに追加する「循環型社会づくり」の推進体制の整備として、広域環境保全局内に循環社会推進課を新設し、課長及び担当者を併任配置。

設置時期 平成26年4月1日

2 広域産業振興局の体制整理

平成26年度の大阪府の特区推進に関する組織改正に合わせ広域産業振興局の組織体制の整理として、特区活用課長を廃止し、同課長が所管している関西イノベーション国際戦略総合特区のメリットの理解及び活用促進に関する業務等を経済交流促進課長が所管。

整理時期 平成26年4月1日

Ⅳ その他

1 関西版マスターズプロジェクトチームの整理

関西マスターズスポーツフェスティバルの検討を進めてきた関西版マスターズプロジェクトチームについては、関西マスターズスポーツフェスティバル実行委員会の設立に伴い廃止する。今後の検討については、同実行委員会幹事会において進める。

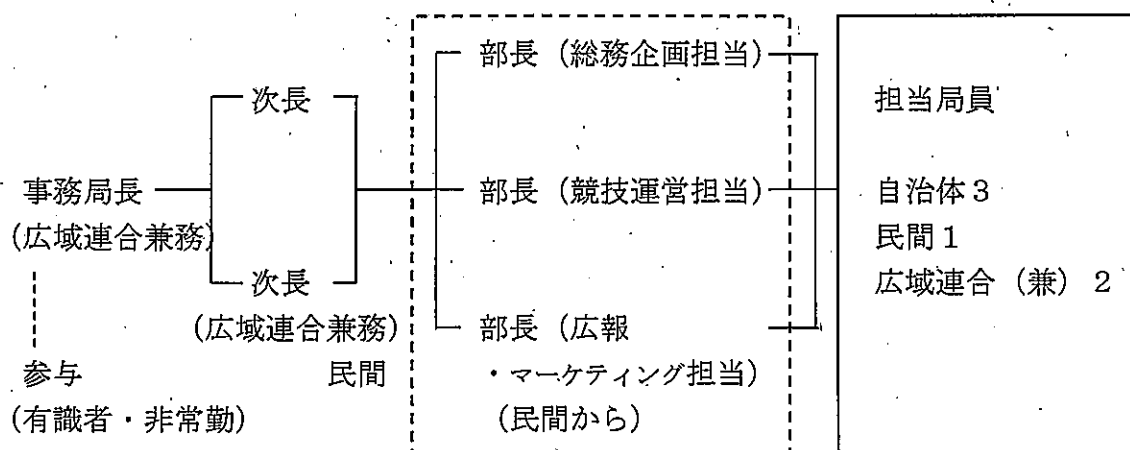
整理時期 平成26年3月31日

2 関西ワールドマスタースゲームズ 2021 の推進体制整備

関西ワールドマスタースゲームズ 2021 については、関西広域連合と密接な連携のもと、効果的、効率的な準備を進める必要があるため、関西ワールドマスタースゲームズ 2021 準備委員会事務局に勤務する専任の府県市職員を本部事務局職員に併任する。

設置時期 平成 26 年 4 月 1 日

[関西ワールドマスタースゲームズ 2021 準備委員会事務局の 26 年度組織体制]



	局長	次長	部長	担当	合計
行政	1 (兼 1)	1	2	5 (兼 2)	9 (兼 3)
民間		1 (兼 1)	1	1	3 (兼 1)
合計	1 (兼 1)	2 (兼 1)	3	6 (兼 2)	12 (兼 4)

9

「近畿圏広域地方計画」への対応

平成 26 年 3 月 27 日

本 部 事 務 局

1 対応方針（11.21 連合委員会での合意より）

(1) 関西圏域の展望研究

平成 26 年度に、関西圏域の基本推計・主要シナリオを基にした課題抽出と政策コンセプトの展望研究を行い、成果を基に国に全国計画見直しに向けた提案を実施

(2) 近畿圏広域地方計画改定への参画

平成 27 年度以降、研究成果を基に、関西広域連合として近畿圏広域地方計画策定に積極的に関わることで、策定権限の移譲に向けて実績を示す

2 平成 26 年度以降の対応（案）

(1) 国への提案

平成 26 年度以降、①国出先機関の地方移管の継続的要請に加え、その突破口を開く取組の一つとして、②近畿圏広域地方計画の策定権限の移譲、③策定権限の移譲が実現するまでの当分の間、実績を示すための近畿圏広域地方計画策定への参画等、を国へ提案

(2) 次期近畿圏広域地方計画(素案)の策定

策定権限の移譲が実現するまでの取組として、産官学の検討会を立ち上げ、次期近畿圏広域地方計画の基となる素案の策定を目指す

(3) 関西圏域の展望研究

平成 26 年度は、次期近畿圏広域地方計画(素案)の策定を視野に入れ、関西圏域の展望研究を行う

①「研究会群」による政策コンセプトの研究

研究テーマを設定し、テーマごとに著名な有識者を核とした「研究会群」を設置し、課題抽出及び政策コンセプトの研究を行う

研究テーマ例	研究内容イメージ
地域間競争が激化する中での関西経済のあり方	・ポスト東京五輪を睨み、世界の中で東京に対して関西が果たす役割 ・国際経済拠点、観光・文化交流拠点、高度人材集積拠点のあり方（最先端の科学技術基盤を活用した医療等のクラスターや、各地域の世界的な歴史・文化遺産群を核としたネットワーク型拠点の可能性等） ・拠点性を生み出すインセンティブのあり方（ミッシングリンクの解消、リダンダンシーの確保に配慮した高速交通網(リニア等)や、クラウドを活用した高速通信システムの構築とこれらを活かすしくみ等）等
人口減少社会における関西圏域の持続可能な地域構造のあり方	・多自然居住地域、都市、都市周辺地域(ニュータウン)のあり方（都市と農村の近接性を活かした各地域の姿と交流のしくみ等） ・社会資本・空間管理のあり方とクラスター居住の可能性 ・住民の移動を支える地域内交通ネットワークの将来像 ・防災や環境の視点も踏まえた新しいまちづくりのあり方 等
新しいライフスタイルに対応した関西全体で支えあうしくみのあり方	・新たなライフスタイル・ワークスタイルのあり方（多様なコミュニティの創設、二地域居住・テレワーク等の普及のしくみ） ・子ども、女性、若者、高齢者、それぞれが支え合うしくみのあり方（女性が働きながら子育てする関西の打ち出しとインセンティブのしくみ等） ・多重的な医療システム、健康寿命の延伸に向けた取組のあり方 等 ・海外からの移住者を活用するしくみの可能性

(参考) 政策コンセプトのイメージ

- 関西経済：世界から高度人材が集積する関西経済特別区域圏の創造等
- 地域構造：参画と協働による新しいクラスター型まちづくりの先導等
- 支え合い：CBを核にしたみんなで支え合う共助コミュニティの創造等

② 関西圏域の展望研究チームによる検討

構成府県市の担当課長等を構成員とする展望研究チームを設置し、研究会群を下支えする

※ 本部事務局計画課を事務局とし、展望研究チームの下に、本部事務局各課横断の「ワーキングチーム」を設置。各府県市のキーパーソンに意見聴取しながら、

①基本推計及び主要シナリオ、②課題抽出・政策コンセプトの素案を検討

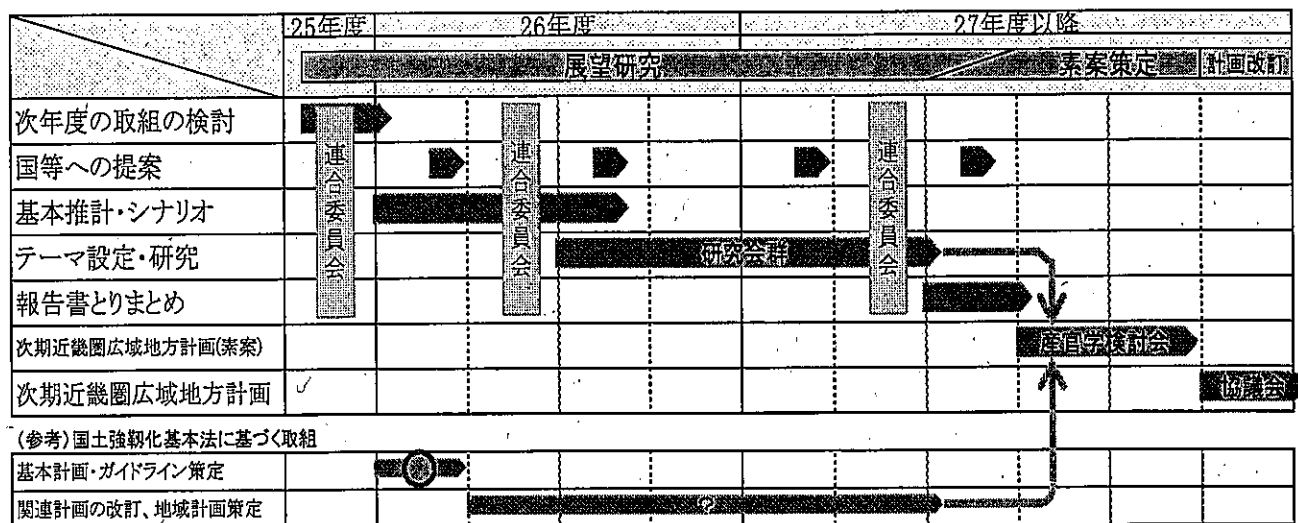
[参考]「国土強靱化基本法」に基づく対応検討

地域計画の策定ガイドライン(*)の内容を早期に把握し、広域でとりまとめる必要のある項目について検討

※ 平成 25 年 12 月 11 日「国土強靱化基本法」施行。同 17 日政策大綱決定

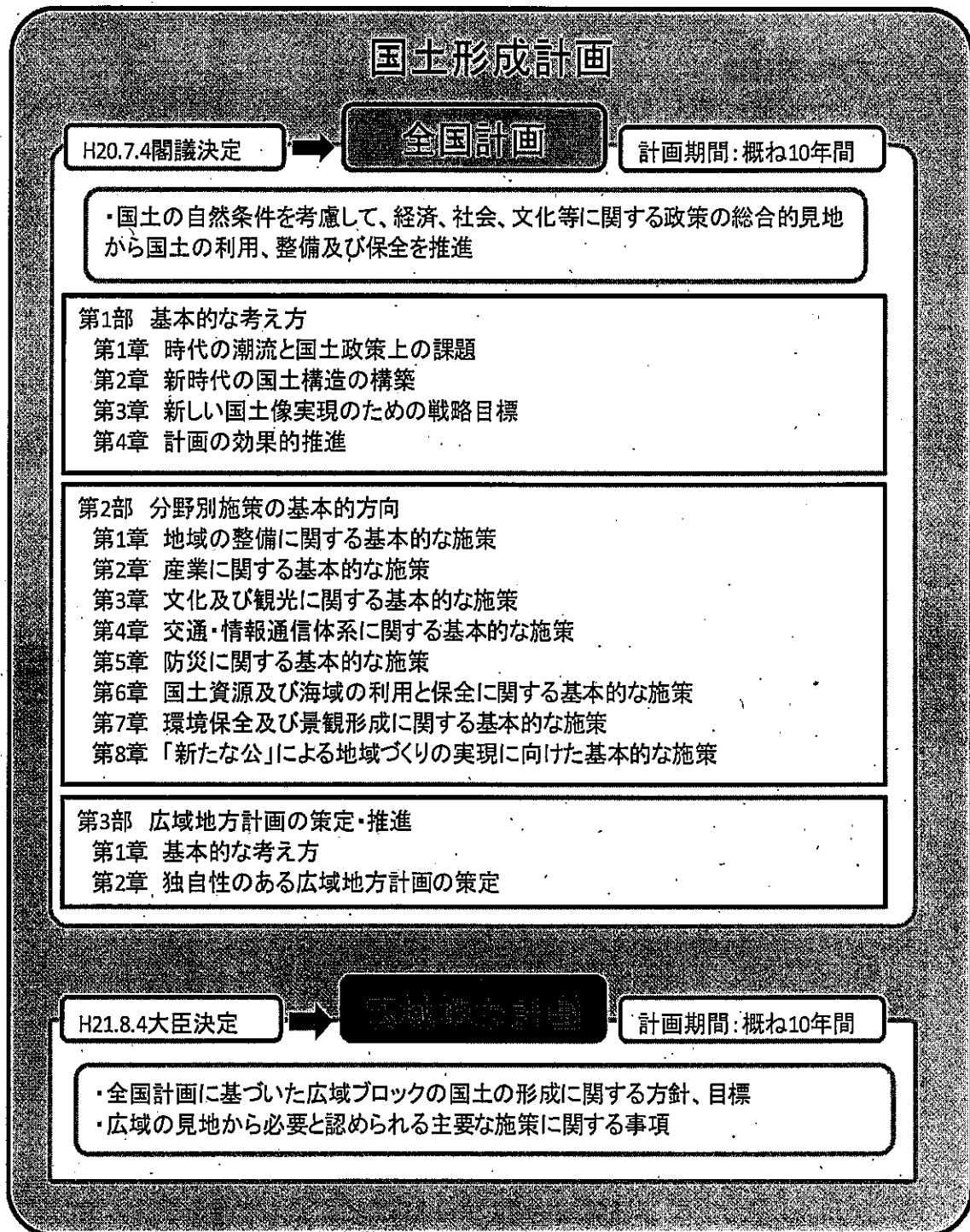
平成 26 年 5 月の基本計画閣議決定に合わせ、各都道府県及び市町村による地域計画の策定ガイドライン(*)を策定予定

3 想定スケジュール



国土形成計画（全国計画及び広域地方計画）について

1 国土形成計画の概要



[国土形成計画法の概要]

(1) 全国計画

- ・ 国土交通大臣が、関係行政機関の長に協議し、都道府県・政令指定都市の意見を聴き、国土審議会の調査審議を経て、計画の案を作成し、閣議の決定を求める。
- ・ 都道府県・指定都市は、単独または共同で、変更の案の作成について、素案を添えて、国土交通大臣に提案することができる。

(2) 広域地方計画

- ・ 国土交通大臣が、広域地方計画協議会の協議を経て、関係行政機関の長に協議して計画を策定する。
- ・ 広域計画区域内の市町村（協議会の構成員である市町村は除く。）は、単独でまたは共同で、変更について素案を添えて、都府県を経由して、国土交通大臣に提案することができる。

(広域地方計画協議会)

- ・ 広域地方計画及びその実施に関し協議するため、広域地方計画区域ごとに国の地方支分部局、関係都道府県、関係指定都市からなる協議会を設ける。
- ・ 協議会は、区域内の市町村、区域に隣接する地方公共団体その他密接な関係を有する者を協議会に加えることができる。

[参考：近畿圏広域地方計画の概要]

近畿圏広域地方計画

○ 関西の特徴と課題

○ 関西の目指す姿と課題

- 1 歴史・文化に誇りを持って本物を産み育む圏域
- 2 多様な価値が集積する日本のもう一つの中心圏域
- 3 アジアを先導する世界に冠たる創造・交流圏域
- 4 人と自然が共生する持続可能な世界的環境先進圏域
- 5 都市と自然の魅力を日常的に享受できる圏域
- 6 人々が自律して快適で豊かに暮らせる高福祉圏域
- 7 暮らし・産業を守る災害に強い安全・安心圏域

○ 主要プロジェクト

- 1 文化首都圏プロジェクト
- 2 関西の魅力巡りプロジェクト
- 3 次世代産業を創造する「知の拠点」プロジェクト
- 4 大阪湾ベイエリア再生プロジェクト
- 5 広域物流ネットワークプロジェクト
- 6 CO₂削減と資源循環プロジェクト
- 7 水と緑の広域ネットワークプロジェクト
- 8 関西を牽引する賑わい創出プロジェクト
- 9 農山漁村活性化プロジェクト
- 10 広域医療プロジェクト
- 11 広域防災・危機管理プロジェクト

○ 計画の効果的な推進

国土強靱化に係る国の動向等について

1 経過

○平成 25 年 12 月 11 日

「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」公布・施行

○平成 25 年 12 月 17 日

国土強靱化推進本部にて、「国土強靱化政策大綱」及び「大規模自然災害等に対する脆弱性の評価の指針」を決定

2 検討状況

現在、ナショナル・レジリエンス（防災・減災）懇談会（座長：藤井聡京都大学教授）にて以下の事項について検討中。

(1) 国土強靱化基本計画の策定 <第 10 条関係>

国土強靱化に係る国の他の計画等の指針となるべきものとして、国土強靱化政策大綱をもとに、脆弱性評価の結果の検証や地方公共団体等の意見を踏まえ、本年 5 月を目途に作成

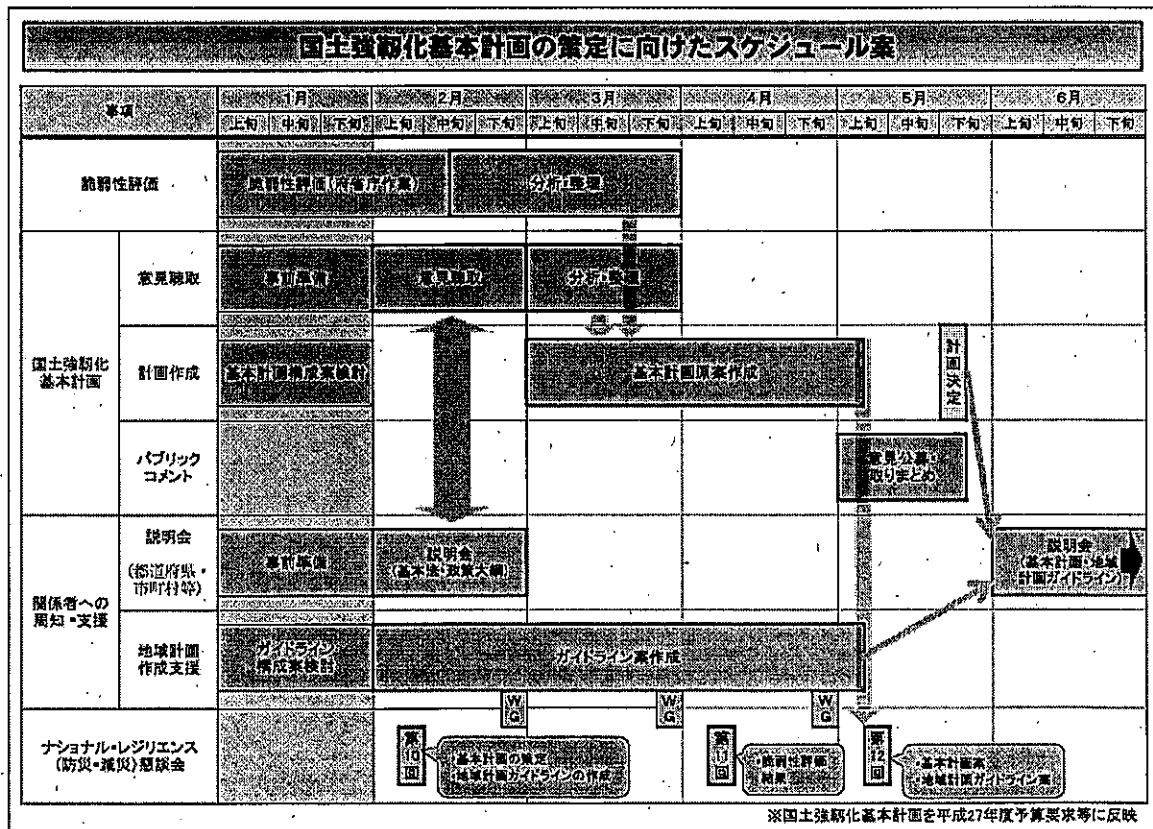
(2) 国土強靱化地域計画（都道府県又は市町村が策定 <第 13 条関係>）策定ガイドラインの作成

地方公共団体や民間事業者等の関係者が総力をあげて取組むことが不可欠であることから、地域計画の円滑な策定が図られるよう、基本計画の決定時期に、地域公共団体の参考となるガイドラインを作成

ガイドライン作成にあたっての論点例

- 地域計画における脆弱性評価の評価手法について
- 地域特性の考慮について
- 重点化・優先順位付けのメルクマールについて
- 体制及び住民参加の手法について 等

3 当面のスケジュール



強くしなやかな国民生活の実現を図るための 防災・減災等に資する国土強靱化基本法

概 要

□目的、基本理念

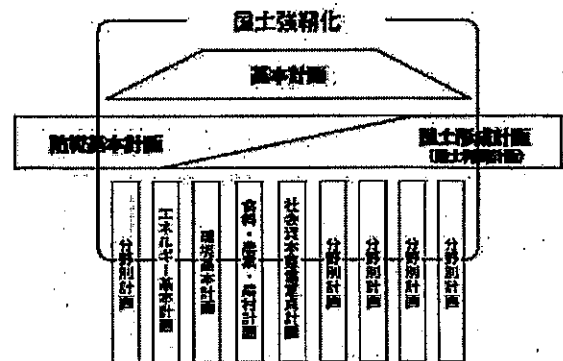
- ・大規模自然災害等に備えるには、事前防災・減災と迅速な復旧・復興に資する施策の総合的、計画的な実施が重要であり、国際競争力向上に資する
- ・必要な施策は、明確な目標のもと、現状の評価を行うことを通じて策定、国の各種計画に位置付ける（国土強靱化基本計画は、その指針となる）

□基本方針

- 1 人命の保護が最大限図られる
- 2 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- 3 国民の財産及び公共施設に係る被害を最小化する
- 4 迅速な復旧復興を可能とする
- 5 ソフト・ハード施策の組み合わせによる国土強靱化推進のための体制を整備する
- 6 自助・共助・公助の適切な組み合わせによる取組を基本とし、特に重大性・緊急性が高い場合は国が中核的な役割を果たす
- 7 実施される施策は、国民需要の変化や社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、重点化を図る

□基本計画・脆弱性評価・地域計画

- ・国土強靱化に係る指針として基本計画を定め、国土強靱化に関しては、国の他の計画は本計画を基本とする（＝アンブレラ計画）
（具体的な事業は記載せず、基本計画を指針として他の計画で位置づけ）
- ・計画の策定に先立ち、脆弱性に関する評価を実施し、その結果の検証を行うとともに、地方公共団体等の意見も聴取



- ・都道府県・市町村は、当該都道府県・市町村の他の計画の指針となる国土強靱化地域計画を定めることができる（＝アンブレラ計画）

国土強靱化を推進するための国の体制

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法に基づき、内閣総理大臣を本部長とし、全ての大臣が参加する国土強靱化推進本部（第1回）を平成25年12月17日に開催しました。

同本部では、基本計画の基となり、強靱化の施策の推進、関係する国の計画等の指針となる国土強靱化政策大綱と、基本計画策定に先立ち実施する脆弱性評価の指針が決定されました。

国土強靱化推進本部

本部長：内閣総理大臣

副本部長：

内閣官房長官

国土強靱化担当大臣

国土交通大臣

本部長：上記以外の全大臣

国土強靱化政策大綱

概 要

□国土強靱化政策大綱について

- ・国土強靱化基本計画の基となり、強靱化の施策の推進、関係する国の計画等の指針となるもの

□第1章 基本的考え方

- ・国土強靱化の理念、基本的な方針等、特に配慮すべき事項

□第2章 プログラムの推進方針

- ・事前に備えるべき8の目標、起こってはならない45の事態、事態を回避する45のプログラム（このうち重点化すべき15プログラム*）を選定

□第3章 施策分野の推進方針

- ・45のプログラム推進及びより長期的な観点から必要な取組を、12の個別施策分野と3の横断的分野に分類して推進方策として取りまとめ

（12の個別施策分野の推進方針の例）

- ①行政機能／警察・消防等：中央省庁全体の計画の策定、府省庁及び地方公共団体の業務継続計画の充実
- ②住宅・都市：密集市街地の火災対策、住宅・学校等の耐震化、建築物の長周期地震動対策
- ③保健医療・福祉：防災拠点における診療ユニットの活用、地域における講習の充実
- ④エネルギー：石油・LPG・ガスの機能確保（訓練及び備蓄から供給までの一連の対策）
- ⑤金融：災害時の情報通信機能・電源等の確保、BCP/BCM構築の促進・向上
- ⑥情報通信：情報通信の相互依存関係の見える化、長期電力供給停止等の脆弱性評価と対策
- ⑦産業構造：グループBCPや業界BCPの策定、実効性向上、地方強靱化BCPの策定
- ⑧交通・物流：代替輸送ルート of 早期確保（リニア中央新幹線等）
- ⑨農林水産：被災後における食料等の安定供給機能の維持のためのハード・ソフト施策
- ⑩国土保全：施設整備等と津波防災地域づくり等のソフト施策による被害最小化
- ⑪環境：自然環境を積極的に活用した防災・減災対策の推進
- ⑫土地利用（国土利用）：多様な地域が自律性を高め、国家・社会の諸機能を適切に分担し、国全体として一体的・有機的に協調して対応できる「自律・分散・協調」型国土の形成

（3の横断的分野の推進方針の例）

- ①リスクコミュニケーション：双方向のコミュニケーション、教育、訓練、啓発
（全世代が生涯にわたり継続）
- ②老朽化対策：個別施設ごとの長寿命化計画に基づく、PDCAサイクルの構築
- ③研究開発：人材の育成、研究開発に対するインセンティブの導入

関西防災・減災プラン風水害対策編【概要版】(案)

H26.3.27 関西広域連合広域防災局

関西圏域における近年の主な風水害の経験と教訓を踏まえ、流域が一体となった総合的な治水・治水の理念を共有し、災害の発生に備えた風水害に強い地域づくりを進め、住民避難の実効性の向上と災害対応体制の強化に取り組むとともに、災害発生時の初動体制の確立と応援・受援の円滑な実施を行う関西共通の対応方針を取りまとめる。

1 想定される風水害と取り組むべき課題

(1) 想定される風水害

大阪湾岸部では、地盤が低い地域に都市が発達しており、淀川等の大河川の氾濫や高潮による都市機能の麻痺により関西全体に甚大な影響を与えるおそれがある。

また、広範囲の豪雨により、広域にわたる複数河川の氾濫や中山間地域における大規模な土砂災害の多数同時発生などの危険性もある。

こうした関西圏域の地勢・気候特性を踏まえ、対象とする災害のイメージを提示。

(プランにおける被害想定と過去の災害事例)

対象災害	被害想定	災害事例
淀川等の主要水系における洪水氾濫	琵琶湖や淀川、木津川、桂川が氾濫し、滋賀県、京都府、大阪府をはじめ6府県で大規模浸水(浸水面積500km ² ・城内人口193万人)	M29 琵琶湖大水害、H16 台風23号、H21 台風9号、H25 台風18号
巨大台風の接近による大阪湾岸部での高潮災害	スーパー室戸台風(室戸台風コースを西に40km平行移動)により大阪府、兵庫県で大規模浸水(浸水面積237km ² ・城内人口165万人)	S9 室戸台風、S25 ジェーン台風、S36 第二室戸台風
記録的豪雨による大規模な土砂災害	奈良県、和歌山県で深層崩壊、河道閉塞等の大規模土砂災害が多数発生	S28 紀州大水害、S28 南山城水害、H23 台風12号

(2) 取り組むべき課題と取組の方向性

近年の主な風水害の経験と教訓を踏まえ、課題ごとの取組の方向性と広域連合の役割を整理。

課題	取組の方向性	広域連合の役割
①風水害に強い地域づくり	- 社会基盤施設の一層の整備 - 保水機能の維持・保全対策の推進 - 風水害に強い土地利用の検討 - ハード・ソフトの組合せによる総合的な対策	- 流域が一体となった総合的な治水・治水の理念の共有 - 先導的事例の情報提供による圏域内の取組促進
②住民避難の実効性の向上	- 市町村への確実な情報伝達の仕組みの整備 - ハザードマップの作成・充実支援 - 市町村の避難勧告等の実効性の向上促進	関西圏での水害リスク・災害情報伝達方法の共通化等、発信力を活かした統一的な情報発信
③災害対応体制の強化	- 関係機関との連携強化 - 被害状況・支援ニーズ等の迅速な把握 - 市町村間の連携の推進 - 緊急物資の供給、備蓄体制の構築 - 事前対応計画(タイムライン)の検討 - 広域応援訓練・合同職員研修の実施 - 地域の防災体制の整備	- 関西圏域の災害対応業務の共通化・標準化の推進 - 広域ブロックや民間事業者との協定締結 - 広域的な防災情報システムの整備 - タイムラインの導入検討

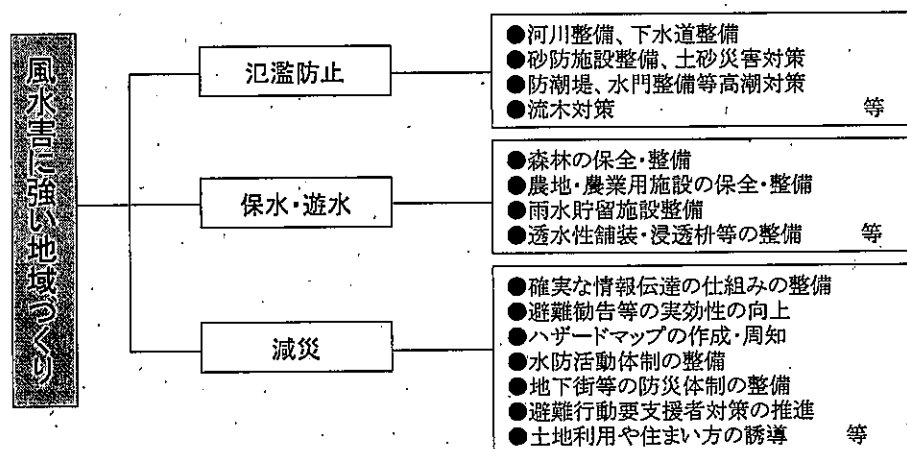
④ 応援・受援の円滑な実施	・ 初動体制の早期確立 ・ 応援・受援の円滑な実施	・ 緊急派遣チームの派遣 ・ 災害対策(支援)本部による応援・受援の調整
---------------	------------------------------	---

2 災害への備え（平時からの対策）

(1) 風水害に強い地域づくり

① 基本的な考え方

氾濫防止（流す・止める）対策、流域全体での保水・遊水（貯める）対策、減災（備える）対策を効果的に組み合わせ、河川管理者、下水道管理者、海岸管理者だけでなく、地域住民、市町村、府県、広域連合、国、関係機関・団体が連携して、上下流一体となって総合的な取組を推進する。



② 風水害に強い地域づくりの分野別の構成団体の取組

流域が一体となった総合的な治山・治水の理念を関西圏域全体で共有し、構成団体が各分野においてハード対策、ソフト対策を総合的・計画的に実施し、風水害に強い地域づくりを推進する。

ア 河川等対策

- ・ 河川整備（河川改修、洪水調節施設の整備等）
- ・ 下水道整備（雨水排水管、排水ポンプの整備等）
- ・ 都市浸水対策（雨水貯留浸透機能の確保等）
- ・ 浸水想定区域図（ハザードマップ）の作成・周知
- ・ 水防体制の強化、防災訓練等の実施

イ 山の対策

- ・ 森林の整備・保全、管理の適正化、治山施設等の整備
- ・ 土砂災害対策（砂防設備、地すべり防止施設等の整備）
- ・ 土砂災害警戒区域及び同特別警戒区域の指定
- ・ 流木対策
- ・ 農地の保全、農業用施設の保全・整備（老朽ため池の改修等）

ウ 海の対策

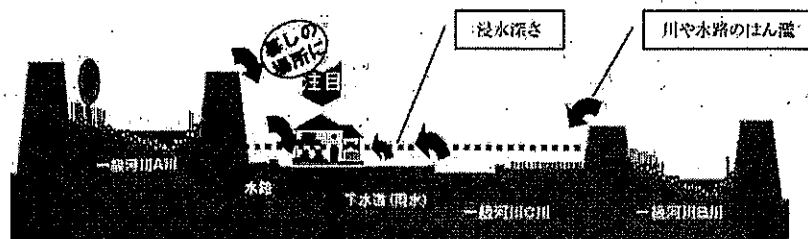
- ・ 高潮対策（防潮堤等海岸保全施設整備、水門・陸閘等の整備）
- ・ 水防警報海岸の指定推進、高潮浸水想定区域図の作成等

③ 風水害に強い地域づくりを推進する先導的な取組

- ・ 府県、市町村、府県民が協働して流域が一体となった総合的な治山・治水を推進する条例の制定

- 例：兵庫県総合治水条例、滋賀県流域治水の推進に関する条例
- ・住民の避難行動や住まい方に資する水害リスク情報の提供

例：滋賀県「地先の安全度マップ」：自宅や勤め先等の水害リスクを住民と共有するためのツールとして開発。大河川に加え、中小河川や身近な水路が溢れた場合の浸水状況を住民に示し、命を守るための避難行動や住まい方につなげてもらう。



(地先の安全度マップのイメージ)

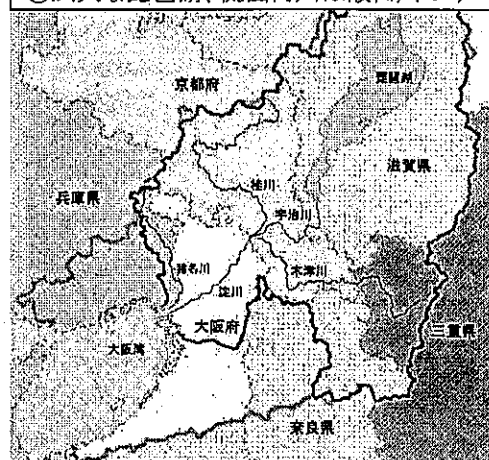
④ 関西圏域最大の流域－琵琶湖・淀川水系での取組

関西2府4県にまたがる琵琶湖・淀川水系は、上流部の治水安全度を向上させるため狭窄部の開削等の河川改修を行うと下流部の治水安全度が低下するという、上下流の利害がトレードオフの関係になる問題を抱えている。

多様な主体が関わる流域の問題は、治水や防災・減災だけでなく、複数の観点からの検討が必要のため、有識者による研究会を設置する等により、関係府県・市町村とも連携し、流域の課題と今後の取組の方向性を確認する。

水系の特徴

- ①宇治川・木津川・桂川の三川合流
- ②木津川・桂川・猪名川上流の狭窄部
- ③広大な琵琶湖、流出河川は瀬田川のみ



(2) 住民避難の実効性の向上

- ・ハザードマップの作成・充実支援
- ・避難勧告等発令支援情報の伝達
- ・避難勧告等の発令（解除）基準の策定・改善
(府県が異なる場合も含め、同じ流域内の市町村の基準の整合化等)
- ・住民の適切な避難行動と効果的な情報伝達
(気象情報等の動的情報とハザードマップ等の静的情報を結び付けた情報提供)
- ・竜巻や局地的大雨等特異な気象に対する安全確保行動の周知

【避難行動の分類】

種別・	安全確保行動	具体的な行動例
立ち退き 避難	その場を立ち退いて 近隣の安全な場所に 移動する避難行動	指定避難場所への移動
		(自宅等から移動しての) 安全な場所への移動 (公園、親戚や友人の家等)
		近隣の高い建物等への移動
屋内安全 確保	屋内に留まる安全確 保	自宅などの居場所や安全を確保できる場所での待避
		屋内の2階以上の安全を確保できる高さへの移動

(3) 災害対応体制の強化

① 関係機関との連携強化

- ・専門家・研究機関との連携、広域ブロックや民間企業との協定締結

② 円滑な情報収集・共有に資する関西広域の防災情報システムの整備

③ 市町村間連携の推進

- ・給水、がれき・廃棄物処理、保健衛生、家屋被害対策等で機動性の高い支援が行えるよう府県域を超えた市町村間の相互応援協定の締結を推進

④ 緊急物資の供給、備蓄体制の構築

- ・民間物流事業者と連携して緊急物資円滑供給システムを構築するとともに、関西全体の備蓄計画を策定

⑤ 広域避難体制の整備

- ・大規模な浸水被害の発生を想定した広域避難の実施体制を整備

⑥ 事前対応計画（タイムライン）の検討

- ・大阪湾巨大高潮災害等に備えるため、関係機関が連携した事前対応プログラムの導入を検討

⑦ 広域応援訓練・合同職員研修の実施

- ・構成団体・連携県の災害対応力向上と団体間の連携強化を図る訓練・研修を実施

⑧ 地域の防災体制の整備

広域連合は、構成団体と連携し、住民・企業・団体等が行う次の取組を支援し、関西圏域全体の防災力の向上を図る。

- ・水防活動体制の整備（人材確保、水防活動拠点整備）
- ・地下街等の防災体制の整備（自衛水防組織の設置、避難確保・浸水防止計画策定等）
- ・避難行動要支援者の避難支援体制の整備
- ・帰宅困難者支援体制の整備

3 災害発生時の対応

(1) 体制の確立

① 準備（情報収集）体制

- ・次の場合には、広域連合は対策準備室を設置して、情報収集・共有体制を強化
 - ア 関西圏域内で府県災害警戒本部又は対策本部が設置された場合
 - イ ア以外で、国内で甚大な被害が推測される場合
- ・また、関西圏域内で特別警報が発令された場合は、速やかに災害警戒本部を設置
- ・甚大な被害が推測される場合は、速やかに緊急派遣チームを派遣し、情報を収集

② 応援・受援体制

- ・広域応援が必要になると認められる場合には、対策準備室又は災害警戒本部を応援・受援調整室に改組。
- ・被害が甚大で広域連合組織を挙げた広域応援が必要になると認められる場合は、災害対策（支援）本部を設置。
- ・他ブロック（九都県市、九州等）及び全国知事会との調整は広域連合で実施

(2) 災害発生直前の対応

風水害は事前の予測が可能であることから、適切な対策のための直前の対応が重要。

① 気象情報、水位情報の収集及び共有

- ・台風情報、注意報・警報等の気象情報、水位情報を収集し、関係者に確実に共有

② 事前対応計画（タイムライン）による対応

- ・事前対応計画の導入を検討し、これに基づく早期の災害対応を実施

③ 早期の避難勧告等の発令と住民の安全確保行動

- ・気象情報を収集・分析し、浸水、危険性等を市町村に提供
- ・事前に広域避難が必要となる場合は、広域連合は、広域避難の受入調整を実施

④ 事業者等への早期の安全確保措置の働きかけ

- ・事業者、学校等に対し、早期に自主的な措置を講じるよう働きかけ
- ・交通機関や集客施設等での早期の注意喚起と安全確保措置の実施を働きかけ

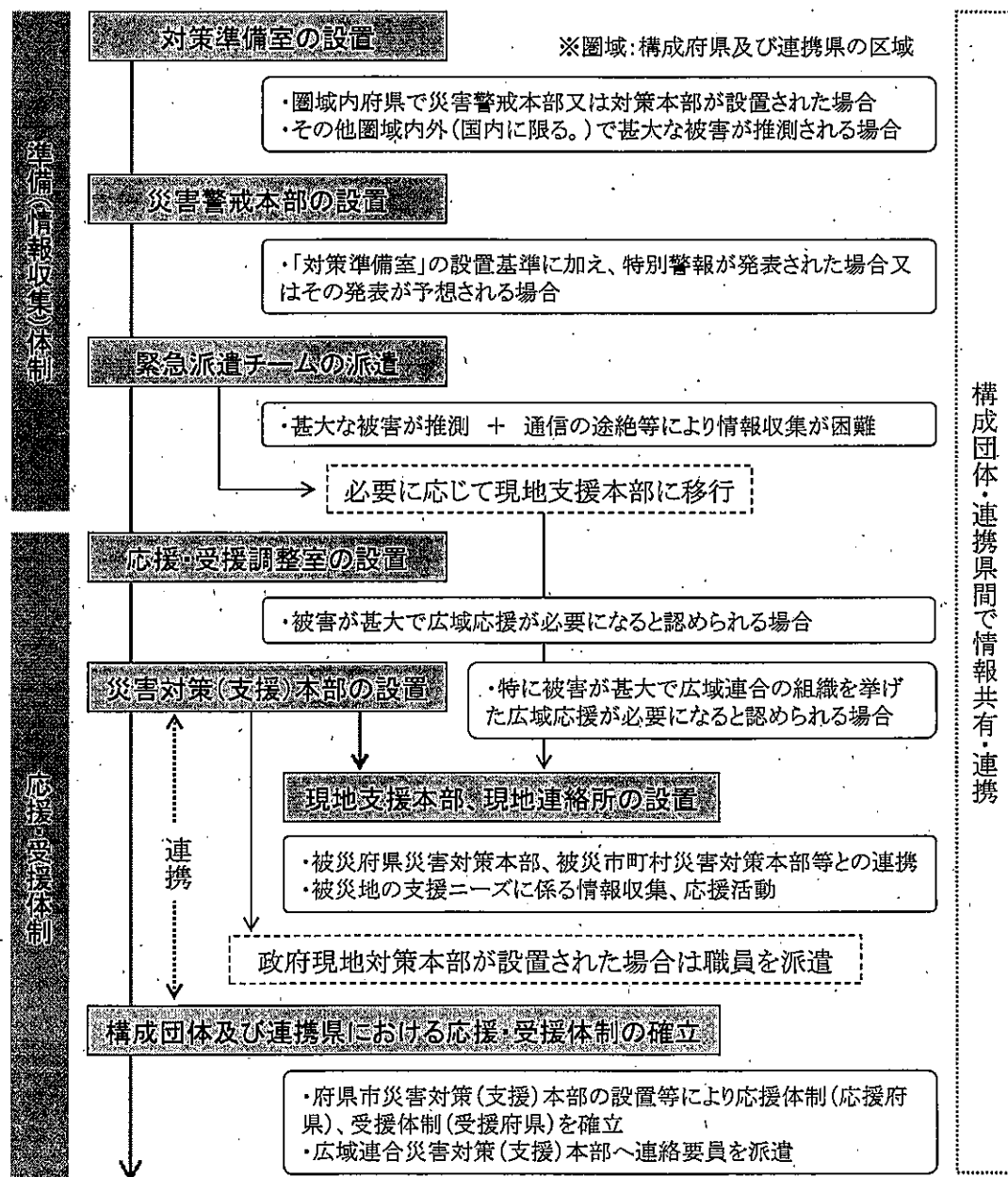
(3) 応援・受援の円滑な実施

- ・給水、災害廃棄物処理、避難所運営（被災者の健康対策、心のケア、生活衛生対策等）、その他被災者支援のための市町村支援
- ・社会基盤施設の早期復旧（特に災害査定）のための応援職員の派遣
- ・輸送経路・手段の確保、生活物資の供給、広域避難の実施、帰宅困難者支援、応急仮設住宅の整備・確保、災害ボランティアの活動促進 等

※ 具体的な応援・受援活動は、関西広域応援・受援実施要綱に基づき実施。

大規模広域災害発生時の対応

<確立する体制>



<災害対応オペレーションマップ>

No.	応援・受援の分野		被災市町村	被災府県	広域連合
1	分野共通	①情報の収集・共有及び公表	○被害状況の府県への連絡、公表 ○ニーズの把握、府県への連絡 ○対応状況の府県への連絡、公表	○気象情報の市町村への連絡 ○被害状況の国、広域連合への連絡、公表 ○ニーズの把握、広域連合への連絡 ○対応状況の広域連合への連絡、公表	○被害状況の取りまとめ、構成団体・連携県への連絡 ○ニーズの把握、構成団体・連携県への連絡 ○対応状況・応援実施状況の取りまとめ、公表
		②輸送経路・手段の確保	○市町村内の輸送経路の確保(道路管理者への道路啓開要請等) ○輸送手段の確保(事業者等への協力要請) ○燃料の確保(府県への燃料確保要請等)	○府県内の輸送経路の確保(道路管理者への道路啓開要請等) ○輸送手段の確保(事業者等への協力要請) ○燃料の確保(国への燃料確保要請等)	○府県間調整(事業者等への要請が集中する場合など輸送手段や燃料の配分調整が必要な場合)
		③応援要員の派遣	○必要な応援要員の把握 ○応援要員の派遣要請 ○業務の割当て ○執務スペース(必要に応じて宿舎等)の確保・提供	○必要な応援要員の把握 ○応援要員の派遣要請 ○業務の割当て ○執務スペース(必要に応じて宿舎等)の確保・提供	○情報収集 ○府県間調整(不足の場合は応援協定ブロック、全国知事会に応援要請) ○応援実績の取りまとめ、公表
2	救助・救急及び消火活動の実施(※)		(略)		
3	医療活動の実施	<主に急性期(概ね48時間以内)の対応>	—	○DMATの出動要請 ○ドクターヘリの出動要請 ○自衛隊の派遣要請 ○医療搬送拠点(SCU)の設置 ○DMAT、ドクターヘリ、自衛隊の受入れ ○医療搬送の実施	○基地病院、応援府県との管内ドクターヘリの運航調整 ○運航要請【協定事業者へ】
		<主に急性期以降の対応>	○必要な医療支援の把握 ○医療支援の要請 ○受入体制の構築 ○医療救護所等の設置 ○医療支援チームの受入れ ○薬剤・医療資機材の調達 ○地元医療機関等への引継ぎ	○必要な医療支援の把握 ○医療支援の要請 ○受入体制の構築 ○薬剤・医療資機材の調達 ○地元医療機関等への引継ぎ調整	○情報収集 ○府県間調整(不足の場合は応援協定ブロック、全国知事会に応援要請) ○医療支援チームの縮小に向けた調整
4	避難指示等の発令及び避難誘導(※)		(略)		
5	広域避難の実施 ※「避難指示等の発令及び避難誘導」「避難所の運営」も参照。		○市町村外避難の必要性判断 ○広域一時滞在の協議 ○自主避難者を含め広域避難者の所在・状況把握 ○自主避難者を含め広域避難者への情報提供、生活支援	○府県外避難の必要性判断 ○広域一時滞在の協議 ○広域避難者の輸送 ○自主避難者を含め広域避難者の所在・状況把握 ○自主避難者を含め広域避難者への情報提供、生活支援	○府県間調整(受入避難所の確保、広域避難者の輸送・生活支援)(不足の場合は応援協定ブロック、全国知事会に応援要請) ○受入実績の公表
6	避難所の運営 ※「生活物資の供給」「健康対策の実施」「生活衛生対策の実施」「防		○避難所の確保・開設 ○避難所運営要員の確保 ○避難所の運営	○避難所の確保 ○避難所運営要員の確保 ○避難所の運営支援	○府県間調整(不足の場合は応援協定ブロック、全国知事会に応援要請) ○避難所の運営支援
7	帰宅困難者の支援		○メッセージの発出 ○交通情報・支援情報の発出 ○一時滞留施設の確保 ○帰宅支援ステーションの開設要請 ○代替交通手段の確保 ○ホテル・旅館業者等への協力要請	○メッセージの発出 ○交通情報・支援情報の発出 ○一時滞留施設の確保 ○帰宅支援ステーションの開設要請 ○代替交通手段の確保 ○ホテル・旅館業者等への協力要請	○情報収集 ○協定事業者との連絡調整
8	生活物資の供給		○必要な物資の把握 ○備蓄物資の配布 ○物資の要請 ○物資集積・配送拠点の開設・運営 ○物資の受取り ○避難所等への物資配送 ○避難所等の物資到着状況の確認	○必要な物資の把握 ○備蓄物資の配布 ○物資の要請 ○物資集積・配送拠点の開設・運営 ○物資集積・配送拠点の場所・運営要員に係る支援要請 ○物資の中継 ○避難所等への物資配送 ○避難所等の物資到着状況の確認	○情報収集 ○府県間調整(物資の調達、物資集積・配送拠点の場所・運営要員)(不足の場合は応援協定ブロック、全国知事会に応援要請) ○応援実績の取りまとめ、公表
9	給水(※)		(略)		
10	被災者の健康対策の実施	①保健・福祉(※)	(略)		
		②栄養(※)	(略)		
11	被災者の心のケアの実施		○被害状況の把握 ○心のケアチーム数、活動方針の調整 ○心のケアチームの派遣要請 ○活動拠点の開設・運営 ○心のケアチームの受入れ ○活動状況の把握	○被害状況の把握 ○心のケアチーム数、活動方針の調整 ○心のケアチームの派遣要請 ○活動拠点の開設・運営 ○心のケアチームの受入れ ○活動状況の把握	○情報収集 ○府県間調整(不足の場合は応援協定ブロック、全国知事会に応援要請) ○応援実績の取りまとめ、公表
12	生活衛生対策の実施	①し尿処理	○仮設トイレの必要数等の把握 ○仮設トイレの設置・管理 ○応援要請	○仮設トイレの必要数等の把握 ○仮設トイレの確保 ○応援要請	○情報収集 ○府県間調整(不足の場合は応援協定ブロック、全国知事会に応援要請) ○応援実績の取りまとめ、公表
		②入浴の確保	○入浴可能施設の把握 ○入浴施設の開放要請 ○仮設風呂の設置要請 ○自衛隊入浴所の開設要請 ○入浴支援及び入浴施設の運営 ○入浴施設の使用状況の確認	○入浴可能施設の把握 ○入浴施設の開放要請 ○仮設風呂の設置要請 ○入浴所の開設要請 ○旅客船の入浴施設の開放要請 ○入浴施設の運営支援 ○入浴施設の使用状況の確認	○情報収集 ○府県間調整(不足の場合は応援協定ブロック、全国知事会に応援要請) ○応援実績の取りまとめ、公表
13	防疫対策の実施		○防疫活動(衛生指導、消毒、害虫駆除等)の実施 ○応援要請 ○応援の受入れ	○防疫活動の支援 ○応援要請 ○応援の受入れ支援	○情報収集 ○府県間調整(不足の場合は応援協定ブロック、全国知事会に応援要請) ○応援実績の取りまとめ、公表

※印の分野は、法令の定めや既定の応援制度により応援調整等が図られる分野。

応援府県	応援市町村	国	関係広域機関等
○ 気象情報の市町村への連絡 ○ 被害状況の市町村への連絡 ○ ニーズの把握、市町村への連絡 ○ 応援実施状況の広域連合への報告	○ ニーズの把握、府県への連絡 ○ 応援実施状況の府県への報告	〔気象庁〕気象情報の府県への連絡 〔内閣府・消防庁〕被害状況の取りまとめ、公表	〔報道機関〕報道の実施 〔応援協定ブロック、全国知事会〕情報収集
○ 被災府県までの輸送経路の確保 ○ 輸送手段の確保 ○ 燃料の確保 ○ 輸送の実施	○ 被災府県までの輸送経路の確保 ○ 輸送手段の確保 ○ 燃料の確保 ○ 輸送の実施	〔警察庁〕交通規制の広域調整 〔国土交通省〕輸送経路の確保、輸送手段の確保 〔海上保安庁〕緊急輸送活動の実施 〔自衛隊〕輸送支援等の実施 〔資源エネルギー庁〕燃料の確保	—
○ 情報収集 ○ 応援要員の確保 ○ 宿泊場所及び移動手段の確保 ○ 応援要員の派遣 ○ 応援実績の報告	○ 情報収集 ○ 応援要員の確保 ○ 宿泊場所及び移動手段の確保 ○ 応援要員の派遣 ○ 応援実績の報告	—	〔応援協定ブロック、全国知事会〕応援要員の派遣
(略)			
○ DMATの出動要請〔管内DMAT指定医療機関へ〕 ○ ドクターヘリの運航調整〔基地病院、広域連合と〕 ○ 医療搬送拠点(SCU)の設置 ○ 搬送患者の受入調整・受入れ ○ 情報収集 ○ 医療支援(応援要員)の確保 ○ 現地支援本部への職員派遣 ○ 宿泊施設及び交通手段の確保 ○ 医療支援チームの派遣 ○ 医療支援チームの縮小に向けた調整	〔広域医療機関等〕 ○ DMATの出動(DMAT指定医療機関) ○ ドクターヘリの出動(基地病院) ○ 搬送患者の受入れ(災害拠点病院等) 〔応援医療機関等〕 ○ 情報収集 ○ 医療支援(応援要員)の確保 ○ 宿泊施設及び交通手段の確保 ○ 医療支援チームの派遣	〔厚生労働省(DMAT事務局)〕DMATの出動要請(都道府県へ)、医療搬送拠点(SCU)の設置、搬送手段の確保、広域医療搬送の実施 〔自衛隊〕救護班の派遣 〔厚生労働省(DMAT事務局)〕搬送手段の確保、広域医療搬送の実施 〔自衛隊〕救護班の派遣、医療搬送の実施	〔協定事業者〕予備機活用によるドクターヘリの運航 〔応援協定ブロック、全国知事会〕応援要員の派遣 〔関係団体〕医療支援の実施
(略)			
○ 受入避難所の確保 ○ 広域避難者の受入れ ○ 広域避難者の輸送支援 ○ 広域避難者の生活支援 ○ 自主避難者を含め広域避難者の所在・状況把握 ○ 受入実績の報告 ○ 避難所運営要員の派遣 ○ 避難所の運営支援(広域避難者を受け入れた場合) ○ 情報収集	○ 受入避難所の確保 ○ 広域避難者の受入れ ○ 広域避難者の生活支援 ○ 自主避難者を含め広域避難者の所在・状況把握 ○ 受入実績の報告 ○ 避難所運営要員の派遣 ○ 避難所の運営(広域避難者を受け入れた場合) ○ 情報収集	〔総務省〕全国避難者情報システムの運用 〔厚生労働省〕避難所運営への助言 〔国土交通省〕代替輸送の調整	〔応援協定ブロック、全国知事会〕広域避難者の受入れ 〔応援協定ブロック、全国知事会〕応援要員の派遣 〔協定事業者(コンビニエンスストア等)〕帰宅支援ステーションの開設(水道水、トイレ、道路情報等の提供) 〔鉄道事業者〕代替輸送の手配
○ 情報収集 ○ 物資の調達 ○ 物資集積・配送拠点の開設・運営 ○ 物資の輸送 ○ 物資の中継 ○ 応援実績の報告	○ 情報収集 ○ 物資の調達 ○ 物資の輸送 ○ 応援実績の報告	〔厚生労働省〕医薬品等の確保 〔農林水産省〕政府所有米穀等の確保 〔経済産業省〕生活必需品の確保 〔総務省〕通信機器の確保 〔資源エネルギー庁〕燃料の確保 〔国土交通省〕物資集積・配送拠点の場所の確保	〔応援協定ブロック、全国知事会〕物資の調達、輸送
(略)			
(略)			
(略)			
○ 情報収集 ○ 心のケアチームの人員確保 ○ 心のケアチームの派遣 ○ 応援実績の報告	○ 情報収集	〔厚生労働省〕都道府県への応援(心のケアチームの派遣)の割当て	〔応援協定ブロック、全国知事会〕応援要員の派遣
○ 情報収集 ○ 仮設トイレの提供 ○ 応援実績の報告	○ 情報収集 ○ 仮設トイレの提供 ○ 応援実績の報告	〔環境省〕被害・復旧情報の公表、関係機関・団体への協力要請、し尿処理に係る支援の実施	〔応援協定ブロック、全国知事会〕応援要員の派遣、仮設トイレの提供
○ 情報収集 ○ 必要な資機材の提供 ○ 応援実績の報告	○ 情報収集 ○ 必要な資機材の提供 ○ 応援実績の報告	〔厚生労働省〕関係機関・団体への協力要請 〔国土交通省〕旅客船の入浴施設の開放要請 〔自衛隊〕仮設風呂の設置	〔応援協定ブロック、全国知事会〕応援要員の派遣、資機材の提供
○ 情報収集 ○ 応援要員の派遣、物資等の提供 ○ 応援実績の報告	○ 情報収集 ○ 応援要員の派遣、物資等の提供 ○ 応援実績の報告	〔厚生労働省〕応援要員の派遣、物資等の提供に係る関係機関・団体への協力要請 〔自衛隊〕防疫活動の支援	〔日本ベクトルコントロール協会〕防疫活動の支援 〔応援協定ブロック、全国知事会〕応援要員の派遣、物資等の提供

No.	応援・受援の分野		被災市町村	被災府県	広域連合
14	遺体の葬送		○ 必要な物資の把握及び火葬場受入体制の把握 ○ 遺体の処置に必要な物資の要請 ○ 広域火葬の要請 ○ 安置所の運営 ○ 遺体の搬送	○ 必要な物資の把握及び火葬場受入体制の把握 ○ 遺体の処置に必要な物資の要請 ○ 広域火葬の要請 ○ 安置所の運営支援 ○ 遺体の搬送支援	○ 情報収集 ○ 府県間調整(不足の場合は応援協定ブロック、全国知事会に応援要請) ○ 応援実績の取りまとめ、公表
15	被災建築物等の危険度判定(※)		(略)		
16	応急仮設住宅の整備・確保		○ 必要戸数の調査、府県への連絡 ○ 既存空き住宅及び応急仮設住宅建設可能用地の調査、府県への連絡 ○ 入居者の募集 ○ 入居事務の実施 ○ 既存空き住宅の提供 ○ 応急仮設住宅の供与・維持管理	○ 必要戸数の確定、広域連合等への連絡 ○ 既存空き住宅の提供及び応急仮設住宅の建設に係る協力要請 ○ 既存空き住宅の提供 ○ 建設用地の選定 ○ 配置計画、仕様等の確定 ○ 応急仮設住宅建設指示(発注) ○ 進捗管理・検査、市町村への引継ぎ ○ 応援要員の派遣要請 ○ 他府県での既存空き住宅提供要請 ○ 他府県での応急仮設住宅建設要請	○ 情報収集 ○ 応援要員の派遣調整(不足の場合は応援協定ブロック、全国知事会に応援要請) ○ 既存空き住宅提供戸数の調整・割当て(不足の場合は応援協定ブロック、全国知事会に応援要請) ○ 応急仮設住宅建設戸数の調整・割当て
17	社会基盤施設の緊急対策及び復旧	①全般	○ 要員・資機材の確保 ○ 要員・資機材の応援要請 ○ 緊急対策(施設の利用規制、緊急点検・情報収集、障害物の除去、道路・航路の啓開、施設の利用可否情報等の周知) ○ 応急復旧(施設の応急復旧工事) ○ 復旧(施設の復旧工事)	○ 要員・資機材の確保 ○ 要員・資機材の応援要請 ○ 緊急対策(施設の利用規制、緊急点検・情報収集、障害物の除去、道路・航路の啓開、施設の利用可否情報等の周知) ○ 応急復旧(施設の応急復旧工事) ○ 復旧(施設の復旧工事)	○ 要員・資機材の確保に係る府県間調整(不足の場合は応援協定ブロック、全国知事会に応援要請) ○ 施設管理者への早期復旧要請(道路:国土交通省、高速道路管理者、鉄道:国土交通省、鉄道事業者、空港:国土交通省、民間空港等管理者へ)
		②水道(※)	(略)		
		③下水道(※)	(略)		
		④電気・ガス・通信(※)	(略)		
18	災害廃棄物の処理		○ 災害廃棄物の状況把握 ○ 災害廃棄物処理(撤去、収集、分別、処分)に係る応援要請	○ 災害廃棄物の状況把握 ○ 災害廃棄物処理(撤去、収集、分別、処分)に係る応援要請	○ 情報収集 ○ 府県間調整(不足の場合は応援協定ブロック、全国知事会に応援要請)
19	被災者の生活支援	①災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付	○ 対象者の調査、住民への広報 ○ 申込書の交付、申し出等の対応 ○ 審査委員会の設置、書類の審査 ○ 給付金の給付 ○ 貸付金の貸付決定通知書の交付 ○ 応援要員の派遣要請	○ 対象者の把握 ○ Q&Aの作成、助言 ○ 厚生労働省への疑義照会 ○ 応援要員の派遣 ○ 応援要員の派遣要請	○ 府県間調整(不足の場合は応援協定ブロック、全国知事会に応援要請)
		②義援金の募集・配分	○ 義援金の募集・受付 ○ 義援金の配分基準の決定 ○ 義援金の配分 ○ 応援要員の派遣要請	○ 義援金の募集・受付 ○ Q&Aの作成 ○ 義援金の配分 ○ 応援要員の確保、派遣 ○ 応援要員の派遣要請	○ 府県間調整
		③被災者生活再建支援金の支給	○ 住宅被害状況等の把握 ○ 住民への広報 ○ 応援要員の派遣要請 ○ 応援要員の受入れ ○ 申請書の受理、送付	○ 住宅被害状況等の把握、取りまとめ ○ 被災者生活再建支援法の適用 ○ 応援要員の確保、派遣 ○ 応援要員の派遣要請 ○ 申請書の受理(審査)、送付	○ 府県間調整(不足の場合は応援協定ブロック、全国知事会に応援要請)
		④相談窓口の開設	○ 相談窓口の設置 ○ 応援要員の派遣要請 ○ 応援要員の受入れ	○ 相談窓口の設置 ○ 相談窓口の把握・取りまとめ ○ 被災者ニーズの把握・取りまとめ ○ 応援要員の派遣要請 ○ 応援要員の受入れ調整、受入れ	○ 府県間調整(不足の場合は応援協定ブロック、全国知事会に応援要請)
20	被災市町村事務全般の支援		○ 災害関連事務(家屋被害調査、罹災証明の発行など)等の実施 ○ 応援要員の派遣要請 ○ 応援要員の受入れ	○ 災害関連事務等の支援 ○ 応援要員の派遣調整 ○ 応援要員の受入れ支援	○ 府県間調整(不足の場合は応援協定ブロック、全国知事会に応援要請) ○ 応援実績の取りまとめ、公表
21	学校の教育機能の回復	教職員を派遣する場合	○ 学校のニーズ・要望の把握 ○ 応援教職員の派遣要請 ○ 応援教職員の受入準備 ○ 応援教職員の受入れ	○ 学校のニーズ・要望の把握・集約 ○ 応援教職員の派遣要請 ○ 応援教職員の受入れ	○ 府県間調整
		スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを派遣する場合	○ 学校のニーズ・要望の把握 ○ スクールカウンセラー等の派遣要請 ○ スクールカウンセラー等の受入準備 ○ スクールカウンセラー等の受入れ	○ 学校のニーズ・要望の把握・集約 ○ スクールカウンセラー数等の派遣要請 ○ スクールカウンセラー等の受入れ	○ 府県間調整(不足の場合は応援協定ブロック、全国知事会に応援要請)
22	文化財の緊急保全		○ 文化財の緊急保全活動の実施 ○ 応援要員の派遣要請 ○ 応援要員の受入れ ○ 文化財の一時保管要請 ○ 文化財の搬送	○ 文化財の緊急保全活動の実施 ○ 応援要員の派遣要請 ○ 応援要員の受入れ ○ 文化財の一時保管要請 ○ 文化財の搬送	○ 府県間調整 ○ 指導・助言等の要請 ○ 応援実績の取りまとめ及び公表
23	災害ボランティアの活動促進		○ 市町村災害ボランティアセンターの設置 ○ ボランティアニーズの把握 ○ 災害ボランティアの受入表明、募集 ○ 災害ボランティア用資機材の確保 ○ 災害派遣等従事車両証明書の発行 ○ ボランティアコーディネーター等災害ボランティアセンターの運営要員の派遣要請	○ 府県災害ボランティアセンターの設置 ○ ボランティアニーズの把握 ○ 災害ボランティアの受入表明、募集 ○ ボランティアバスの運行支援 ○ 災害ボランティア用資機材の確保 ○ 災害派遣等従事車両証明書の発行 ○ ボランティアコーディネーター等災害ボランティアセンターの運営要員の派遣要請	○ 情報収集 ○ ボランティア活動の呼びかけ ○ 災害ボランティアセンターの運営要員の派遣に係る府県間調整 ○ ボランティアインフォメーションセンターの設置・運営 ○ 応援実績の取りまとめ、公表

応援府県	応援市町村	国	関係広域機関等
○情報収集 ○物資等の提供、広域火葬の調整 ○応援実績の報告	○情報収集 ○物資等の提供、火葬の調整 ○火葬の実施 ○応援実績の報告	[厚生労働省]遺体の処置に必要な物資の確保、遺体の搬送等に係る関係機関・団体への協力要請	[NPO法人日本環境衛生協会、葬祭事業協同組合連合会]物資等の提供に係る会員事業者への協力要請 [地方霊柩自動車協会]遺体の搬送 [日本遺体衛生保全協会]遺体の処理 [日本DMORT研究会]遺体安置所での遺族のケア支援
(略)			
○応援要員の派遣 ○既存空き住宅の提供 ○建設用地の選定 ○配置計画、仕様等の確定 ○応急仮設住宅建設指示(発注) ○進捗管理・検査、市町村への引継ぎ	○応援要員の派遣 ○応急仮設住宅の供与・維持管理 ○既存空き住宅及び応急仮設住宅建設可能用地の調査、府県への連絡	[国土交通省]応援要員の派遣調整、関係団体・事業者への協力要請、応急仮設住宅の仕様、単価等に係る内閣府、財務省との調整 [国土交通省、経済産業省、環境省]応急仮設住宅建設資機材の提供に係る関係団体・事業者との調整 [林野庁]国有林からの木材供給、関係団体への木材供給要請	[宅建業協会他不動産事業者、都市再生機構等]提供可能な既存空き住宅の調査、既存空き住宅を応急仮設住宅として借上げ提供 [プレハブ建築協会等]応急仮設住宅建設体制の整備、事業者の選定、建設準備の依頼、建設用地に関する助言、配置計画案の作成、詳細設計、建設工事の実施 [都市再生機構等]応援要員の派遣 [応援協定ブロック、全国知事会]応援要員の派遣、既存空き住宅の提供
○応援要員の派遣、資機材の提供	○応援要員の派遣、資機材の提供	[国土交通省]国管理施設の啓開・復旧、リエゾン・TEC-FORCEの派遣、鉄道の復旧要請[鉄道事業者へ] [農林水産省]水士里災害派遣隊の派遣 [水産庁]漁港の復旧に係る応援要員の派遣調整 [林野庁]治山施設・林業用施設の復旧に係る応援要員の派遣調整 [海上保安庁]港内の航行制限、航路標識の復旧、水深調査等	[応援協定ブロック、全国知事会]応援要員の派遣、資機材の提供 [高速道路管理者、鉄道事業者、民間空港等管理者]管理施設の啓開・復旧
(略)			
(略)			
(略)			
○情報収集 ○要員の派遣、資機材の提供 ○廃棄物の受入調整 ○応援実績の報告 ○応援要員の派遣	○情報収集 ○要員の派遣、資機材の提供 ○廃棄物の受入れ ○応援実績の報告 ○応援要員の派遣	[環境省]災害廃棄物の処理に係る支援	[応援協定ブロック、全国知事会]要員の派遣、資機材の提供、廃棄物の受入調整
○応援要員の派遣	○応援要員の派遣	—	[応援協定ブロック、全国知事会]応援要員の派遣
○応援要員の派遣	○応援要員の派遣	—	—
○応援要員の派遣	○応援要員の派遣	[内閣府]義援金照会への回答	[被災者生活再建支援法人(財)都道府県会館]支給申請書の審査、支援金の支給 [応援協定ブロック、全国知事会]応援要員の派遣
○応援要員の派遣	○応援要員の派遣	—	[応援協定ブロック、全国知事会]応援要員の派遣
○応援要員の派遣調整	○応援要員の派遣	[総務省]全国市長会・町村会との応援要員の確保に係る調整	[応援協定ブロック、全国知事会]応援要員の派遣
○応援実績の報告	○応援実績の報告	—	[全国市長会、全国町村会]市町村への応援要員の派遣要請
○応援教職員の派遣調整 ○応援教職員(府県立学校)の選定・決定 ○応援教職員(府県立学校)の派遣 ○スクールカウンセラー等の派遣調整(府県臨床心理士会、府県社会福祉士会等との調整) ○スクールカウンセラー等の派遣 ○応援要員の派遣 ○文化財の一時保管施設の確保 ○文化財の搬入・一時保管 ○応援実績の報告	○応援教職員(市町村立学校)の選定・決定 ○応援教職員(市町村立学校)の派遣 — ○応援要員の派遣 ○文化財の一時保管施設の確保 ○文化財の搬入・一時保管 ○応援実績の報告	[文部科学省]学校のエデュケーション機能の回復に係る助言・支援 — — [文化庁]指導・助言	[臨床心理士会]派遣可能なスクールカウンセラーの決定 [応援協定ブロック、全国知事会]応援要員の派遣、文化財の一時保管
○情報収集 ○ボランティア活動の呼びかけ ○ボランティアバスの運行支援 ○ボランティアコーディネーター等災害ボランティアセンターの運営要員の派遣 ○応援実績の報告	○情報収集 ○ボランティア活動の呼びかけ ○ボランティアバスの運行支援 ○ボランティアコーディネーター等災害ボランティアセンターの運営要員の派遣 ○応援実績の報告	—	—

新型インフルエンザ等対策特措法及び感染症法上、中心的な役割を担う各構成府県・連携県が各府県行動計画の定めるところにより実施する対策を補完し、関西圏域全体としてより水準が高く統一性のある対策が実施できるよう、広域連合が構成団体・連携県の行動計画と整合性を図りつつ、府県域を超えた広域調整を行うための方針を取りまとめる。

1 本プランの対象とする感染症

(1) 新型インフルエンザ等感染症（感染症法第6条第7項）

- ① 新型インフルエンザ
- ② 再興型インフルエンザ

(2) 新感染症（感染症法第6条第9項）のうち全国的かつ急速なまん延のおそれのあるもの

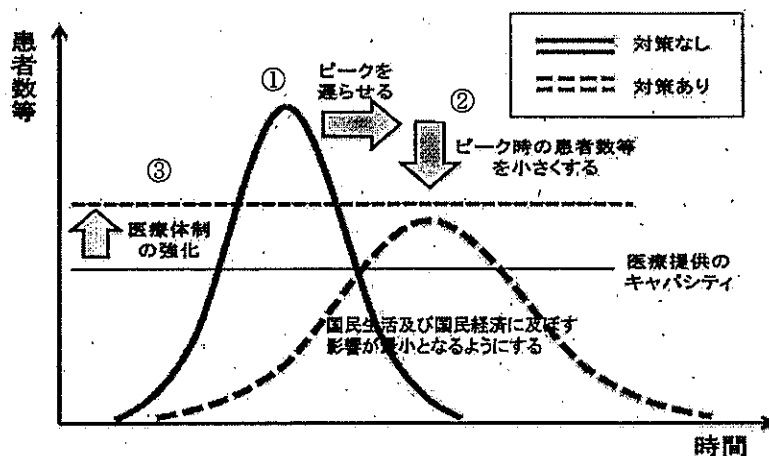
2 対策の目的及び基本的な戦略

(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護する

- ・ 感染拡大を抑え、流行のピークを遅らせて、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保。
- ・ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくし、医療体制の強化を図ることで、適切な医療を提供し、重症者数や死亡者数を減らす。

(2) 国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする

- ・ 地域での感染対策等により、欠勤者の数を減らすとともに、事業継続計画の作成・実施等により医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務の維持。



（出所）「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」

3 新型インフルエンザ等対策の留意点

基本的人権の尊重等、政府行動計画に掲げる点に加えて、次の点に留意する。

- ・地震等の自然災害と異なり、応援職員への感染や応援職員を通じた感染の拡大というリスクが伴うため、応援の可否、必要性、効果等をより慎重に判断して、広域調整に当たる必要がある。

4 新型インフルエンザ発生時の被害想定

項 目	全国の想定	関西の想定
①罹患割合	国民の25%が罹患	同 左
②外来受診患者数	約1,300万～2,500万人	約253万～487万人
③入院患者数	約53万～200万人	約10万～39万人
④死亡者数	約17万～64万人	約3万～12万人
⑤1日当たり最大入院患者数	約10.1万～39.9万人	約2万～7.8万人

(注) 政府行動計画の想定を人口按分して算定。

②の上限値 2,500 万人をもとに、アジアインフルエンザを中等度（致死率 0.53%）、スペインインフルエンザを重度（致死率 2.0%）として推計

5 発生段階

状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、予め下記の発生段階を設け、各段階の対応方針を定める。

発生段階	状 態	政府行動計画 の発生段階
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態	未発生期
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	海外発生期
関西圏域内 未発生期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、関西圏域内では発生していない状態	国内発生早期
関西圏域内 発生早期	関西圏域内のいずれかの構成府県・連携県で、新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	
関西圏域内 感染期	関西圏域内のいずれかの構成府県・連携県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	国内感染期
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	小康期

6 新型インフルエンザ等対策

(1) 実施体制

① 準備体制・警戒体制の確立

新型インフルエンザは動物インフルエンザから変異することがあり、動物インフルエンザの感染患者が発生した場合でも社会的影響が大きいため、広域連合は、海外での動物インフルエンザ発生の初めから、段階的に体制を整える。

新型インフルエンザ等対策準備室	新型インフルエンザ等警戒本部
海外で、動物から人への感染患者が発生したとき、限定的に人から人への感染が認められるときに設置し、情報収集及び連絡調整を開始。	海外で新型インフルエンザ等が発生した疑いがあり、政府の初動の対処方針が決定されたときに設置し、広域調整の準備を開始。

② 関係機関・団体等との連携強化

広域連合は、構成団体・連携県、保健所設置市や市町村、広域連合の他分野局のほか、相互応援協定のある広域ブロック等、国、広域実動機関等とともに、指定（地方）公共機関、登録事業者等との連携強化を図る。

③ 新型インフルエンザ等対策本部の設置

政府若しくは都道府県の対策本部の設置、又は関西圏域内の府県を区域とする緊急事態宣言が発せられたときで、被害が甚大で広域連合の組織をあげた広域応援が必要と判断される場合に設置し、有識者の意見を踏まえ、支援対応にあたる。

④ 新型インフルエンザ等対策に係る研修や広域的な訓練の実施

(2) サーベイランス・情報収集

- ・ 構成団体・連携県は、患者発生（定点）・ウイルス・入院・学校といった各種サーベイランスシステムを活用して、インフルエンザの発生状況等の情報を一元的に集約・分析するとともに、医療機関等の関係者に迅速かつ定期的に還元し、効果的な対策に結び付ける。
- ・ 構成団体・連携県は、海外発生期には、患者の全数把握を開始するとともに、学校等での集団発生の把握を強化する。府県内感染期には、全数把握を中止し、学校等での集団発生の把握強化も通常に戻す。
- ・ 広域連合は、発生段階毎の構成団体・連携県の対応に応じて情報を収集し、関西圏内で共有を図る。

(3) 情報提供・共有

① 情報発信等

- ・ 広域連合は、構成団体・連携県の広報チームと密接に連携し、広域防災ポータルサイト等を活用して情報提供・共有を図るとともに、各団体の情報提供との整合性に配慮しつつ、その発信力を活かして統一メッセージを出す等の情報発信を行う。
- ・ 構成団体・連携県は、海外発生期にコールセンター等を設置し、発生早期にその体制を強化する。広域連合は、各団体のコールセンター等に寄せられる問い合わせ等の情報を集約して共有を図る。
- ・ 緊急事態宣言がされている場合には、広域連合は、関西圏域のどの地域でどのような緊急事態措置がとられているかを把握・広報する。

② 報道機関等への情報提供の調整

広域連合は、報道機関等へ情報提供に当たっては、個人情報の取り扱いに関する基準や情報の提供方法・内容等について共通化を図るため、必要な広域調整を行う。

③ 風評被害の抑止

広域連合は、報道機関と連携し、発生地 of 正確な地理情報とともに感染症の正しい情報を発信するとともに、誤った情報が出た場合には、構成団体・連携県と連携して、関西で一一致してこれを速やかに打ち消す情報発信を行う。

(4) 予防・まん延の防止

① 水際対策

広域連合は、海外発生期において、空港等における停留の実施等効果的な水際対策が行われるよう、検疫所と密接に連携する。

② まん延防止にかかる社会的対策

- ・ 構成団体・連携県は、感染症法に基づく患者等への対応の措置を行うとともに、住民・事業者等に対して感染対策を講じるよう、学校設置者に対して臨時休業を適切に行うよう要請する。事業者等が府県をまたがる場合に、広域連合は必要に応じで調整する。
- ・ 構成府県・連携県は、新型インフルエンザ等緊急事態において、必要に応じ、住民に対し不要不急の外出の自粛の要請を行うほか、学校、保育所等及び特措法施行令第11条に定める学校、保育所等以外の施設の使用制限の要請・指示を行う。
- ・ 広域連合は、府県をまたがった人の行き来の大きい地域において、構成府県・連携県が行う要請等の内容の統一を図るなどの広域調整を行う。

③ 予防接種

ア 特定接種

特定接種は、住民接種に先立ち、医療の提供、国民生活・経済の安定確保に寄与する業務を行う登録事業者や新型インフルエンザ等対策に携わる公務員に対して実施される。対象者の範囲、総数、接種順位等は国の基本的対処方針により決定される。

- ・ 構成団体・連携県、市町村は、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の接種を実施するとともに、登録事業者の登録等に協力する。
- ・ 広域連合は、府県をまたがる事業者などの特定接種が効率的に実施できるように、必要に応じ、構成団体・連携県を通じて事業者に対して働きかけを行う。

イ 住民接種

住民への接種の実施は、接種順位も含めて国の基本的対処方針により決定される。

(7) 住民接種の接種体制

市町村は、接種体制の構築を図るとともに、実施に当たり接種会場を確保し、原則として当該市町村の区域内に居住する者を対象に集団的接種を行う。

(4) 府県を超えた広域接種への対応

広域連合は、他府県の病院・施設への長期入院・入所者、里帰り分娩の妊産婦及び同伴の小児等について、国において広域接種の体制が整備された場合には、構成府県・連携県と連携して、関西圏域において円滑に実施できるよう努める。また、広域接種に伴うワクチンの偏在に対応して、構成府県・連携県と連携し、必要に応じて、関西圏域内での広域融通調整を行う。

(5) 医療

① 医療体制の整備と医療の確保

- ・ 構成団体・連携県は、二次医療圏等の圏域を単位とし、地域の実情に応じた医療体制の整備を推進し、海外発生期には「帰国者・接触者外来」における診療、「帰国者・

接触者相談センター」における相談を行い、発生早期には、原則として、感染症法に基づき、患者等を感染症指定医療機関等に入院させる。患者が増加してきた段階においては、一般の医療機関でも診療する体制に移行する。

- ・ 緊急事態宣言がされている場合には、構成団体・連携県は、地域の医療機関が不足した場合に、定員超過入院等のほか臨時の医療施設の設置により医療を提供する。

② 検査体制の整備

- ・ 構成団体・連携県は、各地方衛生研究所の処理可能件数を超える場合等に備えて、地方衛生研究所間の連携を図る。

③ 医薬品・医療資器材の整備・融通

- ・ 広域連合は、構成団体・連携県の医療資器材等の保有状況を把握し、その整備を促すとともに、キャパシティを越えた場合に広域的な融通調整を行う。
- ・ 広域連合は、構成府県・連携県の抗インフルエンザウイルス薬の備蓄状況を把握し、発生時に地域的な不足が生じた場合に、広域的な融通調整を行う。

④ 患者の搬送・移送体制の確立

- ・ 構成団体・連携県は、消防機関と情報共有を図り、患者の搬送・移送に関する協力・連携体制の徹底を図る。
- ・ 広域連合は、発生早期の近隣府県間で患者搬送車を提供する体制の構築に努める。

(6) 府県民生活・府県民経済の安定の確保

① 指定（地方）公共機関等に関する調整

- ・ 医療機関、指定（地方）公共機関及び登録事業者は、発生時に、府県民生活・経済への影響を最小限とできるよう、特措法に基づき事前に十分準備を行い、緊急事態宣言がされている場合でも、事業の継続を行う。
- ・ 構成団体・連携県は、指定地方公共機関に対し、準備確保の要請と業務計画の策定支援を行うとともに、緊急事態宣言がされている場合は、緊急物資の運送、物資の売渡し等の要請・指示を行う。
- ・ 広域連合は、事業者等が府県をまたがり、一元的な要請等を行うことが求められる場合は、必要な広域調整を行う。

② 府県民・事業者への統一的な情報発信

- ・ 構成団体・連携県は、緊急事態宣言がされている場合には、事業者のサービス提供水準に係る府県民への呼びかけ、生活関連物資等の価格の安定等のため調査・監視等を行う。
- ・ 広域連合は、その発信力を活かして統一メッセージを出す等、関西府県全てを対象とした一斉の呼びかけを行う。

③ 広域火葬の実施

広域連合は、広域火葬の実施体制を構築し、火葬場等の情報を収集・共有するとともに、逼迫時における構成府県・連携県間の応援・協力の調整を行う。

【参考】発生段階に対応したオペレーションマップ

発生段階	対策	国	広域連合	構成府県・連携県	市町村
未発生期	状態	(1) 新型インフルエンザ等が発生していない状態 (2) 海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況			
	目的	(1) 発生に備えて体制の整備を行う。 (2) 関西圏域内発生に早期対応に努める。			
	対策の考え方	(1) 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、本プラン等を踏まえ、国、構成団体・連携県、関係団体等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、事前の準備を推進する。 (2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、府県民全体での認識共有を図るため、構成団体・連携県と連携して継続的な情報提供を行う。			
	実施体制	○行動計画等の作成 ○情報交換及び連携体制の確立 ○訓練の実施(特第12条)	○関西防災・減災プラン(感染症対策編・新型インフルエンザ等)等の作成 ○体制の整備及び関係機関・団体等の連携強化 ○研修、広域的訓練の実施	○行動計画等の作成 ○体制の整備及び関係機関・団体等の連携強化 ○研修、広域的訓練の実施	○行動計画等の作成 ○体制の整備及び関係機関・団体等の連携強化
	サーベイランス・情報収集	○情報収集 ○通常のサーベイランス	○サーベイランス情報の構成団体・連携県との共有	○情報収集 ○通常のサーベイランス	
	情報提供・共有	○感染症や公衆衛生に関する情報提供・共有の体制整備	○ポータルサイト等による情報提供 ○府県民に対する情報提供・注意喚起の統一メッセージの発信	○感染症や公衆衛生に関する情報提供・共有の体制整備	○感染症や公衆衛生に関する情報提供・共有の体制整備
	予防・まん延の防止	○個人、地域、職場対策の周知 ○緊急事態時における感染症対策の理解促進 ○衛生資器材等の供給体制の整備 ○水際対策の連携強化 ○ワクチンの研究開発、確保、供給体制の整備 ○特定接種の事業者の登録 ○住民接種の接種体制の構築	○特定接種の事業者登録の協力・調整 ○住民接種の広域接種への対応	○個人、地域、職場対策の周知 ○緊急事態時における感染症対策の理解促進 ○特定接種の事業者の登録 ○住民接種の接種体制の構築	○個人、地域、職場対策の周知 ○特定接種の事業者の登録 ○住民接種の接種体制の構築
	医療	○地域医療体制の整備 ・医療体制確保マニュアル等の提供 ○国内感染期に備えた医療確保 ○医療資器材の備蓄・整備 ○検査体制の整備 ・迅速診断キットの開発等 ○医療機関等への情報提供体制の整備 ○抗インフルエンザウイルス薬の備蓄(国民の45%)	○医薬品・医療資器材の保有状況の情報共有 □	○地域医療体制の整備 ○府県内感染期に備えた医療確保 ○医薬品・医療資器材等の備蓄・整備 ○検査体制の整備(PCR等の検査体制整備) ○抗インフルエンザウイルス薬の備蓄(国民の45%)及び流通体制の整備	○医療資器材等の備蓄・整備
	国民生活及び経済の安定の確保	○指定公共機関の指定及び登録事業者の登録 ○緊急物資の流通・運送等の事業継続体制整備の要請 ○物資及び資材の備蓄等(特第10条)	○指定(地方)公共機関等に対する一元的な要請等の広域調整 ○広域火葬の体制構築等	○指定地方公共機関の指定及び業務計画等の策定支援 ○物資供給の要請等 ○広域火葬の体制構築等 ○物資及び資材の備蓄等(特第10条)	○広域火葬の体制構築等 ○物資及び資材の備蓄等(特第10条)
	動物インフルエンザ患者発生時	○対策会議又は関係会議の開催 ○情報の集約・共有・分析 ○感染症危険情報の発出 ○水際対策の開始	○対策準備室の設置 ○情報収集及び連絡調整の開始		
海外発生期(関西圏域内未発生期)	状態	(1) 海外で新型インフルエンザ等が発生、もしくは、国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等が発生した状態 (2) 関西圏域内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態 (3) 海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況			
	目的	(1) 新型インフルエンザ等の侵入をできるだけ遅らせ、関西圏域内発生に早期対応に努める。 (2) 関西圏域内の発生に備えて体制の整備を行う。			
	対策の考え方	(1) 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。 (2) 対策の判断に役立てるため、国際的な連携の下で、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。 (3) 関西圏域内発生した場合には早期に発見できるよう関西圏域内のサーベイランス・情報収集体制を強化する。 (4) 海外での発生状況について注意喚起するとともに、関西圏域内発生に備え、圏域内発生した場合の対策についての確かな情報提供を行い、市町村、医療機関、事業者及び府県民に準備を促す。 (5) 医療機関等への情報提供、検査体制の整備、診療体制の確立、府県民生活及び府県民経済の安定のための準備、プレパレンディングワクチンの接種等、関西圏域内発生に備えた体制整備を急ぐ。			
	実施体制	○政府対策本部の設置(特第15条) ○基本的対処方針の決定 ○国際的な連携による情報収集	○対策準備室、警戒本部又は対策本部の設置 ○情報収集及び連絡調整の強化(情報収集員の派遣)	○対策本部の設置(特第22条) ○対策の協議 ○サーベイランス体制の強化 ・患者の全数把握開始(感第12条) ・学校等の集団発生に備える体制強化	
	サーベイランス・情報収集	○サーベイランス体制の強化 ・患者の全数把握開始(感第12条) ・学校等の集団発生に備える体制強化	○サーベイランス情報の構成団体・連携県との共有		
	情報提供・共有	○海外での発生状況情報提供 ○コールセンターの設置	○ポータルサイト等による情報提供 ○府県民に対する情報提供・注意喚起の統一メッセージの発信 ○コールセンターにおける情報の共有	○海外での発生状況情報提供 ○コールセンターの設置	○海外での発生状況情報提供 ○コールセンターの設置
	予防・まん延の防止	○感染症危険情報の発出 ○水際対策の実施(検疫の強化) ・特定検査港等の指定 ・停留施設の使用(特第29条) ・航空機等の運行制限の要請(特第30条) ○ワクチンの確保 ○特定接種の準備・開始(特第28条) ○住民接種の準備	○滞留等の円滑な実施のための検疫所との連携 ○特定接種の円滑な実施のための構成団体・連携県を通じた事業者への働きかけ	○感染症危険情報の発出 ○患者・濃厚接触者の健康診断受診の勧告・実施(感第17条) ○就業制限(感第18条) ○入院の勧告・措置(感第19条) ○特定接種の準備・開始(特第28条) ○情報提供	○特定接種の準備・開始 ○住民接種体制の準備
	医療	○国内発生に備えた医療体制整備 ○帰国者・接触者外来等の設置要請 ○PCR等の検査体制の確立 ○抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握	○医薬品・医療資器材の保有状況の情報共有 ○患者の搬送・移送体制の確立	○帰国者・接触者外来の整備 ○帰国者・接触者相談センターの設置 ○院内感染対策を講じた診療体制の整備 ○PCR等の検査体制の確立 ○抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握 ○患者の搬送・移送体制の確立	
	国民生活及び経済の安定の確保	○職場における感染対策の準備要請 ○指定公共機関等の事業継続に向けた準備要請	○指定(地方)公共機関等に対する一元的な要請等の広域調整 ○府県民・事業者への統一的な情報発信 ○広域火葬の体制構築等	○指定公共機関等の事業継続に向けた準備要請 ○広域火葬の体制構築等	○広域火葬の体制構築等

発生段階	対策	国	広域連合	構成府県・連携県	市町村
関西圏域内発生早期	状態	関西圏域内で新型コロナウイルス等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。			
	目的	(1) 関西圏域内での感染拡大をできる限り抑える。 (2) 患者に適切な医療を提供する。 (3) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。			
	対策の考え方	(1) 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き感染拡大防止策等を行う。 (2) 政府対策本部が、関西圏域内に対し緊急事態宣言を発出した場合は、積極的な感染拡大防止策等とする。 (3) 個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、医療体制や感染拡大防止策について、府県民に対し、積極的な情報提供を行う。 (4) 国内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、海外での情報収集に加えて、関西圏域内での情報をできるだけ集約し、医療機関等に提供する。 (5) 新型コロナウイルス等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染対策を実施する。 (6) 圏域内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、府県民生活及び府県民経済の安定のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。 (7) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。			
	実施体制	○基本的対処方針の変更 ○政府現地対策本部の設置	○対策本部での協議 ○情報収集員の派遣 ○政府現地対策本部との連携	○対策本部での協議 ○政府現地対策本部との連携	
	サーベイランス・情報収集	○サーベイランスの強化(患者の全数把握、学校等の集団発生時の把握) ○患者の臨床情報把握	○サーベイランス情報の構成団体・連携県	○サーベイランスの強化(患者の全数把握、学校等の集団発生時の把握) ○患者の臨床情報把握	
	情報提供・共有	○国民への情報発信の強化 ○地方公共団体との情報共有の強化 ○コールセンター等の充実・強化	○ポータルサイト等による情報提供 ○府県民に対する情報提供・注意喚起の統一メッセージの発信 ○コールセンターにおける情報の共有 ○報道機関等への情報提供の調整 ○風評被害の抑止	○府県民への情報発信の強化 ○コールセンター等の体制充実・強化	○市町村民への情報発信の強化 ○コールセンター等の体制充実・強化
	予防・まん延の防止	○水際対策の継続 ○住民接種の準備(接種順位の決定) ○住民・事業者・学校等への感染対策の協力要請(特第24条9項)	○構成団体・連携県が行う要請内容の統一などの広域調整 ○住民接種の広域接種の円滑実施(ワクチンの広域融通調整)	○患者への入院の勧告・措置(感第19条) ○濃厚接触者へ外出自粛要請・健康観察等(感第44条の3) ○住民・事業者・学校等への感染対策の協力要請(特第24条9項)	○住民接種の準備・開始 ☐
	医療	○診断・治療に資する情報等の医療機関への提供 ○抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通指導	○医薬品・医療資材の広域融通調整 ○近隣府県間等の患者搬送車の提供調整	○帰国者・接触者外来における医療提供の継続 ○帰国者・接触者相談センターにおける相談体制の継続 ○患者等の増加に応じた一般の医療機関でも診療する体制への移行 ○PCR検査等の確定検査 ○抗インフルエンザウイルス薬の適正な使用要請	
	国民生活及び経済の安定の確保	○全国事業者に対し感染対策の要請 ○消費者としての適切な行動の呼びかけ ○事業者に買占め・売惜しみが生じないよう要請	○指定(地方)公共機関等に対する一元的な要請等の広域調整 ○府県民・事業者への統一的な情報発信	○事業者に対し感染対策の要請 ○消費者としての適切な行動の呼びかけ ○事業者に買占め・売惜しみが生じないよう要請	○事業者に対し感染対策の要請 ○消費者としての適切な行動の呼びかけ ○事業者に買占め・売惜しみが生じないよう要請
	実施体制	○緊急事態宣言(特第32条) ※期間・区域を公示			○市町村対策本部の設置(特第36条)
	情報提供・共有		○関西圏域内の緊急事態措置の広報		
緊急事態宣言時(特第32条)	状態	(1) 関西圏域内で新型コロナウイルス等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態。 (2) 感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。			
	目的	(1) 医療体制を維持する。 (2) 健康被害を最小限に抑える。 (3) 府県民生活・府県民経済への影響を最小限に抑える。			
	対策の考え方	(1) 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替える。 (2) 地域ごとに発生状況は異なり、実施すべき対策が異なることから、府県において必要な対策の判断を行う。 (3) 状況に応じた医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。 (4) 流行のピーク時の入院患者や重症者数をなるべく抑えて医療体制への負荷を軽減する。 (5) 医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめる。 (6) 欠勤者の拡大が予測されるが、府県民生活・府県民経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。 (7) 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。 (8) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策を縮小もしくは中止する。			
	実施体制	○国内感染の拡大に伴う基本的対処方針の変更 ○患者の全数把握 ○地域未発生期・地域発生早期の地域は、実施。地域感染期の地域は、中止し、通常サーベイランスを継続。 ○学校等の集団発生時の把握は通常サーベイランスに戻す ○入院患者、死亡者の発生動向を調査、重症化の状況を把握	○圏域内感染の拡大に伴う対策の変更 ○サーベイランス情報の構成団体・連携県との共有	○府県内感染の拡大に伴う対策の変更 ○患者の全数把握の中止等 ○学校等の集団発生時の把握は通常サーベイランスに戻す。	○市町村内感染の拡大に伴う対策の変更
	サーベイランス・情報収集				
	情報提供・共有	○国民への情報発信の強化 ○地方公共団体との情報共有の強化 ○コールセンター等の継続	○ポータルサイト等による情報提供 ○府県民に対する情報提供・注意喚起の統一メッセージの発信 ○コールセンターにおける情報の共有 ○報道機関等への情報提供の調整 ○風評被害の抑止	○府県民への情報発信の強化 ○コールセンター等の継続	○市町村民への情報発信の強化 ○コールセンター等の継続
	予防・まん延の防止	○住民・事業者・学校等への感染対策の協力要請(特第24条9項) ○特定接種の継続	○構成団体・連携県が行う要請内容の統一などの広域調整 ○住民接種の広域接種の円滑実施(ワクチンの広域融通調整)	○住民・事業者・学校等への感染対策の協力要請(特第24条9項) ○濃厚接触者へ外出自粛要請・健康観察等の中止 ○住民接種の継続	○住民接種の継続
	医療	○備蓄している抗インフルエンザ薬の使用 ○医療従事者に対する従事要請及び補償 ○ファクシミリによる処方せん送付について対応方針	○医薬品・医療資材の広域融通調整	○帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センター及び患者の入院措置の中止 ○一般の医療機関における診療体制へ移行 ○重症患者の入院治療、それ以外の患者の在宅療養へ移行 ○ファクシミリ処方体制の活用 ○備蓄している抗インフルエンザ薬の使用	○在宅療養患者への支援
	国民生活及び経済の安定の確保	○全国事業者に対し感染対策の要請 ○消費者としての適切な行動の呼びかけ ○事業者に買占め・売惜しみが生じないよう要請	○指定(地方)公共機関等に対する一元的な要請等の広域調整 ○府県民・事業者への統一的な情報発信	○事業者に対し感染対策の要請 ○消費者としての適切な行動の呼びかけ ○事業者に買占め・売惜しみが生じないよう要請	○事業者に対し感染対策の要請 ○消費者としての適切な行動の呼びかけ ○事業者に買占め・売惜しみが生じないよう要請
	実施体制				
	情報提供・共有				

発生段階	対策	国	広域連合	構成府県・連携県	市町村
緊急事態宣言時(特第32条)	実施体制			○緊急事態措置の代行・応援(特第38条、39条)	○緊急事態措置の応援(特第39条)
	情報提供・共有		○関西圏域の緊急事態措置の広報		
	予防・まん延の防止	○住民接種の継続	○外出自粛、施設使用制限等の広域調整	○不要不急の外出自粛等の要請(特第45条第1項) ○学校、保育所等の施設の使用制限の要請(特第45条第2項)、指示(同3項)及び施設名の公表 ○学校、保育所等以外の施設への協力要請(特第45条第2項)、使用制限等の要請(特第45条第2項)、指示(同3項)及び施設名の公表 ※患者数増加に伴い医療体制の負荷が過大となる特別な場合	○住民接種の継続
	医療			○医療等の確保要請 ○臨時の医療施設の設置及び土地等の使用(特第46条第1・2項、第49条)	
	国民生活及び経済の安定の確保	○サービス水準に係る国民への呼びかけ ○緊急物資の運送の要請(特第54条) ○建群・火葬の特例等(特第56条) ○生活関連物資等の価格の安定等の要請(特第59条) ○患者の権利利益の保全(特第57条) ○新型コロナウイルス等緊急事態に関する融資(特第60条)	○サービス水準に係る府県民への呼びかけ ○緊急物資の運送要請等の広域調整 ○広域火葬の実施調整	○サービス水準に係る府県民への呼びかけ ○緊急物資の運送の要請(特第54条) ○物資の売渡し等の要請等(特第55条) ○生活関連物資等の価格の安定等の要請(特第59条) ○広域火葬の実施等	○生活関連物資等の価格の安定等の要請(特第59条) ○要援護者への生活支援 ○広域火葬の実施等
小康期	状態	(1) 新型コロナウイルス等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態 (2) 大流行はいったん終息している状況			
	目的	府県民生活及び府県民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。			
	対策の考え方	(1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。 (2) 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について府県民に情報提供する。 (3) 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。 (4) 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。			
	実施体制	○基本的対処方針の変更 ○緊急事態解除宣言 ○政府対策本部の廃止(特第21条)	○対策の見直し ○対策本部の廃止 ※広域連合の組織をあげた広域応援の必要がなくなったとき	○対策の見直し ○対策本部の廃止(特第25条) ※政府対策本部の廃止時	○対策の見直し ○対策本部の廃止(特第37条) ※緊急事態解除宣言時
	サーベイランス・情報収集	○各国の対応に係る情報収集 ○通常のサーベイランス継続 ○引き続き学校等における集団発生状況の把握強化	○サーベイランス情報の構成団体・連携県との共有	○通常のサーベイランス継続 ○引き続き学校等における集団発生状況の把握強化	
	情報提供・共有	○コールセンター等に寄せられた問い合わせの取りまとめ ○情報提供の在り方の見直し ○コールセンター等の体制縮小	○府県民に対する情報提供・注意喚起の統一メッセージの発信 ○コールセンターにおける情報の共有 ○情報共有体制の見直し	○コールセンター等に寄せられた問い合わせの取りまとめ ○情報提供の在り方の見直し ○コールセンター等の体制縮小	○コールセンター等に寄せられた問い合わせの取りまとめ ○情報提供の在り方の見直し ○コールセンター等の体制縮小
	予防・まん延の防止	○第二波に備えた住民に対する予防接種の継続			○第二波に備えた住民に対する予防接種の継続
	医療	○第二波に備えた抗インフルエンザ薬の備蓄		○通常の医療体制に戻す。 ○第二波に備えた抗インフルエンザ薬の備蓄	
	国民生活及び経済の安定の確保	○消費者としての適切な行動の呼びかけ ○事業者による買占め・売惜しみが生じないよう要請	○指定(地方)公共機関等に対する一元的な要請等の広域調整 ○府県民・事業者への統一的な情報発信	○消費者としての適切な行動の呼びかけ ○事業者による買占め・売惜しみが生じないよう要請	○消費者としての適切な行動の呼びかけ ○事業者による買占め・売惜しみが生じないよう要請
	情報提供・共有	○緊急事態解除宣言時	○関西圏域の緊急事態措置縮小・中止の広報		
緊急事態宣言時	予防・まん延の防止	○予防接種の継続			○予防接種の継続
	国民生活及び経済の安定の確保	○全国の事業者による業務の再開周知 ○緊急事態措置の縮小・中止 ○新型コロナウイルス等緊急事態に関する融資		○事業者による業務の再開周知 ○指定地方公共機関への事業継続への支援 ○緊急事態措置の縮小・中止	○緊急事態措置の縮小・中止

(注) 段階はあくまで目安として、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。

特: 新型コロナウイルス等対策特別措置法

感: 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

鳥インフルエンザ・口蹄疫等の発生・まん延から、関西の畜産業を守り、経済への影響を軽減するため、構成府県・連携県が家畜伝染病予防法（以下「家伝法」という。）及び特定家畜伝染病防疫指針（以下「指針」という。）に基づき防疫措置を円滑に実施できるよう、広域連合が、関西圏域における防疫措置に伴う関連業務、付随業務にかかる応援・受援の広域調整を実施するための方針を取りまとめる。

1 関西圏域の畜産業

関西圏域の平成 24 年畜産部門産出額は 1,711 億円で全国の 6.4%（農業産出額全体では 9.3%）、農業産出額に占める割合は 21.3%で全国平均（30.8%）を下回る。

また、関西圏域では兵庫県と三重県で圏域内畜産部門産出額の約半分を占めている。

区 分	全 国	関西圏域	兵 庫	三 重	徳 島	鳥 取	京 都	滋 賀	奈 良	和 歌 山	福 井	大 阪
農業産出額(億円)	86,104	8,045	1,522	1,122	1,054	684	718	665	437	1,022	477	344
全国構成比(%)	100	9.3	1.8	1.3	1.2	0.8	0.8	0.8	0.5	1.2	0.6	0.4
関西構成比(%)	-	100	18.9	13.9	13.1	8.5	8.9	8.3	5.4	12.7	5.9	4.3
畜産部門産出額(億円)	26,531	1,711	470	345	267	207	138	107	58	56	42	21
農業産出額に占める割合(%)	30.8	21.3	30.9	30.7	25.3	30.3	19.2	16.1	13.3	5.5	8.8	6.1
全国構成比(%)	100	6.4	1.8	1.3	1	0.8	0.5	0.4	0.2	0.2	0.2	0.1
関西構成比(%)	-	100	27.5	20.2	15.6	12.1	8.1	6.3	3.4	3.3	2.5	1.2

（資料：平成 25 年 12 月 農林水産統計「平成 24 年 農業産出額及び生産農業所得（都道府県別）」より）

2 関西圏域における特定家畜伝染病の発生状況

関西圏域でも、平成 16 年 2 月に国内で 79 年ぶりとなる高病原性鳥インフルエンザが発生。その後、散発的に発生しているものの、その都度防疫措置によりまん延を阻止。

なお、関西圏域では口蹄疫は発生していない。

関西圏域の高病原性鳥インフルエンザ発生状況

時 期	地 域	処分羽数
平成16年	京都府	約22万羽
平成16年	京都府	約 1万羽
平成23年	和歌山県	約12万羽
平成23年	三重県	約 7万羽
平成23年	三重県	約26万羽
平成23年	奈良県	約10万羽

※疫学関連として兵庫県内でも約7千羽を自衛殺処分。

（参考）宮崎県の発生状況

○高病原性鳥インフルエンザ

時 期	地 域	処分羽数	経済への影響
平成23年	宮崎県内 2 市 6 町	約102万羽	約102億

○口蹄疫

時 期	地 域	処分頭数	経済への影響
平成22年	宮崎県内 5 市 6 町	約30万頭	約2,350億

3 発生・まん延への備え

(1) 発生時に備えた準備

① 早期通報体制等の整備

初動防疫を円滑に実施するため、異常家畜発生段階での発生府県からの早期通報体制等の整備（近畿農政局ルートと広域連合ルートで多重化を図る）

② 初動防疫に必要な農家情報等の収集・共有

- ・ 初動防疫に必要な農家の所在地、畜種、飼養頭羽数、焼埋却地等の確保状況等の情報を把握
- ・ 家畜防疫マップシステムを活用して、想定される搬出制限区域の農家情報や飼料・資材の搬送ルートの情報の共有

③ 初動防疫に必要な人員等の確保

構成府県・連携県が家伝法及び指針に基づき人員・資材等の確保を行うのに合わせて、広域連合では、発生時の関西圏域における迅速な初動防疫のため、家畜防疫員の派遣及び防疫資材の融通に備えた情報を共有する（近畿農政局に登録のうえ広域連合と構成団体が共有、毎年度更新）。

(2) 家畜の所有者に対する指導・助言等

構成府県・連携県は、家伝法及び指針に基づき、以下の事項を実施する。

- ① 家畜の所有者の防疫に対する意識を高め、家伝法に基づく飼養衛生管理基準を遵守させるための指導・助言
- ② 家畜伝染病の海外における最新の発生状況等の周知
- ③ 家畜の所有者の焼埋却地の事前確保が十分でない場合の利用可能公有地の決定等

(3) 畜産関係者への海外渡航に関する指導

構成府県・連携県は、鳥インフルエンザ等の発生地域への渡航を可能な限り自粛するように要請するとともに、仮に渡航する場合の留意事項を指導する。

(4) 広域防疫訓練、派遣要員の安全研修の実施

4 発生・まん延時の対応

(1) 段階的な対応体制の整備

鳥インフルエンザ等発生時には、発生状況の把握、応援の要・不要、支援ニーズなどを迅速・的確に判断し、支援行動に移すため、広域連合では、被害の状況等に応じて段階的な対応体制を整備する。

- ① 鳥インフルエンザ等警戒本部（国内で鳥インフルエンザ等が発生したとき又は農林水産省若しくは都道府県の対策本部が設置されたとき）
- ② 鳥インフルエンザ等対策本部（広域連合の組織をあげた広域応援が必要と判断される場合）

(2) 防疫措置の円滑な実施

構成府県・連携県は、家伝法・指針に基づき、国、広域連合、市町村、関係機関と連携し、次の防疫措置を円滑に実施し、家畜伝染病のまん延防止に努める。

発生農場での措置	発生農場周辺での措置
・と殺 ・死体の処理 ・汚染物品の処理 ・畜舎等の消毒	・通行の制限 ・家畜等の移動の制限 ・消毒ポイントの設置 ・ウイルスの浸潤状況の確認 ・移動制限区域内の周辺農場への調査

広域連合は、通行の制限、家畜等の移動の制限、消毒ポイントの設置等に係る情報共有を行う。

(3) 人員・資材の応援・受援

① 初動防疫に必要な家畜防疫員の派遣・防疫資材等の融通

発生初期の迅速な初動防疫に資するため、近畿ブロック等口蹄疫対策協議会が取り交わした合意事項を継承し、初動に不足する家畜防疫員の派遣と防疫資材の融通を行う。ただし、この制度によっても家畜防疫員等の確保が困難な場合は、発生府県は、指針に基づき、動物衛生課と協議する。

関西圏域における家畜防疫員の初動派遣制度

【趣旨】発生初期の初動防疫を迅速に行うために、構成府県・連携県は、あらかじめ近畿農政局に登録する家畜防疫員を速やかに派遣する。

【対象】全構成府県・連携県（10 府県）

【派遣可能人数】18 名（ただし、発生府県の隣接府県は派遣不可）

② 家畜防疫員以外の人員の派遣

動物の保定、畜舎等の消毒、糞尿の処理等の家畜防疫員だけでは賄いきれない業務に対応するため、発生府県から要請により、広域連合が家畜防疫員以外の職員の派遣調整を行う。

(4) 広域伝播を防ぐための交通拠点における消毒徹底の依頼

広域連合は、広域的な伝播を防ぐため、必要に応じ国と連携し、港湾・空港等の交通拠点における靴底消毒並びに港湾での車両消毒の徹底を施設管理者に依頼する。

(5) 風評被害対策

流通段階で排除されれば、消費者の選択に関わらず排除の影響が大きいため、広域連合は構成府県・連携県及び近畿農政局と連携し、流通業界向けの対策に重点を置きつつ、正確な情報発信により、次の対策を実施する。

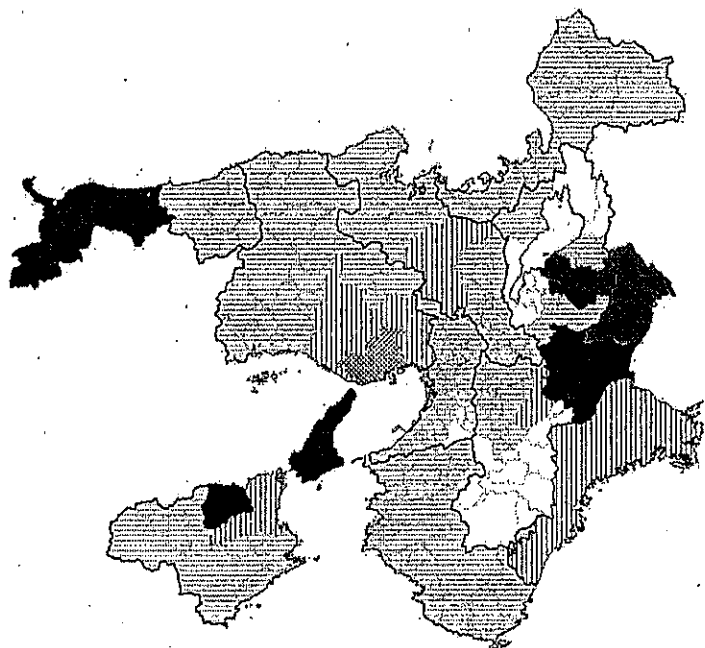
- ・畜産物流通業界等向けの適正取引の要請
- ・公的機関や学校給食での畜産物の利用促進
- ・啓発資材による広報
- ・畜産物消費拡大イベントの開催
- ・風評被害調査

【参考1】対応の流れ

対応段階	国（農林水産省）	広域連合	発生府県	発生府県以外の構成府県・連携県
異常家畜の発見及び検査の実施（LPAIにおいてはモニタリング検査の実施）	—	情報収集・連絡調整の開始 ・広域連合から発生府県以外の府県へ連絡	家畜の異常の届出・通報（HPAI） ・モニタリング検査場での通報（LPAL） （家畜所有者又は獣医師→畜産士・防疫員） ・家畜防疫員の現地農場への派遣 ・簡易検査・遺伝子検査の実施 ・農林水産省への報告 ・防災部局その他関係部局への連絡 ・官報の市町村、広域連合等への連絡	・防疫措置及び発生府県への協力の準備
病性の判定	・病性の判定 （必要に応じて詳細な検査や試験を実施）	—	—	—
病性判定時の措置（畜畜又は疑似畜畜と判定された場合） 防疫措置に必要な人員等の調整	・農林水産省対策本部の設置 ・報道機関への公表（発生府県と同時に） ・発生府県へ連絡調整要員や専門チーム（動物防疫所等）からの派遣 ・発生府県へ緊急支援チーム（動物防疫所等）からの派遣 ・発生府県への防疫資材の貸与・貸与 ・他府県の家畜防疫員の派遣調整 ・他府県の防疫資材の融通調整	・広域連合対策本部、対策本部の設置 ・広域連合から発生府県以外の府県へ連絡 ・家畜防疫員以外の派遣調整 ・防疫資材等の融通調整	当該家畜所有者、府県内市町村、隣接府県、獣医師会、生産者団体等への連絡、 ・府県対策本部の設置 ・報道機関への公表（農林水産省と同時に） ・防疫措置に必要な人員及び資材の確保（自衛隊への災害派遣要請を含む。）	・情報の収集・共有 ・防疫措置に必要な人員の派遣、資材の融通 ※家畜防疫員の派遣は発生府県との調整を除く
と殺（法第16条）	—	—	家畜防疫員によると殺の指示 →家畜所有者によると殺	—
死体の処理（法第21条）	—	—	家畜防疫員による死体の焼却・埋却の指示 →家畜所有者による死体の焼却・埋却	—
汚染物品の処理（法第23条）	—	—	家畜防疫員による尿、生乳、排せつ物、糞料、飼料等の焼却・埋却・消毒の指示 →汚染物品所有者による焼却・埋却・消毒	—
畜舎等の消毒（法第25条）	—	—	家畜防疫員による畜舎等の消毒の指示 →畜舎等所有者による消毒	—
通行の制限（法第15条）	—	・通行制限に関する情報共有	・知事による発生農場周辺の通行の制限 ※市町村長も知事と同じ権限を有する。	・通行制限に関する情報共有 （主に隣接府県） ・発生農場周辺の通行制限への協力
制限区域の設定（法第32条）	—	・移動・搬出制限に関する情報共有	・移動制限区域の設定 ・搬出制限区域の設定	・移動・搬出制限に関する情報共有 ・移動制限区域の設定への協力 ・搬出制限区域の設定への協力 （主に隣接府県） ・移動制限区域の設定又は搬出制限区域の設定又は搬出制限区域の設定への協力
消毒ポイントの設置（法第28条の2）	—	・消毒ポイント設置に関する情報共有 ・交通拠点における消毒の徹底依頼	・発生農場周辺（概ね半径1km以内）の移動制限区域及び搬出制限区域の境界等での消毒ポイントの設置	・消毒ポイント設置に関する情報共有 ・消毒ポイントの設置への協力 （主に隣接府県） ・消毒ポイントの設置又は搬出制限区域の設定又は搬出制限区域の設定への協力
ウイルスの浸透状況の確認	・発生府県へ疫学調査チームを派遣	—	（発生農場において） ・疫学調査の実施 （移動制限区域内の周辺農場において） ・発生状況確認検査の実施 ・消毒性確認検査の実施	・病原体の浸透状況の確認への協力 （主に隣接府県） ・病原体の浸透状況の確認及び確認への協力
風評被害対策（住民の不安解消）	・積極的な情報発信 ・各種相談窓口の設置 ・消費拡大イベントの開催 ・風評被害調査の実施 ・事業者等に対する指導・要請	・住民の不安解消及び風評被害対策の実施	・積極的な情報発信 ・各種相談窓口の設置 ・消費拡大イベントの開催 ・風評被害調査の実施 ・事業者等に対する指導・要請	・住民の不安解消及び風評被害対策の実施

【参考2】関西圏域の飼養状況

偶蹄類家畜の飼養密度 (頭/k m²)

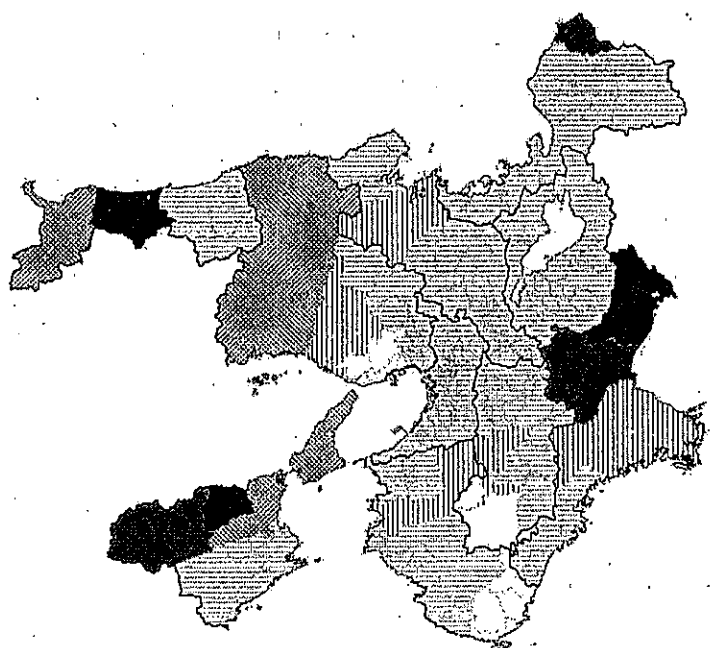


※ 徳島県中央部が100頭/k m²を超え圏域で最も飼養密度が高く、鳥取県中部・西部、兵庫県淡路島、三重県中勢地方で、40 頭/k m²を超えている。

(凡例)	頭/km ²
	1 ~ 10
	11 ~ 20
	21 ~ 30
	31 ~ 40
	40 ~
(参考)	
宮崎県児湯郡	342

※平成 24 年度現在

鶏の飼養密度 (羽/k m²)



※ 徳島県中央部が5,000羽/k m²を超え圏域で最も飼養密度が高く、鳥取県中部、三重県北勢地方で、2,000 羽/k m²を超えている。

(凡例)	羽/km ²
	1 ~ 500
	501 ~ 1,000
	1,000 ~ 1,500
	1,501 ~ 2,000
	2,001 ~
(参考)	
宮崎県児湯郡	9,876

※平成 24 年度現在

原子力災害に係る広域避難ガイドライン【概要版】

H26. 3. 27 関西広域連合広域防災局

1 ガイドラインの位置づけ

(1) 広域避難の調整経緯

福井県嶺南地域に立地する 15 の原子力施設の UPZ（緊急時防護措置を準備する区域：概ね 30km 圏）は、福井、滋賀、京都 3 府県にまたがり、域内には 52 万人が居住している。

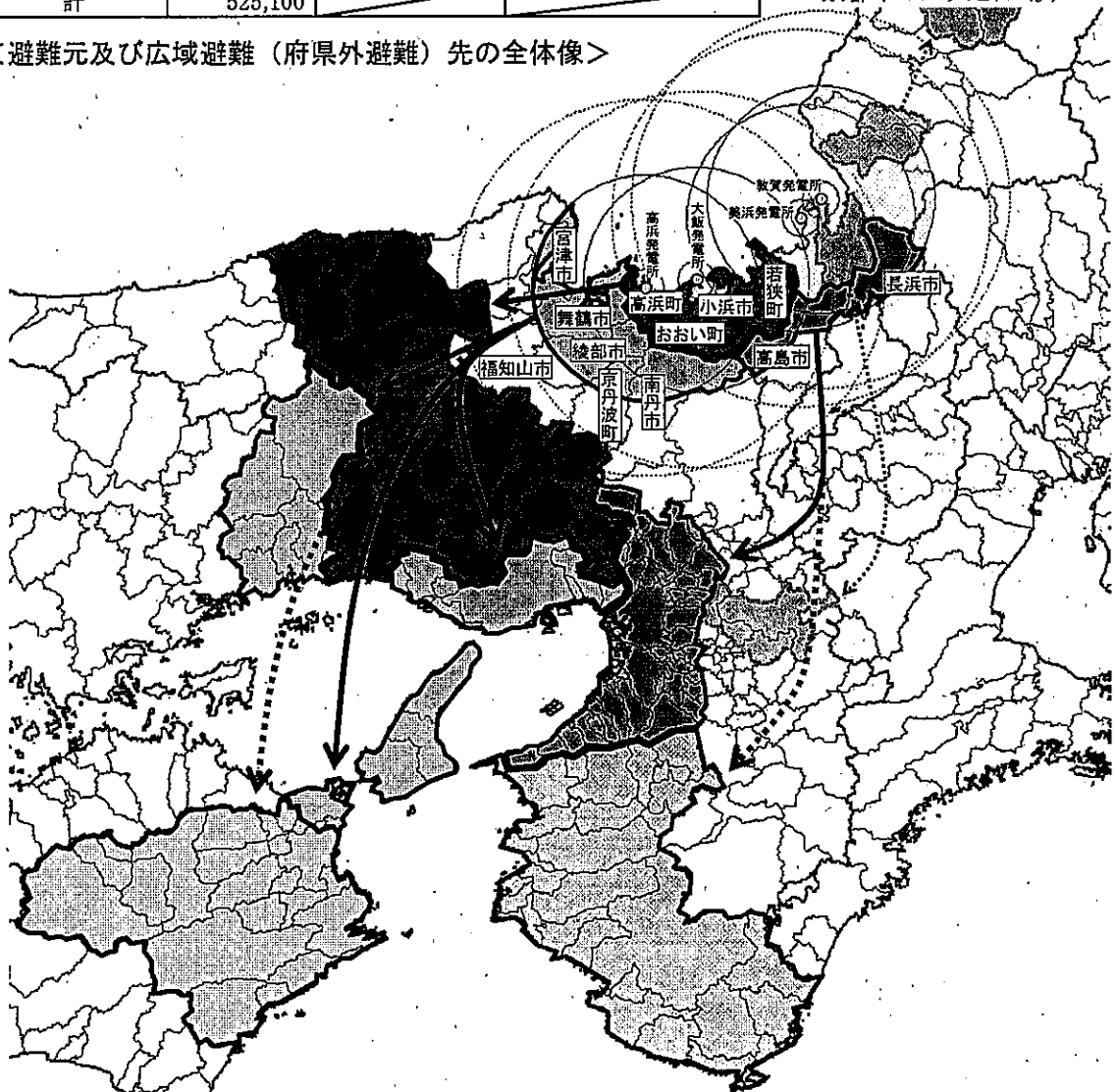
各府県は、どのような事故が発生しても域内住民が円滑に避難できるよう、UPZ 全体で避難が必要となる規模の災害を想定して広域避難計画の策定に取り組んでいる。

各府県とも、状況に応じて柔軟に対応できるよう、府県内の避難先に加え、府県外の避難先を確保することとしており、広域連合では、福井県の一部、滋賀県、京都府の 25 万人について、各府県の要請に基づき、広域連合構成団体で受入れを行うこととした。

避難元	UPZ内人口(人)	第1避難先(府県内)	第2避難先(府県外)
福井県	嶺北	193,100	福井県内
	嶺南東部	78,700	石川県(鯖江市、越前市のみ)
	嶺南西部	66,900	奈良県(牧野市のみ)
滋賀県	57,600	滋賀県内	兵庫県
京都府	128,800	京都府内	大阪府
計	525,100		兵庫県 徳島県

計 253,000 人
※府外避難を計画しない
京都市 300 人を除く。)

＜避難元及び広域避難（府県外避難）先の全体像＞



(2) ガイドラインの目的

万一の際に広域連合構成団体を避難先とする広域避難が円滑に行われるよう、避難元と避難先のマッチング、情報連絡体制、広域避難の実施方針及び避難所運営方針等を定める。これにより、避難元府県・市町の広域避難計画策定を支援するとともに、これに対応して、避難先府県・市町村の地域防災計画に広域避難の受入れを反映させ、関係府県全体の計画の整合を図る。

2 避難元と避難先のマッチング

まず被災府県を応援するカウンターパート設定を行い、これに基づいて、避難元市町と避難先市町村をマッチングした。

なお、地区レベルの詳細のマッチングは、本編参照。

(カウンターパート設定)

被災府県	主たる応援府県
福井県	兵庫県
滋賀県	大阪府(幹事)、和歌山県 (必要に応じ、三重県、奈良県に協力を求める。)
京都府	兵庫県(幹事)、徳島県 (必要に応じ、鳥取県に協力を求める。)

※応援府県の管内の政令市は同一の被災府県の支援を行う。

避難元府県	避難元市町	対象人口 (人)注1	避難先		
			府県	地域	市町村
福井県 (嶺南西部) 1市3町 66,900人	小浜市	31,100	兵庫県 (4市5町)	中播磨	姫路市、市川町、福崎町、神河町
	高浜町	11,000	同(2市1町)	但馬	豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町
	おおい町	8,700	同(2市)	阪神北	宝塚市、三田市、猪名川町
	若狭町	16,100	同(7市1町)	阪神北	伊丹市、川西市
(嶺南東部)	敦賀市	(68,300)	奈良県	北播磨	西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町
滋賀県 2市 57,600人	長浜市	27,600	大阪府 (19市6町1村)	丹波	篠山市、丹波市
				奈良市	奈良市、大和郡山市、天理市、生駒市
				大阪市	大阪市
	高島市	30,000	同(15市3町)	泉北	堺市、和泉市、高石市、泉大津市、忠岡町
京都府 5市2町 128,500人	福知山市	600	兵庫県(1町)	中河内	八尾市、東大阪市、柏原市
	舞鶴市	89,000	同(4市)	南河内	松原市、藤井寺市、羽曳野市、河内長野市、富田林市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村
				泉南	岸和田市、泉佐野市、貝塚市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町
				大阪市(再掲)	大阪市(再掲)
	綾部市	9,300	兵庫県(4市2町)	豊能	豊能町、能勢町、池田市、豊中市、箕面市
	宮津市	20,300	同(3市)	三島	吹田市、高槻市、茨木市、島本町、摂津市
	南丹市	4,200	同(2市)	北河内	枚方市、守口市、門真市、寝屋川市、大東市、四條畷市、交野市
	京丹波町	3,500	同(1市)	和歌山県	※予備枠
	伊根町	1,600	同(2町)	兵庫県(1町)	西播磨 上郡町
			徳島県(1市2町)	神戸市	神戸市
			兵庫県(4市2町)	阪神南	尼崎市、西宮市
			同(3市)	淡路	淡路市
			徳島県	鳴門市	鳴門市、松茂町、北島町
			兵庫県(4市2町)	西播磨	相生市、赤穂市、宍粟市、たつの市、太子町、佐用町
			同(3市)	東播磨	明石市、加古川市、高砂市
			同(2市)	淡路	洲本市、南あわじ市
			同(1市)	阪神南	芦屋市
			同(2町)	東播磨	稲美町、播磨町
			徳島県	※予備枠	
計(避難元市町数計8市5町)		253,000	避難先市町村数計63市23町1村 ※予備枠を除く。 〔内訳〕大阪府33市9町1村(全市町村)、兵庫県29市12町(全市町)、徳島県1市2町		

注2

注1: 人口は100人未満を四捨五入。 注2: 福井県嶺南東部→奈良県のマッチングは、福井県が奈良県と協議して調整。本表では関西圏域への広域避難の全体像を示すため参考として掲載(計には入れていない。)

3 広域避難の実施判断と情報連絡

- 原子力災害発生時は、国が施設の状況や緊急時モニタリングの結果を踏まえ、防護措置基準（EAL/OIL）に基づき必要な防護措置の実施判断を行い、避難指示を発令。

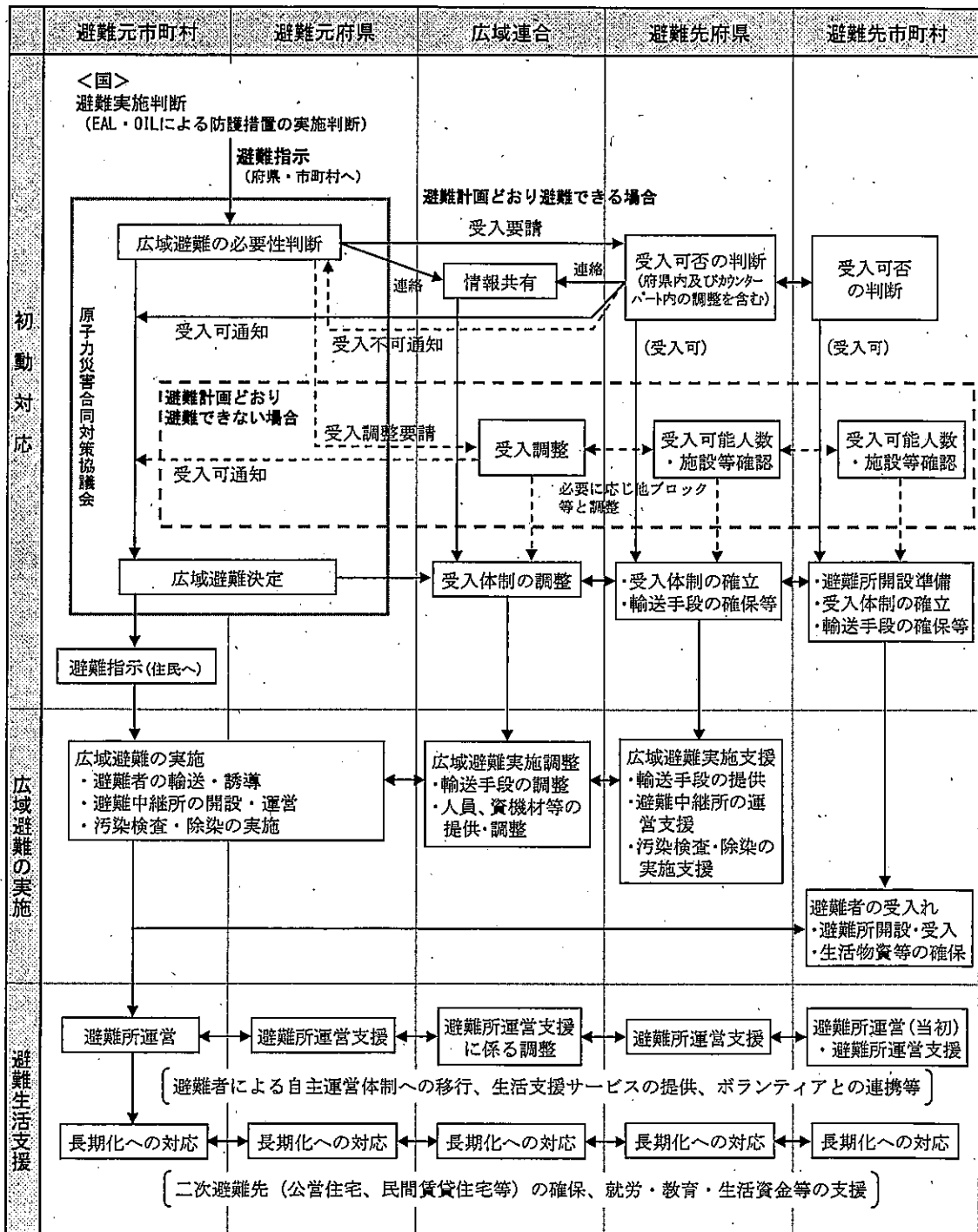
EAL：放射性物質放出前の基準。施設の状況で判断。

- ・施設敷地緊急事態→PAZの住民避難準備
- ・全面緊急事態→PAZの住民避難、UPZの住民避難準備

OIL：放射性物質放出後の基準。空間放射線量率の実測値で判断。

- ・OIL1（500 μ Sv/h）→数時間内を目途に区域を特定し、避難を実施
- ・OIL2（20 μ Sv/h）→1日内を目途に区域を特定し、1週間程度内に一時移転を実施

<広域避難に係る調整フロー>



4 広域避難の実施方針

(1) 避難手段

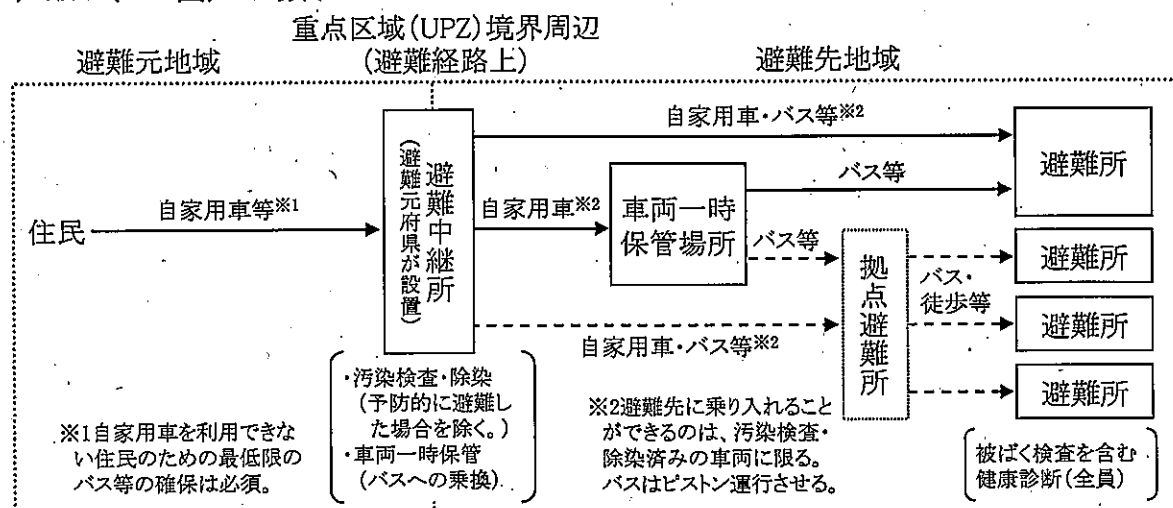
- 避難対象区域の住民全体の迅速な避難を図るため、避難実施の判断基準の異なる PAZ・UPZ の区分その他地域の状況に応じて、バス等又は自家用車で避難する。

<区域区分に応じた避難手段の基本的な考え方>

区分	避難実施の判断基準	避難手段の基本的な考え方
PAZ (5km 圏)	EAL：原子力施設の状況に応じて避難（放射性物質放出前） ・全面緊急事態で避難の即時実施を指示	- 自家用車により迅速に避難する。 - 自家用車を利用できない住民の避難手段を最優先に確保するため、早い段階で府県内外のバスの手配や防災関係機関の車両等を確保する。
UPZ (30km 圏)	OIL：空間放射線量率に応じて避難（放射性物質放出後） ・OIL2（ $20\mu\text{Sv/h}$ ）超で1日内を目途に避難対象区域を特定し、1週間程度内の避難の実施を指示 ・OIL1（ $500\mu\text{Sv/h}$ ）超で数時間内を目途に避難対象区域を特定し、避難の実施を指示	- 距離区分に応じて地区単位で段階的な避難を行う。 - 段階的な避難を安全・確実に実施するため、集団で避難することを基本に、国及び関係府県は、避難に必要なバスの台数の確保に努める。併せて、自家用車をはじめ、鉄道、船舶、航空機その他利用可能な手段を状況に応じて選択し、又は組み合わせて利用できるよう多様な避難手段を確保する。 - OIL1 の場合は、地域によっては事前に計画したバス等の確保が間に合わないおそれがあるため、自家用車の乗り合わせ等により迅速に避難するとともに、自家用車を利用できない住民の避難手段を最優先に確保するよう努める。

<区域区分別の避難の流れ>

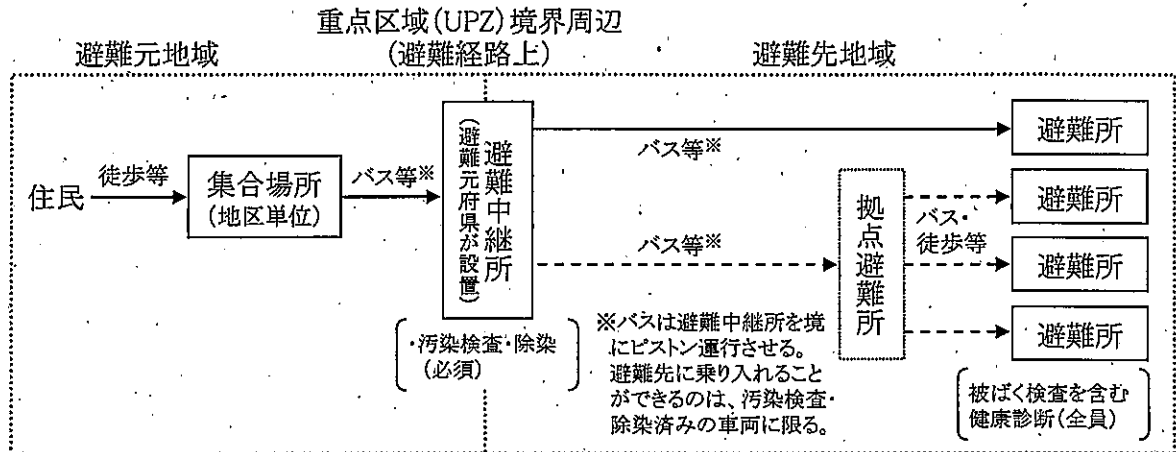
ア) PAZ（5km 圏）の場合



- 住民は、避難の指示に従い、極力乗り合わせて避難中継所に移動し、放射性物質放出前に予防的に避難した場合を除き、汚染検査及び除染を行った上で、避難中継所又は

車両一時保管場所に車両を一時保管しバスに乗り換えて(避難先に車両の保管場所をあらかじめ確保できている場合を除く。)、避難所又は拠点避難所に移動する。

イ) UPZ (30km 圏) の場合 (OIL1 等の場合を除く。)



- 住民は、避難の指示に従い、地区(小学校区等)単位に、あらかじめ定めた集合場所から避難元府県・市町が確保したバス等で避難中継所に移動し、汚染検査及び除染を行った上でバスを乗り換えて避難所又は拠点避難所に移動する。

(2) 避難バスの確保

- 府県、広域連合は、管内の府県バス協会との協定の締結等により、あらかじめ緊急輸送に関する協力体制を整備し、バスの確保を行う。
- 避難元市町～避難中継所間のバスは、原則として避難元府県・市町が確保する。避難中継所～避難先市町村間のバスは、避難元府県ないしは避難先府県が確保する。

(3) 避難経路

- 高速道路及び国道等の幹線道路を基本にあらかじめ設定した避難経路で避難する。
- 避難元府県・市町は、あらかじめ代替経路を可能な限り複数設定する。

(4) 避難中継所

- 避難元府県は、避難経路上の府県、避難先府県等の協力(運営の委託を含む。)を得て、避難中継所(仮称。以下同じ。)を設置する。
- 避難中継所は、避難経路上の重点区域(UPZ)境界周辺に設置することを基本とし、避難者の汚染検査及び除染を行うほか、車両の一時保管、バスの乗り換え等を行う。
- 避難中継所から先には、基準以上の汚染が確認された車両等を除染することなく通過させてはならない。

(5) 汚染検査及び除染

① 事前の体制整備

- 避難元府県は、関係府県等と連携し、汚染検査及び除染の実施体制を計画するとともに、国・原子力事業者等と協議し、人員・資機材の協力を得る手順を整備する。
- 放射線技師会等の関係機関・団体との協定の締結等により、あらかじめ協力要請の手順等を取り決めるとともに、平素から従事者の研修を実施し、人材育成を図る。

② 実施方法

- 避難者の汚染検査及び除染は、国が定める標準的な実施方法等により、避難元府県が

避難先府県等の協力（業務の委託を含む。）を得て実施する。

5 避難所と避難者支援

(1) 避難所

- ・ 避難所は災害対策基本法第86条の9第5項に基づき、避難先市町村が設置する。
- ・ 市町村は、指定避難所が広域一時滞在の用に供する避難所にもなりうることにについて、事前に管理（所有）者の理解を得ておくことが望ましい。

(2) 拠点避難所

- ・ 避難先市町村は、避難者の受入れを行うほか、最終的な避難所への振り分けを行う場所として、必要に応じて大規模施設に拠点避難所を開設することができる。

(3) 避難所の運営

- ・ 避難開始当初は、避難先市町村が避難所運営において積極的な役割を担い、順次、避難元市町による運営、さらには避難者による自主運営へと運営体制を切替えていく。

(4) 避難所運営に必要な人員・物資の確保

- ・ 避難所運営に必要な人員・物資は、避難元・避難先の府県・市町村が協力して確保し、不足する場合は、関西広域連合を通じ、関西府県・市町村に協力を要請する。

(5) 二次避難への移行

- ・ 避難所の開設期間は、原子力災害の特性に配慮し、目安として2ヶ月を上限とする。
- ・ 避難元府県・市町は、可能な限り早期に二次避難先への移行を進める。
- ・ 避難先府県は、避難元府県の要請に応じ、二次避難先の確保に協力する。
- ・ 広域連合は構成団体・連携県と協議し、二次避難先の確保に係る広域調整の手順を検討するほか、関係する事業者団体との協力関係の構築に努める。

(6) 他ブロック等への応援要請

- ・ 関西圏域内だけでは、避難元府県が必要とする避難先や避難の受入れに必要な人員・資機材等の確保が困難な場合は、国、全国知事会、他ブロック等に応援要請を行う。

(7) 費用負担

- ・ 広域避難の受入れその他被災者支援に係る費用については、最終的に避難先府県・市町村の負担とはならないことを原則とする。

6 避難行動要支援者の広域避難

- ・ 避難行動要支援者については、避難行動自体がリスクとなる可能性を考慮し、移動の困難性やリスクの程度など各人の特性を踏まえた避難計画を策定する必要がある。
- ・ 今後、市町村の要支援者の個別避難計画の策定に合わせて、広域避難先の調整、移送手段の確保等について、広域連合として支援を行っていく。

7 国との関係

- ・ 原子力災害発生時には、国が避難等の実施判断を行うこととなっているため、広域避難の検討に当たっても、国の積極的な関与を得る必要がある。このため、本ガイドラインの策定に当たっては、国が設置した福井エリアにおける「広域的な地域防災に関する協議会」の下に設置された「広域的な原子力災害に関するWG」及び同WGの下に設置された「広域的な地域防災の検討チーム」においても検討を重ねてきた。

関西「文化の道」事業について

平成26年3月27日

広域観光・文化振興局

このたび、関西「文化の道」事業の取組の一環として、文化庁 平成25年度文化芸術振興費補助金（地域発・文化芸術創造発信イニシアチブ）を活用した「人形浄瑠璃 施設・公演情報リーフレット」が完成しましたので、下記のとおりご報告します。今後これを活用するとともに、引き続き人形浄瑠璃をテーマに「文化の道」事業を展開していきます。

記

- 1 事業名 「人形浄瑠璃 施設・公演情報リーフレット」作成事業
- 2 企画・発行 関西広域連合
- 3 事業内容 各施設・公演への誘客を目的として、人形浄瑠璃を鑑賞できる施設の所在地や公演（イベント）情報、開館日、入館料等を掲載したリーフレット
- 4 印刷部数 4万部
- 5 配布先 関西広域連合構成府県市、
人形浄瑠璃関係団体・施設及び団体所在市町 等

「兵庫県ドクターヘリ」の関西広域連合への事業移管 及び愛称の決定について

広域医療局

関西広域連合が主体となったドクターヘリの一体的な運航体制を構築するため、「兵庫県ドクターヘリ」を関西広域連合へ事業移管するとともに、愛称を次のとおり決定しました。

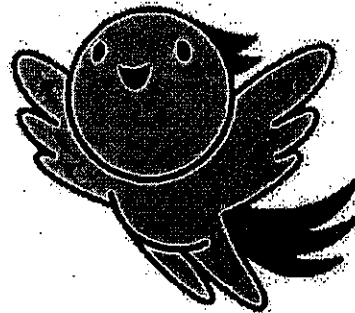
1 事業移管日

平成26年4月1日（火）

2 愛称について

「兵庫県ドクターヘリ」

愛称：KANSAI・はばタン



「はばタン」

【事業移管の状況】

	3府県ドクターヘリ (KANSAI・こうのとりの)	大阪府ドクターヘリ (KANSAI・もず)	徳島県ドクターヘリ (KANSAI・藍バード)	兵庫県ドクターヘリ (KANSAI・はばタン)
基地病院	公立豊岡病院	大阪大学医学部附属病院	徳島県立中央病院	兵庫県立加古川医療センター
準基地病院	—	—	—	製鉄記念広畑病院
運航会社	学校法人 ヒラタ学園			
運航範囲	・原則として、京都府北部、兵庫県北部及び鳥取県東部を運航範囲とし、基地病院より半径50km圏内に係る消防本部の管轄区域	・原則として、大阪府内、奈良県内、和歌山県内 ・平成23年4月から滋賀県全域も運航範囲 ・平成24年10月から京都府南部も運航範囲	・原則として、徳島県全域及び兵庫県淡路島、基地病院から半径100km圏内に位置する和歌山県の一部地域	・原則として、兵庫県播磨地域及び丹波南部地域
運航開始	平成22年4月	平成20年1月	平成24年10月	平成25年11月
広域連合移管時期	平成23年4月	平成25年4月	平成25年4月	平成26年4月

准看護師試験の実施結果について

平成 26 年 3 月 27 日
本 部 事 務 局

このたび、関西広域連合における初めての准看護師試験を下記のとおり実施しましたので、報告いたします。

記

1. 実施府県及び試験会場

滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県及び徳島県内の 6 会場

2. 試験日程

(1) 試験日時 平成 26 年 2 月 16 日 (日) 13:30～16:00

(2) 合格発表 平成 26 年 3 月 13 日 (木) 10:00～

関西広域連合前掲示板及び関西広域連合ホームページに合格者受験番号等を掲示しているほか、合格者には合格証書を送付しています。

3. 受験者数、実施結果等

出願者数	受験者数	合格者数	合格率 ※カッコ内はH24の2府4県平均
1,076 人	1,069 人	1,067 人	99.8% (97.1%)

(参考：これまでの経過等)

～平成 22 年度 連合への移管試験・免許の決定、免許等事務手続の素案検討

平成 23 年度 試験・免許事務フロー等の検討、試験・免許システム開発 (～24 年度)、
府県免許データ移行方法検討

平成 24 年度 システム開発完了、府県免許データ移行、試験会場の確保、受験者等への周知、
試験・免許の詳細手続・手数料等決定 (関係条例・規則等制定)

平成 25 年度 試験・免許事務開始

道州制のあり方について（最終報告）の概要

関西広域連合 道州制のあり方研究会

平成26年3月24日

第1章 研究会の検討の方向性

- 国主導で中央集権型道州制の導入が進まぬよう、今後、政府が進めるであろう道州制の検討に係る課題・問題点をあぶり出す。
- 具体的な事務に即して、国と地方の扱うべき事務や執行のあり方、国の関与、道州と基礎自治体の関係、基礎自治体の様々な補完のあり方などについて議論を行う。
- 道州制基本法案の問題点など、演繹的な議論も並行して行う。

第2章 具体的な政策分野を通じた道州制のあり方

I. 具体的な政策分野に即した検討（望ましいイメージ等）

1. 河川管理

国の役割は、河川管理に関係する各分野及び統合的流域管理に係る基本方針の策定などにとどめ、広域自治体が基礎自治体等の参画の下、統合的流域管理のための基本計画を策定し、その計画に沿って各々が役割分担して事業を実施する。

2. 産業振興

※例：産業クラスター

国の役割は、国家的成長戦略の策定や高度な基礎研究の推進などにとどめ、広域自治体が圏域全体の統一的な成長戦略を自律的に策定し、それに基づき総合的かつ一体的な施策を展開する。

国が策定する成長戦略との整合を図る仕組みは勿論、市町村の施策との整合を図るため道州の意思決定に市町村の意向を反映できるようにするための仕組みを取り入れる一方、道州の決定に実効性を持たせることが必要である。

3. インフラ整備

国は全国単位で骨格部分の調整を行い、広域自治体はそれに沿って、圏域内の総合的なプランニングとともに、自ら広域インフラの整備を行う。但し、プランニングには基礎自治体の意見の反映や民間との連携が必要であり、また広域自治体は必要に応じて基礎自治体が担う地域インフラの整備を補完する。

4. 森林保全

国の関与は、防災、水源かん養、CO₂吸収など公益機能向上の観点から目標・基準を設定するなど最低限にとどめ、広域自治体は林業を含めた山林行政やバイオマス発電の振

興など森林を活用した複合的な中山間地域振興のあり方全体を担う。

また、自然保護のための行為規制を含む土地利用のあり方においては、特に保護すべき自然環境及び希少野生動植物について国が基本的な方針や基準を設定したうえで、地域の実情に通じた地方にできるかぎり管理を委ねる。

5. 農業政策

国は、食料安全保障（検疫、農家の所得保障、農地確保等）の観点から全国的な統一性を必要とする政策課題について、基本的な制度設計を行うなどの役割に止め、具体的な農業振興策は大きく地方の裁量に委ねる。

また農業振興策などの最適な責任主体は地域により異なるが、基礎自治体の役割も大きいことが想定されることから、広域自治体と基礎自治体の間で十分に調整を行い、互いの意思決定に整合がとれるような仕組みの確保が求められる。

6. 義務教育

国はナショナル・ミニマムを明確にした上で、その確保を行い、現場に近い基礎自治体や学校に責任と権限を与え、教育現場の主体的な取組を国や広域自治体（道州）が支える仕組みを形成することが必要である。基礎自治体（学校）は、地域の実情にあった教育を実施し、ローカルオプティマム（それぞれの地域において最適な状態）を実現することが望ましい。

7. 社会保障（生活保護制度）

国が引き続きナショナル・ミニマムとして、制度・基準の設定、財源保障、実施機関の指導監督等の制度運営に責任を持ち、実施機関としては住民に身近な基礎自治体が担うことが想定される。単独で実施することが困難な小規模町村については、基礎自治体間の水平連携（福祉事務所の共同設置等）や広域自治体による垂直補完といった対応が必要になると考えられる。

なお広域自治体の役割は、現在都道府県が担っている広域的な取組（保護施設等の認可、小規模町村の補完、実施機関の指導監督等）に限られると思われる。

8. 社会保障（医療制度）

国の役割は基本的な枠組みの設定にとどめ、広域自治体は主として医療供給体制を構築する役割、市町村は住民に身近な健康づくりや在宅介護サービスを構築する役割を担い、両者が連携し、より地域の実情を踏まえた弾力的な制度運用をすることが望ましい。

国は、医療等の供給に係る基本的な方針を決定し、地方は国の基本方針に沿って、広域自治体が自立的に医療計画等の策定や、診療報酬額、医大定数設定、病床数等の独自加減算を行い、地域の実情に応じた医療体制を確保する。

9. 警察制度

現在の警察制度を前提にする限り、都道府県を敢えて廃止し、道州制を導入する必要性は殆ど感じられない。

道州制の導入を契機により自治的な警察のあり方を追求する、あるいは警察機能の一部

を基礎自治体にも委ねるということであれば、一定の意義があろうが、現在の一元的な警察制度のあり方そのものを含め、最適な機能分担、組織・体制のあり方、費用負担の方法など白地で議論する必要がある。

10. 税財政制度

現在の道州制に係る議論においては、国、道州、基礎自治体の役割が必ずしも明確ではなく、税財政制度の詳細を議論できる段階にないが、現状を踏まえ、より地方分権に資する方向を考えていく必要がある。

ナショナル・ミニマムについては、関係者の利害を調整する公の場や、地方が参画できる仕組みを整えたうえで、制度・基準の設定、財源保障等の責任を国が引き続き担う。

「道州にふさわしい税体系」については、担う役割によってふさわしい税源があろうが、現実には単純な形にならず、条件の厳しい地域を含め全ての道州が必要な一般財源を確保できるかどうか大切である。

「課税自主権」については、経済活動を阻害しないよう、課税対象や税率などにおいて一定の制約は必要である。

「財政調整」については、首都圏への一極集中が進んだ現状では、いきなり大幅な縮小を行うことは難しい。また、基礎自治体を対象とする財政調整は、道州が行う方が地域の実情に応じた配分ができるが、国が保障するナショナル・ミニマムを満たせる額を国が交付することが前提となる。

「地方債」については、国が交付金の形で地方に交付するか、現行の事実上の政府保証を存続させるなどの対応が当面、必要となる可能性が高い。

11. 大都市と小規模市町村

道州と大都市との調整の仕組みを優先して検討・議論することが求められる。またその調整の仕組みは政策ごとに複数ありうる。

さらに、都市部の広域的課題に道州が一元的に対応できるとは考えにくいため、都市部は自立性を高めつつも都市間の連携を進めることも重要な視点である。

道州制の導入如何に関わらず、今後の地方における行政運営にあたっては都市間連携などの自治体連携がこれまで以上に重要性を増す。従って、国又は道州は各自治体が相互に連携できる多様な仕組みを示し、自治体の選択肢を増やすような配慮をすべきである。

小規模市町村の補完機能の確保については、道州内の財政調整のあり方も含め予め基本的な方向性を議論しておく必要がある。

但し、少子高齢化のなかで人口減少に悩まされる市町村のなかには、集落の消滅など厳しい現実と直面しているところもあり、現状のままで、今の機能を果たしていけるのかは問われなければならない。また、小規模市町村が最低限どこまでの事務・権限を自ら実施しなければならないのか、どこまで依存（補完）が許されるのか考えておく必要がある。

より効率的な事務執行に向け、小規模市町村自らの努力が求められるとともに、事務の内容によっては、道州（府県）による垂直補完や事務・権限の道州（府県）への集約などの議論も必要になる。

Ⅱ. 道州制のあり方について

1. 従前型の道州制のイメージと課題

従前型の道州制のイメージに沿うと、広大で強力な道州を想定することにもつながる。一方で、道州制の議論が単なる都道府県合併に止まるのではないかと警戒感も強く、国の事務・権限を地方の裁量に大きく委ねるような姿を実現しない限り、道州制の意義はない。今後の議論を拓げていくためにも、従前型の道州制のイメージ以外の、また単なる都道府県合併とも異なる多様なイメージを想定してみることも必要。

2. 想定される広域自治体（道州）のイメージ

各政策分野に係る検討から、むしろこのような広域自治体のあり方を想定する方が地方分権改革を進めるという観点から、バリエーションを幾つか示す。

(1) 企画立案・総合調整型イメージ

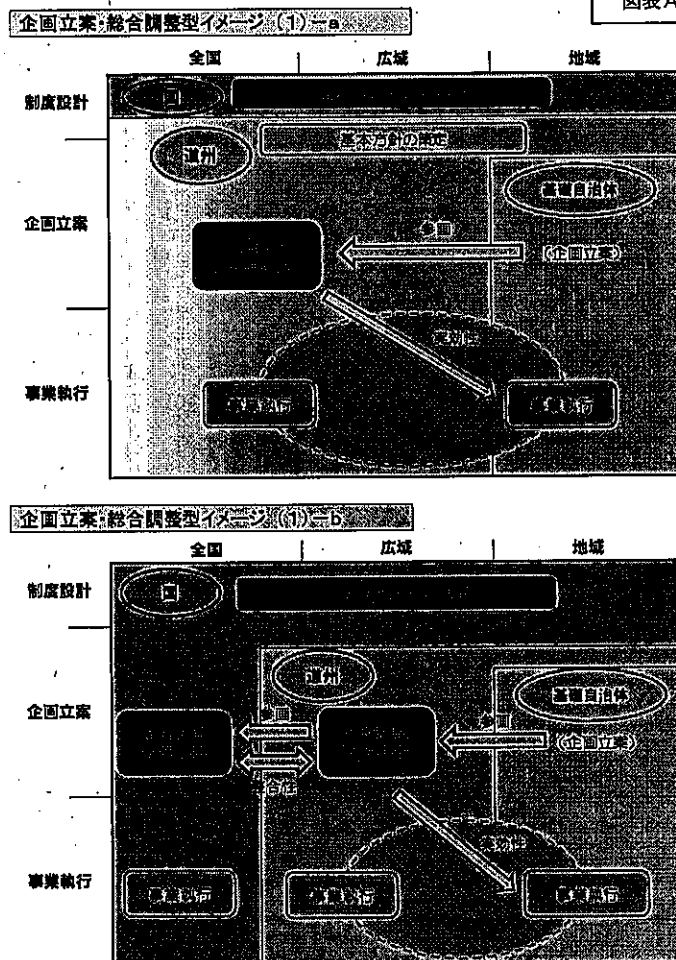
国の役割は基本的な制度の枠組みの策定や、全国的に統一すべき最低限の基準設定に限定。道州は基礎自治体の意見を反映しつつ、広範な企画立案機能を含め総合調整機関としての役割を果たす。

なお、事務執行は道州の企画立案に基づき、道州自らまたは基礎自治体が担うか、道州や関係する基礎自治体で構成する特別な法人などが担うイメージである。（図表A）

- a : 河川管理・森林保全分野からイメージ
- b : インフラ整備・産業振興からイメージ

※イメージ図では一般的な基礎自治体を想定して単純化している。以下同じ。

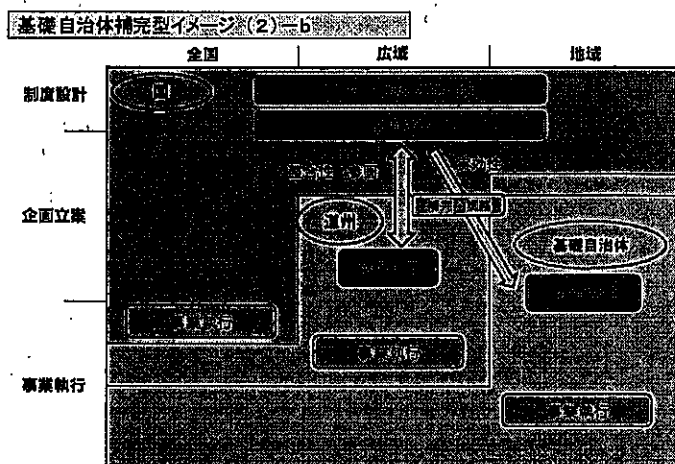
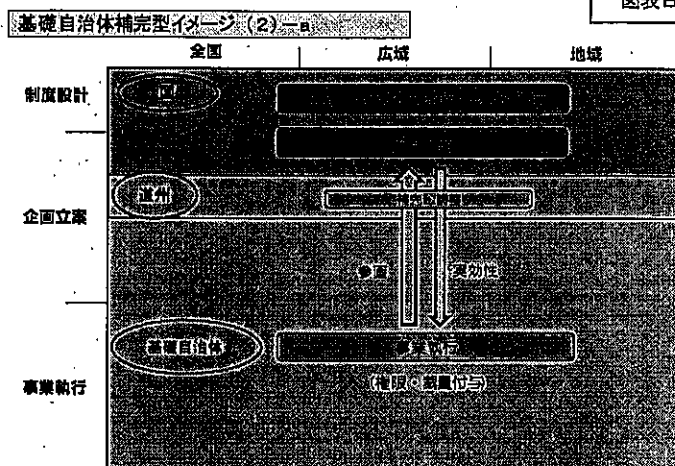
図表A



(2) 基礎自治体補完型イメージ

図表B

国がナショナル・ミニマムを確保するため、制度の企画立案にとどまらず、事業執行にも一定の役割を果たしつつ、基礎自治体が地域の実情に応じて主に責任を担う。道州は国や基礎自治体との調整、また基礎自治体の補完などを主に行うイメージである。(図表B)

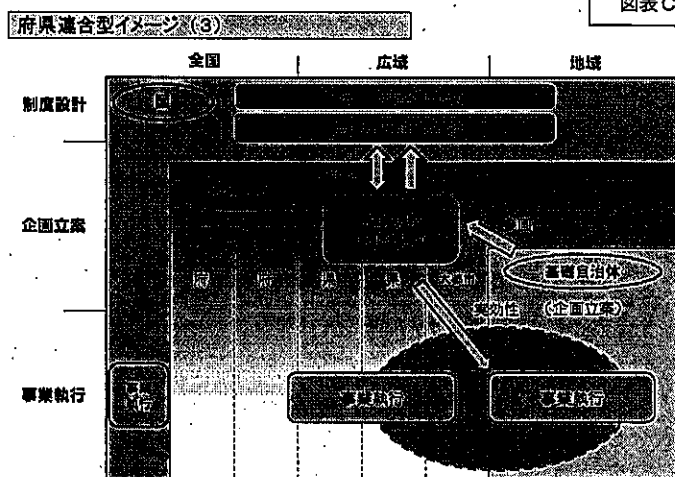


- a: 義務教育・生活保護(現金給付)からイメージ
- b: 医療・社会保険からイメージ

(3) 府県連合型イメージ(広域連合など)

図表C

国、基礎自治体はこれまでどおり一定の役割を果たしつつ、広域自治体としては、府県を併存させた道州または広域連合を置くイメージである。(図表C)



- ・農業政策などからイメージ
- ・河川管理・森林保全からイメージ(再掲)
- ・義務教育・生活保護からイメージ(再掲)

：府県及び基礎自治体で構成する広域連合が広域調整(企画立案)・事業執行にあたることも想定される。

※ ここでいう府県連合は既存の広域連合にとどまらず、現在の国の権限を含む、新たな広域的機能を責任をもって担えるよう、ガバナンスや財源も備えた自立性の高い自治体としてのイメージを含めるもの。

一方で府県連合を構成する府県も、従来の姿のままであり続けるのではなく、府県連合や基礎自治体と役割分担をしながら、効率的・効果的に責任を果たすようなあり方が求められる。

3. まとめ

(1) 従前型の道州制イメージ

河川管理やインフラ整備のような広域的行政課題に、地域が自ら対応するため、府県を越える新しい広域自治体（道州）を構想することは一定の意義があるが、現在の国や府県の権限を一元的に実施するような広大で強力な道州を想定することには課題も多い。

（道州における民主的ガバナンスの確保）

広大で強力な道州では独任制の首長に相当の権限が集中することになるが、その抑制のための仕組みとして、議院内閣制の導入なども検討されるべきではないか。

（国の意思決定過程に地方の意見を反映できる仕組み）

全国的な統一性を確保するため、内政においても国は引き続き一定の役割を果たすことが想定される。その代わり、国の意思決定過程に道州など地方の意思を反映できるようにするための仕組みとして、憲法改正も含め参議院の地方代表院化なども行われるべきである。

（格差・国民的同意）

ナショナル・ミニマムを度外視し、国民が現時点で格差が生じることを前提に道州制の導入を了解しているとは思えず、慎重な議論と国民的同意が必要。

（道州と市町村の対等・協力関係）

道州と市町村間の対等・協力の関係を基礎に、双方が連携して事務を遂行するには、道州の意思決定に市町村の意思を反映できるようにする必要があるが、そのためには道州議会のあり方も単に現行制度を前提とするだけでは不十分ではないか。

(2) 特定の行政分野に重点化したイメージ

内政に係る政策分野は様々であり、それぞれ府県を越える広域的な行政課題があるとしても、求められる広域自治体（道州）の機能も意思決定のあり方も異なる。

例えば、複数の行政分野で圏域内の調整や意思決定（総合計画の策定など）を行い、個々の事業計画の策定や事業執行は、市町村や傘下の組織に委ね、その組織も事業に応じて組み替え得るような広域自治体をイメージすることもできる。

このようなイメージとして、英国ロンドン市における大都市制度（グレーター・ロンドン・オーソリティ：以下「GLA」）は参考例になる。こうした広域自治体は、次のような特色をもつ。

<特定の行政分野に重点化したイメージ>

- ・府県を越えて、圏域内で概ね完結する広域行政課題を主に扱う。
- ・意思決定に市町村、場合によっては併存する府県の意思を反映。
- ・必要に応じ国とも調整。
- ・一定の拘束力をもった計画を策定し、各執行機関はその計画に従う。
- ・意思決定はその下部機構に分散することも可能。
- ・事務執行は自ら行うだけでなく、府県・市町村や別の法人にも委ねる。
- ・国が責任を負うべき事務は国が直接執行。それが困難な場合は、国の事務を受託。但し、財源は国が全額負担。
- ・対象区域も柔軟に設定。

(3) 道州制検討と柔軟な議論

道州制の議論が再び俎上にのった背景(課題)は、解を見出すことが相当困難な多元方程式を構成している。政策分野によって、また地域によって最適な広域自治体の姿は異なる。それらを踏まえて最も効率的・効果的にその機能を果たし得るよう最適な広域自治体の姿を見出していく必要がある。そのなかでとりわけ重要なことは、基礎自治体の役割を重視しつつ、地域の実情に応じた柔軟な選択を可能とすることである。

また、道州制の導入は国全体の統治機構の改革であり、現在の国と地方の事務・権限の分担や、税財源の配分、さらに国の関与のあり方も当然整理した上で、国のあり方を見直す必要がある。その際、内政において国の役割は引き続きあり、その財政規模も極端に縮小しないことも想定し、緻密な検討が必要になる。

我が国の将来を誤らないためにも、無理矢理全国一律の枠組みに押し込めるような議論や、府県の廃止だけに拘泥するような議論ではなく、それこそ地域の実情に応じた「柔軟な」議論と多様な選択肢を示すことが必要である。

第3章 道州制基本法案に対する懸念と指摘 (本文参照)

第4章 結びにかえて

道州制導入は、我が国のかたちを大きく変える改革であり、今後、国において議論がなされるとしても、分権改革の大義である「地域のことは地域自らの意思と責任で担う」という理念に叶うものか、地域に暮らす人々の参画によって支えられる民主的なものなのかは絶えず問われるべきである。また、仮に府県に代えて道州を設置するとして、その目的は何か、現行の府県制の限界は何かを具体的な政策課題に即して明確にする必要がある。

重要なのは、住民に身近な市町村の自治を大切にすることであり、住民や市町村をベースにした広域自治体のあり方というのは、地域毎、社会情勢毎に異なってくる。そうした事情に応じて、広域自治体の仕組み・あり方を作っていくべきではないか。

道州制は中央政府レベルで議論するものではあるが、具体的な制度設計にあたっては、全国統一的な制度ではなく、それぞれの地域で自ら、府県を越える広域自治体の必要性やその形態等を議論し、地域の個性を生かせるような枠組みを、地域が自ら柔軟に選択できるようにすることが重要と思われる。

また、関西には関西広域連合という既に全国で唯一府県を越える広域連合があり、道州制の導入の議論にかかわらず、例えば河川の統合的流域管理や共同での森林環境税の導入などの検討を行い、自ら上下流の利害を調整しながら、関西の実情にあった取組を進めていくことができると思う。

そうした取組と、この報告書の意見を踏まえ、政府における道州制の議論に果敢に注文をつけるとともに、将来の関西における広域行政システムのあり方について議論が進められることを期待する。

○道州制のあり方について(最終報告 本編)※下記ホームページ参照
関西広域連合ホームページ (<http://www.kouiki-kansai.jp/>)
(トップページの「道州制のあり方研究会」又は「報道発表」よりダウンロードが可能です)

関西電力管内における平成26年度夏の電力需給見通し等について（概要）

平成26年4月24日
 関西広域連合エネルギー検討会
 電力需給等検討会議

関西電力管内における平成26年度夏の電力需給については、平成25年度夏と比べて、昨夏の猛暑を踏まえた気温想定引き上げなどによる需要の増加や、大飯原子力発電所の停止による供給力の低下がある。

関西電力は、姫路第二発電所の更新の前倒しや、東京電力を含めた他電力会社からの融通の増加などを図り、最低限必要とされる予備率3%は確保できる見込みである。

しかし、中西日本や全国の状況をみると電力需給は昨夏よりも厳しい状況であり、火力発電所等の計画外停止が平成22、23年度と比較して平成24、25年度は全国的に増えていることから、電力需給の逼迫を回避するためには、関西電力管内はもとより、全国的にも節電の着実な実施や、発電所のトラブル対策の推進、万一の需給逼迫時における供給力の追加や需要の抑制の取組が重要であるとの結論に至った。

以下に電力需給見通しの検証結果を記載する。

1 電力需給の見通し

- 国の検証では、関西電力管内の8月のピーク需要について、節電を▲263万kWと想定し、気温影響の増加や景気回復などを見込んで、2,873万kW（昨夏の検証時の想定2,845万kWから28万kW増加、昨夏の実績2,816万kW）とした。
- 供給力については、大飯原子力発電所3、4号機の停止（▲236万kW）や姫路第二発電所の新1～5号機の運転開始などによる火力の増加（+155万kW）、東京電力を含む融通等の増加（+101万kW）などにより、2,960万kW（昨夏の検証時の想定2,932万kWから28万kW増加）を見込んでいる。
- その結果、予備力は87万kW、予備率3.0%を確保するとしている。

資料1 関西電力管内における8月の電力需給見通しの総括表（万kW）

	需要	供給力	(内訳)							供給 予備力
			原子力	水力	火力	揚水	新エネ	他社	融通等	
今夏	2,873	2,960	0	209	1,633	414	0.3	537	167	87 (3.0%)
昨夏	2,845	2,932	236	205	1,478	420	0.3	525	66	87 (3.0%)
差	+28	+29	▲236	+4	+155	▲7	±0	+12	+101	±0

出典：第5回電力需給検証小委員会 資料5

- 中西日本6社の状況をみると、昨夏の供給力と比較して、中部電力の上越火力発電所の2-2号機の新設及び西名古屋火力発電所3号機の廃止により11万kWが増加するほか、電源開発の松浦火力発電所2号機の定期点検中の事故により94万kWが減少している。
- その結果、中西日本全体のピーク時の最大需要は9,429万kW、供給力9,753万kW（予備力324万kW、3.4%）となっており、昨夏の予備力548万kW、

予備率5.9%と比較すると、より厳しい状況となっている。

- また、全国9電力のピーク時の最大需要は16,666万kW、供給力17,434万kW（予備力768万kW、4.6%）となっており、昨夏の予備力1,040万kW、予備率6.2%と比較すると、より厳しい状況となっている。

2 トラブルリスク

- 震災以降、全国的に原子力発電所が停止している中で、多くの火力発電所において定期点検の時期が延期されるとともに稼働率が高くなっており、計画外停止の件数は増加傾向にある。
- 関西電力は、計画外停止を防止するため、巡回点検の頻度の増加や経験豊かなOB社員の活用など、これまでから様々な対策を講じてきた。
- しかし、対策を強化していてもトラブルは起こり得るものであり、トラブルが発生した場合、電力需給はより厳しい状況に追い込まれる。
- 例えば、昨夏の最大需要日には、舞鶴発電所1号機の計画外停止などで供給力が約4%低下したが、仮に今夏の最大需要日に同様のトラブルが発生した場合、電力需給はひっ迫する。
- また、関西電力の今夏の供給力の内訳をみると、他電力会社からの融通が昨夏よりも多くなっていることなどから、他電力会社で発生するトラブルについても、関西電力管内の需給に影響する可能性が高まっている。

3 電力需給対策

(1) 節電取組の推進

- 今夏において、電力需給のひっ迫を避け、必要最低限の予備力を確保するためには、一定の節電が前提となっていることから、国や関西電力とも連携し、府県民や事業者に対して昨夏同様の節電の着実な実施をお願いしていく。

(2) 関西電力への要請

- トラブルリスクの低減及びトラブル発生時の迅速な対応のため、日常からの巡回点検の強化等により、計画外停止のリスク管理に万全を期すとともに、トラブルが発生した際にも迅速に対応できる体制を整えること
- 需給がひっ迫すると想定される場合には、卸電力取引所からの調達・他電力会社からの緊急融通などによる供給力の確保や、瞬時調整特約の発動やネガワット取引の実施による需要の抑制など、できる限りの対策を的確に講じること

(3) 国への要請

- ピーク需要時における中西日本6社の予備率は3.4%、全国では4.6%となっているが、トラブルリスクを考慮するとかなり厳しい状況であることから、国民や事業者に対して着実な節電を広く呼びかけるとともに、電力会社によるトラブルリスク低減の取組や、電力需給ひっ迫の恐れがある場合の需要抑制の取組を促進すること

関西電力管内における平成26年度夏の電力需給見通し等について

平成26年4月24日
関西広域連合エネルギー検討会
電力需給等検討会議

関西電力管内における平成26年度夏の電力需給については、平成25年度夏と比べて、昨夏の猛暑を踏まえた気温想定引き上げなどによる需要の増加や、大飯原子力発電所の停止による供給力の低下がある。

関西電力は、姫路第二発電所の更新の前倒しや、東京電力を含めた他電力会社からの融通の増加などを図り、最低限必要とされる予備率3%は確保できる見込みである。

しかし、中西日本や全国状況等をみると電力需給は昨夏よりも厳しい状況であり、火力発電所等の計画外停止が平成22、23年度と比較して平成24、25年度は全国的に増えていることから、電力需給の逼迫を回避するためには、関西電力管内はもとより、全国的にも節電の着実な実施や、発電所のトラブル対策の推進、万一の需給逼迫時における供給力の追加や需要の抑制の取組が重要であるとの結論に至った。

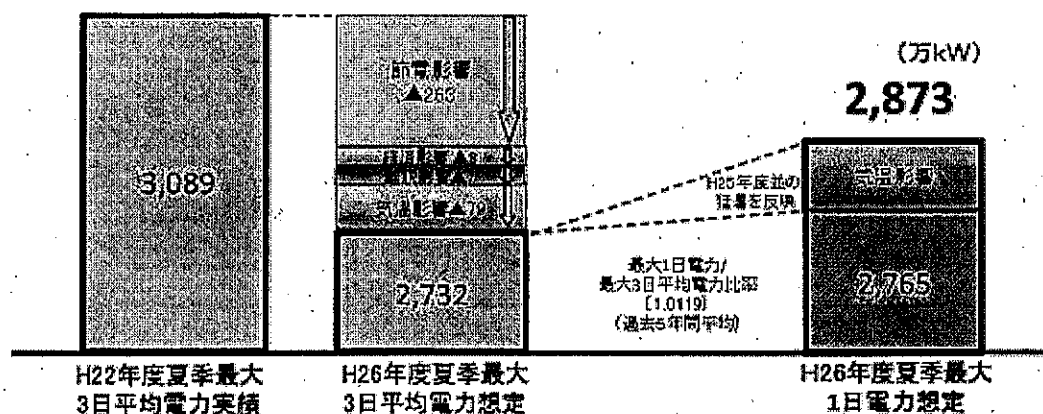
以下に電力需給見通しの検証結果を記載する。

I 電力需給の見通し

1 需要

(1) 概要

- 国の検証では、関西電力管内の8月のピーク需要について、震災前の平成22年度夏の実績（最大3日平均電力）3,089万kWを基準とし、節電影響▲263万kWの他、気温影響や景気回復による経済影響、離脱影響を見込んで、2,873万kWと算出した。
- 昨夏の想定需要2,845万kWと比較すると、28万kW増加している。（昨夏のピーク時需要実績は2,816万kW）
- 算定手法は従来と同様であり、妥当なものと考えられる。



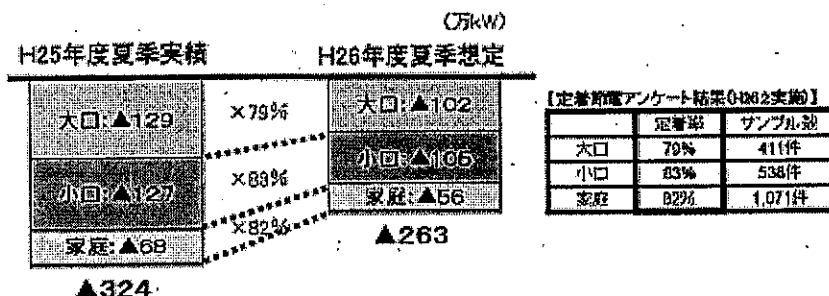
資料1 最大需要想定の考え方

出典：第5回電力需給検証小委員会 資料5を加工

(2) 要因ごとの検証

① 節電影響

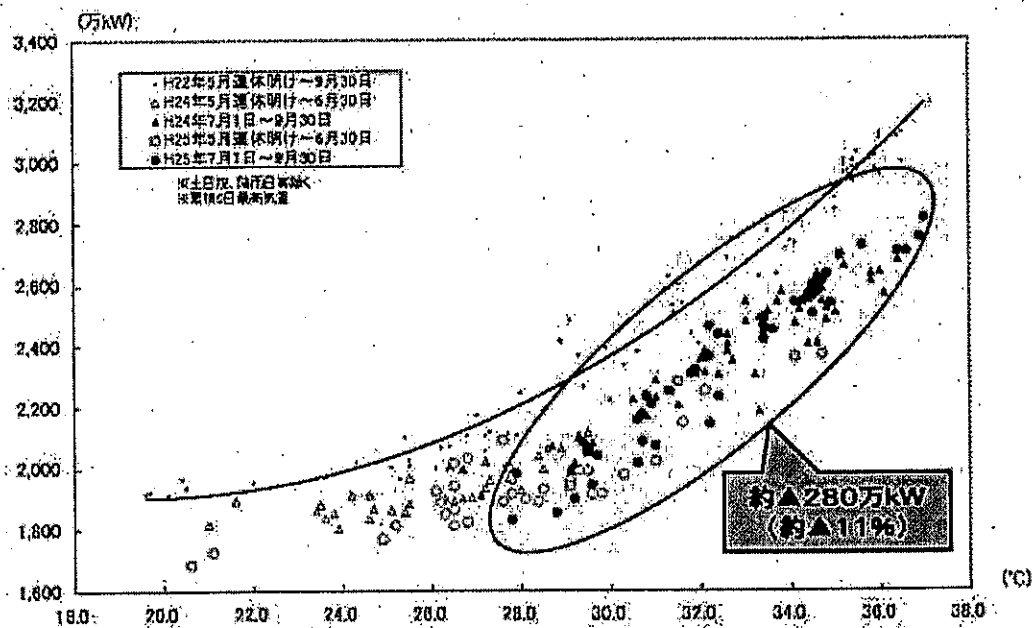
- ・ 節電影響については、▲263万kWとしている。
- ・ これは、昨夏の節電実績である▲324万kWを、大口需要家・小口需要家・家庭に分類し、それぞれの節電実績に、この2月に関西電力管内で実施した節電アンケートに基づき、今夏も昨夏と同様の取組を継続すると回答した割合を乗じて算出したものである。
- ・ 昨夏想定の▲268万kWと比べて+5万kWとなっている。



資料2 節電影響の想定

出典：第5回電力需給検証小委員会 資料5

- ・ なお、上記の節電影響の検討に用いた昨夏の節電実績▲324万kWは、最大3日需要日の平均であるが、昨夏の節電要請期間における節電の実績は、平均で平成22年度夏から約11%（約▲280万kW）減となっている。



資料3 昨夏の節電実績

出典：関西電力提供

② 経済影響

- ・ 経済影響については、▲8万kWと想定している。
- ・ リーマンショックから景気が回復した平成22年度夏と比較すると依然マイナスであるものの、GDPの実績や想定等から今後の景気の拡大を織り込み、昨夏実績の▲21万kWと比べ+13万kWとしている。

③ 離脱影響

- ・ 離脱影響については、▲7万kWと想定している。
- ・ 離脱影響は、需要家が関西電力以外の電力供給事業者に変更することによる需要の増減であり、過去実績の動向を踏まえ、昨夏実績の▲3万kWからさらに▲4万kWを見込んでいる。

④ 気温影響

- ・ 気温影響については、過去10年における最大需要と累積5日最高気温等との関係式から、107万kWを見込んでいる。
- ・ これまで基準としていた平成22年度夏（累積5日最高気温36.3℃）を上回った昨夏並みの猛暑（累積5日最高気温36.6℃）を想定し、昨年想定の79万kWから28万kWの増加を見込んでいる。
- ・ なお、今夏（6月～8月）の平均気温の予想では、平年より「低い」という確率が20%、「平年並」40%、平年より「高い」40%となっている。（平成26年2月25日、大阪管区気象台発表 近畿地方暖候期予報）

(3) 需要抑制に関する関西電力の取組

- 関西電力は、日頃から、以下のように需要抑制に取り組むとしている。
 - ・ ホームページやフェイスブック、検針票等を活用し、節電のお願いや需給情報の提供を行う。
 - ・ 電気使用量のお知らせサービス（はぴeみる電、74.4万件）の登録者拡大による見える化を推進する。
 - ・ 計画調整特約（約1.11万kW、約1,560件）によるピーク時の負荷調整等を行う。
- 関西電力は、需給がひっ迫すると判断した場合には、以下のようにさらなる需要抑制に取り組むとしている。
 - ・ 瞬時調整特約（約34万kW、23件）を活用し、需給ひっ迫の前日の通告等により負荷抑制を図る。
 - ・ 通告ネガワット特約を活用し、需給ひっ迫時の前日や前週の通告等により大幅な負荷抑制を図る。〔昨夏実績（約5万kW、89件）の拡大に向けて取組〕
 - ・ BEMSアグリゲータとの協業によるピーク抑制に努める。〔昨夏実績（約0.5万kW、16事業者）の拡大に向けて取組〕
 - ・ 需要ひっ迫時に電子メールを配信する。〔昨夏の登録者数（約70万件）の拡大に向けて取組〕

2 供給力

(1) 概要

- 国の検証においては、供給力を2,960万kWとし、最大需要2,873万kWに対し、予備力87万kW、予備率3.0%が確保されている。
- 関西電力は、供給力確保のため、火力発電所の設備更新の前倒しや定期点検の延期、他電力会社からの応援融通の増加等を図り、大飯原子力発電所の供給力を見込んだ昨夏の供給力想定2,932万kWよりも、さらに29万kW供給力を増加した。
- 主な増減要因は以下のとおりである。
 - ・ 大飯原子力発電所3号機、4号機の停止(▲236万kW)
 - ・ 姫路第二発電所新1～5号機の稼働(+207万kW)及び旧4号機の廃止(▲45万kW)などによる火力の増加(+155万kW)
 - ・ 東日本(東京電力)からの38万kWを含めた他電力会社からの応援融通及び新電力からの調達による増加(+101万kW)

資料4 今夏の需給見通し

出典：第5回電力需給検証小委員会 資料5

	①昨夏想定	②今夏想定	差分 (②-①)	備考
供給力-需要 (予備率)	87 (3.0%)	87 (3.0%)		(凡例) ☆ 計上の考え方 ○ 昨夏との差分
需要	2,845	2,873	+28	○ H25年度並猛暑を想定(+28)
供給力(合計)	2,932	2,960	+29	
原子力	236	0	▲236	☆ 稼働していない原子力は、再稼働がない場合として計上しない ○ 大飯3・4号機の停止による減(▲236)
水力	205	209	+4	☆ 天候によらず安定的な供給力として下位5日の平均から算定 ○ 川原樋川他の台風被害からの復旧等による増等
火力	1,478	1,633	+155	☆ 設備更新工事の工程前倒しの反映と試運転の計上 ○ 姫路第二1～5号機(+207) ※4・5号機試運転を含む ○ 姫路第二既設4号機の廃止(▲45) ☆ 夏季補修の回避と定期検査の繰り延べ ※全台運転 ☆ 火力の増出力、緊急設置電源、吸気冷却装置の活用 ○ 実績評価による減(▲7)等
揚水	420	414	▲7	☆ 想定需要とベース供給力から算定
新工ネ	0.3	0.3	0	☆ 太陽光は高需要発生日の下位5日の平均から算定
他社	525	537	+12	○ 固定価格買取制度による普及の増(+33) ○ IPPの契約満了等に伴う減(▲21)
新工ネ	21	54	+33	
水力・揚水	68	67	▲1	
火力	436	416	▲21	
融通等	66	167	+101	☆ 必要予備力を確保できるよう調達を計画 ○ 応援融通の増(+89、うち東京電力38) ○ 新電力からの調達の増等(+12)

(2) 電源種別毎の供給力

① 原子力

- ・ 昨夏稼働していた大飯3号機・4号機（計236万kW）が停止し、今夏の供給力として見込んでいない。

② 水力

- ・ 関西電力の自社水力については、平成23年の台風被害から復旧していない長殿発電所1～3号機（計1,53万kW）と老朽化に伴う改修工事が必要な3発電所（計0,38万kW）を除き、すべての発電施設を稼働させ、供給力として209万kWを見込んでいる。
- ・ 台風で被災した発電所の復旧等により、昨夏に比べて+4万kWとなっている。
- ・ 算定方法は、過去30年における各月の下から5日平均の実績を基に、発電出力として計上されている。

③ 火力

- ・ 関西電力では、今夏の供給力を確保するため、姫路第二発電所の設備更新の前倒しや、定期点検の繰り延べ、舞鶴発電所1号機の定期点検の工期短縮などを実施することにより、1,633万kW（昨夏の1,478万kWから155万kWの増加）の供給力を見込んでいる。
- ・ 姫路第二発電所については、高効率コンバインドサイクルへの設備更新を進めているが、供給力の早期確保に向けて、工程を前倒しして、新規設備の運転を行ってきた。昨夏の供給力として新規設備は見込まなかったが、今夏については、すでに営業運転を開始した1～3号機に加え、4号機が前倒しでこの3月から試運転を開始し、5号機も試運転を開始することにより計207万kWが増加し、旧4号機の廃止に伴う減少（▲45万kW）を含めて+162万kWの増加を見込んでいる。
また、既設の5、6号機（各60万kW）については、新規設備の完成後に廃止する予定であったが、平成32年度まで運転を継続することにより、供給力を確保している。
- ・ 舞鶴発電所1号機については、3月に定期点検を開始したが、火力発電所の点検が全国的に集中する中、経験豊かな技術者の確保やメーカー・点検会社の協力による夜間作業の実施等により工期を短縮し、今夏の供給力として確保した。
- ・ なお、火力発電については、原子力発電所の停止に伴う定期点検時期の延期による稼働率の上昇等により、計画外停止の件数が増加傾向にあり、留意が必要である。トラブルリスクについては、別途後述する。

資料5 関西電力関係火力発電一覧 (万kW)

出典：関西電力提供資料

自社

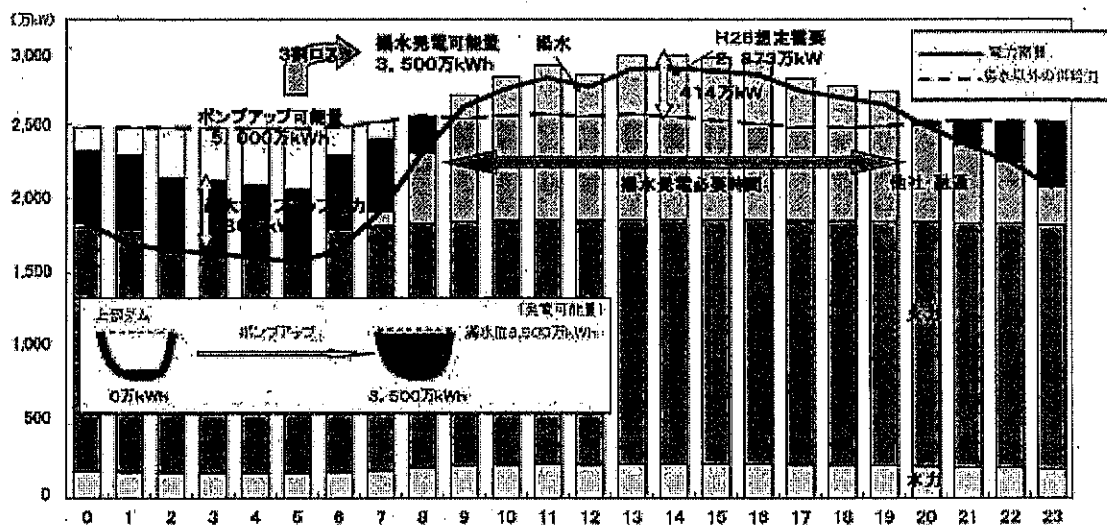
発電所			出力	H25 夏 想定	H26 夏 想定	備考	
舞鶴	1	石炭	90.0	90.0	90.0	H25 春定期点検実施	
	2		90.0	90.0	90.0	定期点検延長申請予定	
姫路第二	1	LNG	48.7	0	42.6	H25.08 営業運転開始	
	2		48.7	0	42.6	H25.11 営業運転開始	
	3		48.7	0	42.6	H26.03 営業運転開始	
	4		-	0	42.5	H26.03 試運転開始	
	5		-	0	36.5	H26.05 試運転開始予定	
	既設 4		45.0	45.0	-	H25.10 廃止	
	既設 5		60.0	60.0	60.0	定期点検延長申請予定	
	既設 6		60.0	60.0	60.0	定期点検延長	
姫路第一	5		72.9	64.0	63.5		
	6		71.3	63.5	63.2	定期点検延長	
南港	1		60.0	60.0	60.0	定期点検延長申請予定	
	2		60.0	60.0	60.0	定期点検延長	
	3		60.0	60.0	60.0		
堺港	1		40.0	36.4	36.2		
	2		40.0	36.4	36.2		
	3		40.0	36.4	36.2		
	4		40.0	36.4	36.2	H25 春定期点検実施	
	5		40.0	36.4	36.2		
赤穂	1	石油	60.0	60.0	60.0		
	2		60.0	60.0	60.0		
相生	1		37.5	37.5	37.5		
	2		37.5	37.5	37.5	定期点検延長	
	3		37.5	37.5	37.5	定期点検延長申請予定	
宮津エネルギー研究所	1		37.5	0	0	(長期計画停止中)	
	2		37.5	0	0	(長期計画停止中)	
多奈川第二	1		60.0	0	0	(長期計画停止中)	
	2		60.0	0	0	(長期計画停止中)	
海南	1		45.0	45.0	45.0		
	2		45.0	45.0	45.0		
	3		60.0	60.0	60.0		
	4		60.0	60.0	60.0	定期点検延長	
御坊	1		60.0	60.0	60.0		
	2		60.0	60.0	60.0	定期点検延長	
	3		60.0	60.0	60.0	H25 春定期点検実施	
関空エネルギーセンター	1	ガスタービン	2.0	2.0	1.9		
	2		2.0	2.0	1.9		
姫路第一	GT1		3.3	2.6	2.6		
	GT2		3.3	2.6	2.6		
火力増出力				12.1	6.8		
計				1,478	1,633		

他社

発電所			出力	H25 夏 想定	H26 夏 想定	備考
電源開発	高砂 1、2	卸電気	50.0	23.4	23.4	「出力」欄の数値は当該発電所の設備容量合計値 関西電力は発電電力の一部を購入
	橋湾 1、2		210.0	132.0	132.0	
新日鐵住金(株)	広畑	IPP 共同火力	13.3	13.3	13.3	
(株)神戸製鋼所	神鋼神戸 1、2		133.0	131.8	131.8	
(株)ガス&パワー	西島		14.6	14.0	14.0	
中山共同火力(株)	船町		14.4	13.6	—	
和歌山共同火力	2、3		23.1	14.5	10.8	
JX 日鉱日石エネルギー(株)	麻里布		13.2	13.2	13.2	
(株)神戸製鋼所	神鋼加古川		5.5	5.5	—	
自家発				75.0	77.2	
計				436	416	

④ 揚水

- ・ 揚水発電所は、夜間の余剰電力で下部ダムから上部ダムにくみ上げた水を利用し、昼間に発電を行う発電所であり、従来は、主にピーク時の活用や電源トラブル時の対応力といった非常用の電源として、揚水発電以外の供給力では需要がまかなえない場合に利用されてきた。
- ・ 揚水発電による供給可能電力量(kWh)は、夜間に上部ダムに汲み上げられた水の量、すなわち、夜間電力の余力（夜間の揚水発電以外の供給力と需要の差）、汲み上げ能力、上部ダムの貯水能力によって決まる。
- ・ 今夏の需給予測時においては、時刻別の需要と揚水以外の供給力との関係から、上部ダムにフルに水をくみ上げることが可能であり、全発電可能量（3,500万kWh）が活用できる状況となっている。
- ・ この電力量を、揚水発電が必要な時間帯の予備率が一定になるように時刻毎に割り振り、ピーク需要時間帯の供給力を414万kW（昨夏の420万kWから7万kW減少）と算定している。



資料6 揚水発電の供給力

出典：関西電力提供資料

⑤ 新工ネ（太陽光発電）

- ・ 関西電力には、自社の太陽光発電（出力1万kW）による供給力として、昨夏と同じ0.3万kWを計上している。
- ・ 太陽光発電については、天候によって供給力が大きく左右されるため、夏の上位3日の需要が発生した日の太陽光発電の出力について、直近20年間分の計60データのうち下位5日の平均を、安定的に見込める出力とした。

⑥ 他社（卸電気、ＩＰＰ・共同火力、自家発電等）

- ・ 関西電力は、電源開発㈱、ＩＰＰ、共同火力事業者及び自家発電を行っている事業者からの電力調達による供給力として、計５３７万ｋＷ（昨夏の５２５万ｋＷから１２万ｋＷ増加）を見込んでいる。
- ・ このうち新エネについては５４万ｋＷを見込んでおり、再生可能エネルギーの固定価格買取制度の導入に伴う太陽光発電の普及により、昨夏の２１万ｋＷから３３万ｋＷ増加している。
- ・ また火力については４１６万ｋＷを見込んでおり、ＩＰＰとの契約満了に伴う減少等により、昨夏の４３６万ｋＷから２１万ｋＷ減少している。

⑦ 融通等

- ・ 他電力会社からの融通等について、関西電力は、想定された最大需要２，８７３万ｋＷに対し３％の予備率ができる供給力２，９６０万ｋＷとなるよう、１６７万ｋＷを確保した。
- ・ 昨夏の６６万ｋＷから、８９万ｋＷの応援融通の増加に加え、新電力からの１２万ｋＷの調達増等により、計１０１万ｋＷを追加した。
- ・ 応援融通については、中西日本エリアの需給状況は資料７のとおりで、昨夏より予備率が厳しい状況にあることから、関西電力は東日本エリア（東京電力）から３８万ｋＷを確保した。

※ 九州電力は東京電力から２．０万ｋＷの応援融通を確保。

※ 電気の周波数が異なる中西日本６社と東日本３社間の連系設備の運用容量は１２０万ｋＷ。

資料７ 今夏の中西日本各社の電力需給状況

出典：第５回電力需給検証小委員会 資料３

(万ｋＷ)

	中部	関西	北陸	中国	四国	九州	中西６社
供給力	2,737	2,960	570	1,181	583	1,722	9,753
需要	2,644	2,873	548	1,134	559	1,671	9,429
供給－需要	93	87	22	47	24	51	324
(予備率)	3.5%	3.0%	4.1%	4.1%	4.3%	3.0%	3.4%

※ 運用容量とは、当該地域間連系設備において安定的に送電できる上限であり、既に送電している分が含まれるため、応援融通可能量ではない。

The diagram illustrates the Japanese power grid structure, showing regional interconnection systems and their capacities. The regions are represented by boxes: 北海道エリア (Hokkaido Area), 東北エリア (Tohoku Area), 北陸エリア (Hokuriku Area), 中部エリア (Chubu Area), 東京エリア (Tokyo Area), 四国エリア (Shikoku Area), 中国エリア (Chugoku Area), 九州エリア (Kyushu Area), and 関西エリア (Kansai Area). The interconnection systems and their capacities are as follows:

- 北海道本州間連系設備: 60万kW (Hokkaido-Mainland Interconnection Equipment)
- 東北東京間連系設備: 65万kW (Tohoku-Tokyo Interconnection Equipment)
- 中越北陸間連系設備: 30万kW (Chubu-Hokuriku Interconnection Equipment)
- 新貨渡FC: 30万kW (Shinwa Wada FC)
- 佐久間FC: 30万kW (Sakuma FC)
- 東清水FC: 30万kW (Higashimizu FC)
- 東京中部間連系設備: 120万kW (Tokyo-Chubu Interconnection Equipment)
- 中静関西間連系設備: 250万kW (Chubu-Shizuoka-Kansai Interconnection Equipment)
- 關西四国間連系設備: 140万kW (Kansai-Shikoku Interconnection Equipment)
- 關西中国間連系設備: 400万kW (Kansai-Chugoku Interconnection Equipment)
- 北陸関西間連系設備: 130万kW (Hokuriku-Kansai Interconnection Equipment)
- 中国九州間連系設備: 259万kW (Chugoku-Kyushu Interconnection Equipment)
- 中国四国間連系設備: 120万kW (Chugoku-Shikoku Interconnection Equipment)
- 關西九州間連系設備: 55万kW (Kansai-Kyushu Interconnection Equipment)

出典：各地域間連系設備の運用容量算定結果の公表 平成 26 年 4 月 7 日電力系統利用協議会

○ 関西電力は、予想を上回る気温の上昇などによる需要の急増や発電所のトラブルなど、不測の事態により、需給がひっ迫するおそれがあると判断した場合には、ひっ迫の回避に向け、卸電力取引所からの調達や他電力会社からの更なる応援融通など、供給力の確保に最大限努力するとしている。

Ⅱ トラブルリスク

電気事業法では、火力発電所の定期点検が義務付けられているが、災害等の非常の場合、点検時期を延期することができることとされている。

震災以降、全国的に原子力発電所が停止している中で、多くの火力発電所において定期点検の時期が延期され稼働率が増加しており、計画外停止の件数は増加している。

関西電力は、供給力を最大限に確保するため、火力発電の定期点検時期の延長などをしており、計画外停止のトラブルリスクを低減するため、巡回点検の頻度増や豊富な知識・経験を持つOB社員等による巡回点検の強化を行っている。

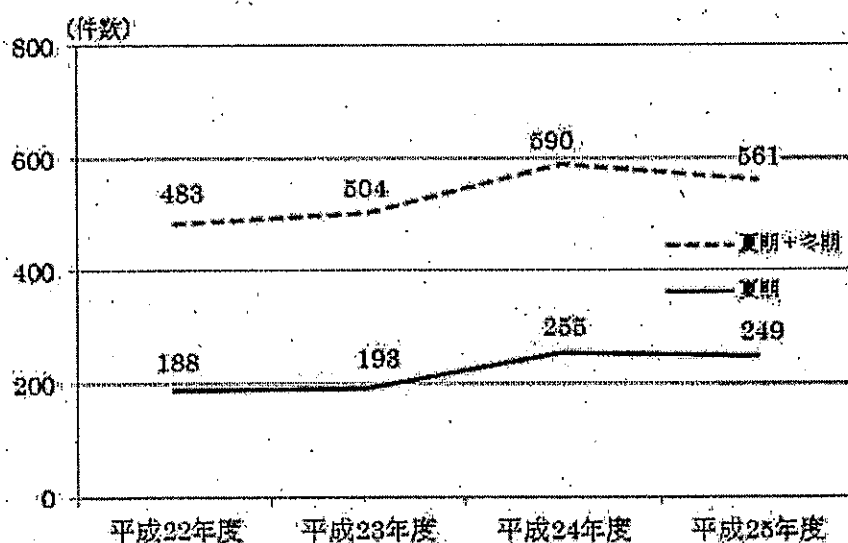
しかし、トラブルは常に起こり得るものであることを認識しておかなくてはならない。

1 全国における計画外停止の状況

○ 9 電力会社（北海道電力、東北電力、東京電力、中部電力、関西電力、北陸電力、中国電力、四国電力、九州電力）における状況は、次のとおりとなっている。

（平成 25 年 10 月 総合資源エネルギー調査会基本政策分科会電力需給検証小委員会報告書 及び電力需給検証小委員会第 4 回会合資料 4 より）

- ・ 火力発電所の計画外停止の件数について、平成 24、25 年度は平成 22、23 年度に比べて増加



※ 夏期：7～9月、冬期：12～2月

資料 9 全国の火力発電所の計画外停止件数

- ・ 最大需要日における計画外停止による供給力低下の合計は 333 万 kW（最大需要日における供給力の事前想定合計 17,684 万 kW の 1.9% に相当）
- ・ 計画外停止による供給力低下の合計の期間平均は 466 万 kW（最大需要日における供給力の事前想定合計の 2.6% に相当）
- ・ 各電力会社においては、設備の異常兆候の早期発見等のため、火力発電所の巡回点検の強化や、早期復旧のため必要資材や緊急時の補修作業体制を確保

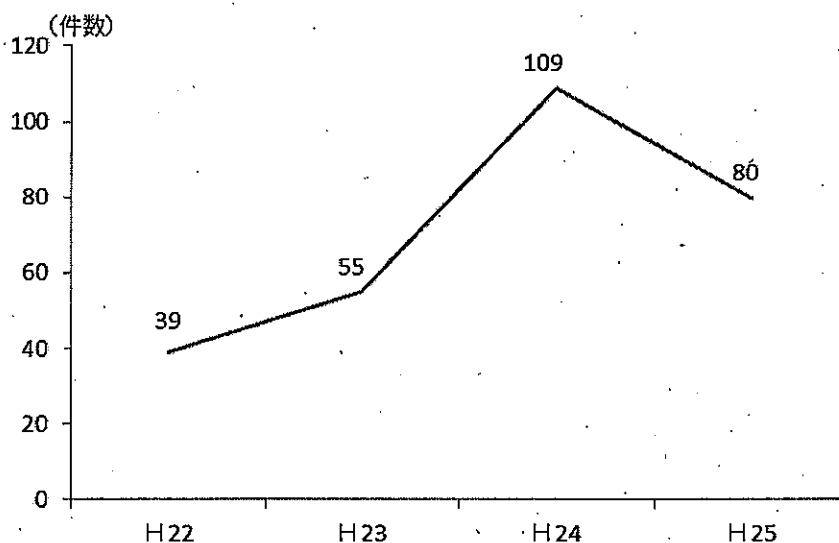
2 関西電力管内における定期点検の延期と計画外停止

(1) 定期点検の延期

- 関西電力は、夏冬の供給力を確保するため定期点検を延期しているが、その台数は年々増加しており、今夏は過去最大の10台となる見込み。
- 海南発電所4号機などこの4月に定期点検の期限を迎える火力発電所6基(計348.8万kW)については、この10月まで点検時期を延期することを国に申請し、承認された。
- また、舞鶴発電所2号機など今夏までに定期点検の期限を迎える4機についても、定期点検時期の延期を申請する予定。
- 定期点検を実施しない発電所については、部品の取替え等により設備の信頼性確保に努めるとしている。

(2) 計画外停止

- 7～9月及び12～2月における計画外停止の件数をみると、平成24、25年度は平成22、23年度に比べて増加している。



資料10 関西電力の火力発電所の計画外停止件数

出典：第5回電力需給検証小委員会 資料5 抜粋

- 昨夏の最大需要日であった8月22日における計画外停止等の状況は、電気集塵機の灰詰まりによる舞鶴発電所1号機(90万kW)の停止と、貝等による冷却用海水のフィルタ詰まりによる南港発電所3号機(60万kW)の出力抑制▲32万kWであり、これによって同日の供給力が4%程度低下している。

(3) 関西電力の計画外停止への対応

- 関西電力は、計画外停止の発生を防止するため、運転中の巡視や監視の強化等、異常の早期発見に向けた取り組みを実施しており、異常の兆候が発見された場合、週末などの需給が安定している期間を利用して臨時の補修作業を実施している。
- また、計画外停止の発生に備えて、必要資材の確保や緊急時の補修作業体制の確保等を行っている。

Ⅲ 電力需給対策

1 節電取組の促進

- 今夏の需要想定では、節電影響を263万 kW（平成22年度夏期最大3日平均需要実績（3,089万 kW）比8.5%）と見込んでおり、最大電力需要時に最低限必要とされる予備率3%が確保されるためには、これが着実に実施される必要がある。
- 昨夏は、目安として9%を掲げて無理のない範囲での着実な節電を呼びかけ、実績として節電要請期間中の平均で約11%（約280万 kW）の節電効果が得られたが、今夏の節電影響を算定するためのアンケート調査によると、今夏に昨夏と同様の節電を行うとした需要者の割合は8割程度であり、昨夏と比べて節電効果が少なくなる可能性がある。
- しかし、過去の計画外停止の実績や、今夏の中西日本6社の予備率が3.4%と昨夏より厳しいこと、東日本エリアからの応援融通も必要であるという厳しい状況を考慮すると、今夏についても電力需給がひっ迫することのないよう、日頃からの節電の取組が非常に重要である。
- このため、国や関西電力とも連携し、府県民や事業者に対して、昨年同様の節電の着実な取組をお願いしていく。
- なお、節電取組については、高齢者や乳幼児、体調の悪い方にまでご負担をおかけするものではないことを、引き続き周知していく。

2 関西電力への要請

- 電力需給については、今夏を通じて3%の予備率が確保できるとされているが、これにはトラブルによる供給力の低下は織り込まれていない。
- これまでの経過から見ても、トラブルによる数%規模の供給力の低下は起こり得るものであり、電力需給のひっ迫を引き起こす恐れがあることを認識しておく必要がある。
- このため、次の事項を関西電力に対して要請していく。
 - ・ 日常からの巡回点検の強化により計画外停止のリスクを低いレベルに抑えるなど、引き続き、リスク管理に万全を期すこと
 - ・ トラブルが発生した際にも迅速に対処できるよう、日頃からしっかりとした復旧体制を整えておくこと
- また、需給がひっ迫すると想定される場合には、卸電力取引所からの調達や他社への緊急融通の要請といった供給力の確保とともに、瞬時調整特約の発動やネガワット取引の実施、BEMS アグリゲータの活用、一層の節電取組の広報による需要の抑制など、できる限りの需給対策を速やかに講じることを要請していく。

3 国への要請

- 万一、ある地域で電力需給がひっ迫した際には、供給力の確保のため、応援融通が必要となるが、中西日本6社の予備率は3.4%、全国でも4.6%となっており、昨夏に比べてかなり厳しい状況であることから、日本全体として予備力の確保に努める必要がある。
- このため、国民や事業者に日頃から節電を着実に実施することを広く呼びかけるとともに、電力会社に対し、トラブルリスク低減の取組や、電力需給ひっ迫の恐れがある場合の一層の供給力確保や需要抑制の取組を求めることを、国に対して要請していく。

今夏の電力需給対策について

関西広域連合では、関西電力管内における今夏の電力需給見通しについて、関西電力にデータの提供を求めるとともに、国が実施している全国の電力需給見通しの検証状況等を踏まえ、専門家の意見も伺いながら検討を行った。

その結果、今夏の電力需給の見通しとして、需要ピーク時における節電効果を平成22年度夏の需要比で▲8.5%と見込んだ上で、他電力からの融通を受けてはじめて最低限必要とされる予備率3%が確保されることを確認した。

供給力については、関西電力管内の火力発電所の全台運転はもとより、中西日本各社から最大限の応援融通に加え、これまでに前例のない東日本エリアからの融通を受けることが前提となっている。

融通を受けることとしている中西日本エリア・東日本エリア全体の予備率は昨夏を下回っていることや、火力発電所の高稼働等による計画外停止のリスクは関西だけでなく全国的に高まっていることなどから、関西の電力需給は昨夏より厳しい状況にあることが確認された。

なお、昨夏の節電については、関西では“前年並の節電の着実な実施（平成22年度夏と比べて9%削減を目安）”を広く呼びかけたところ、節電要請期間全体の平均として11%削減の実績が確認されている。

以上から、関西広域連合としては、今夏を通じて電力需給がひっ迫することのないよう、府県民や事業者の皆様に対し、昨夏実績以上の日常的な節電を、下記期間を通じて着実に実施していただくよう呼びかけていくとともに、関西電力や国に対し一層の取組を要請する。

1 関西電力管内における今夏の節電のお願い

- 期間：平成26年7月1日（火）～平成26年9月30日（火）の平日
（8月13日（水）～15日（金）を除く）

- 時間：9:00～20:00

- 内容：昨夏実績（※）以上の節電の実施

（※昨夏の節電実績：平成22年度夏比1.1%減）

計画外停止のリスクが高まっていることなどから、昨夏の節電実績である1.1%を踏まえ、エアコン28℃設定やこまめな消灯、冷蔵庫の温度設定を弱めるなど、日常の業務や生活の中で実施可能な節電を着実に実施していただくようお願いします。

- 留意事項

〔家庭〕

- ・ 高齢者や乳幼児、体調が悪い方のおられるご家庭には、熱中症など健康上の支障をおよぼさない範囲での節電をお願いします。

〔産業・業務〕

- ・ 産業活動や病院、福祉施設、鉄道などのライフライン機能、都市機能等の維持に支障を生じない範囲での協力をお願いします。

※ 関西広域連合としては、省エネ型ライフスタイルへの転換に向けて、府県民や事業者の皆様が継続して節電・省エネに取り組んでいただけるよう、幅広く啓発活動を行う。

2 関西電力への要請

- 節電が着実に実施されるよう、広報や電力需給に関する情報提供などに取り組むこと
- 計画外停止等のトラブルリスクの低減に万全を期すとともに、トラブルが発生した際にも迅速に対応できる体制を整えること
- 需給がひっ迫すると想定される場合には、卸電力取引所からの調達や他社からの緊急融通等とともに、瞬時調整特約の発動やネガワット取引の実施等、できる限りの需給対策を的確に講じること

3 国への要請

- 国民や事業者に対する着実な節電を広く呼びかけるとともに、電力会社によるトラブルリスク低減の取組や、電力需給ひっ迫の恐れがある場合の一層の供給力確保や需要抑制の取組を促進すること

平成26年4月24日

関西広域連合

連合長	兵庫県知事	井戸 敏三
副連合長	和歌山県知事	仁坂 吉伸
委員	滋賀県知事	嘉田 由紀子
委員	京都府知事	山田 啓二
委員	大阪府知事	松井 一郎
委員	鳥取県知事	平井 伸治
委員	徳島県知事	飯泉 嘉門
委員	京都市長	門川 大作
委員	大阪市長	橋下 徹
委員	堺市長	竹山 修身
委員	神戸市長	久元 喜造

平成 26 年 4 月 24 日
本 部 事 務 局

琵琶湖・淀川流域対策の検討について（案）

昨年の台風 18 号による被害を契機とした連合委員会での議論や、関西防災・減災プラン風水害対策編（H26 年 3 月連合委員会協議事項）を踏まえ、琵琶湖総合開発事業などこれまでの取組の経緯や、流域における土地利用の変化とこれに伴う地域の災害リスクの変化も考慮しつつ、流域の様々な課題や、今後の取組の方向性等について、有識者による研究会を設置し、検討を行う。

【検討事項】 * 当面、次の検討を行う

- ① 琵琶湖・淀川水系の河川管理に係る課題整理と認識共有
 - ◆ 流域の概要と管理に係る歴史的経緯
 - ◆ 琵琶湖総合開発事業の概要と流域を取り巻く環境の変化
 - ◆ 台風 18 号による被害状況と顕在化した課題（琵琶湖、宇治川、桂川等）



上記の検討結果と構成団体間の合意に基づき、次の段階へ（平成 27 年度以降を想定）

- ② 現行の淀川水系河川整備計画の検証
 - ◆ 主な事業の進捗状況と今後の展望
 - ◆ 現行整備計画の課題
 - 「川の中」の対策だけでよいのか
- ③ 統合的流域管理の可能性の検討
 - ◆ 「川の外」を含めた治水対策
 - 「総合的な流域治水について、その推進方策について検討」
 - ◆ 利水や河川環境（水質、生態系、景観、水辺空間、土地利用、水源地域、生活文化等）の現状と課題の整理、政策の方向性。
 - 特に、自治体であるがゆえの横連携の可能性を探る。
 - ◆ 望ましい管理のために、どのような体制やガバナンスが求められているのか

【新たな展開】 * 検討結果に基づき、新たな取組へ

- ◆ 研究の進展に即して、制度改正など国への提言を実施
- ◆ 新しい上下流連携のあり方、広域連合としての新たな施策の企画立案 など

【検討体制】

- 有識者 5 名程度の研究会を設置
 - ◆ 河川、防災、環境等の専門家で構成（構成団体の推薦を得る）
 - ◆ 常設委員以外の専門家は、ゲスト・スピーカーで対応。
 - ◆ 地方整備局、流域団体などの実務者もゲスト・スピーカーとして招聘。
- 研究会事務局は本部が担当
 - ◆ 構成団体（特に流域団体）の河川担当部局、広域防災局の協力※を得る。
※例：事務局への参画（兼務）
 - ◆ 事務局会合へのオブザーバー参加など、流域連携団体（奈良県、三重県）に配慮する。
- 近畿地方整備局をはじめとする実務者との連携
 - ◆ 会合への招聘（上記参照）のほか、実務者との勉強会や現地調査を実施する。
- 連合委員会へ逐次報告・協議を行い、研究内容について共有
- 流域市町村との連携
 - ◆ 当面、定例化している関係市町村との意見交換会も活用し、連携を図る。
 - ◆ 将来においては、検討への流域市町村の参画も視野に入れる。

【スケジュール】

26 年 4 月	連合委員会（検討方針・検討体制について合意）	}	逐次、連合委員会等へ 報告・議論・実施
6 月	連合議会議決（関西防災・減災プラン（風水害対策編） 検討体制の発足 上記①を検討		
12 月	報告案（中間報告案）取りまとめ		
27 年 1 月	上記②以降の検討へ進むかどうか協議・判断		

新たな「国土のグランドデザイン」(骨子) に対する関西広域連合の意見(案)

平成 26 年 4 月 24 日
本 部 事 務 局

I 趣旨

国土形成計画(平成 20 年閣議決定)策定後の情勢変化を踏まえ、国土交通省が有識者懇談会を設置し、概ね 2050 年を見据えた今後の国土・地域づくりの中長期指針となる新たな「国土のグランドデザイン」の検討を行っており、3 月 28 日に骨子を取りまとめられた。

国土交通省では、今後、この骨子をもとに広く地方の意見を聴取しながら、今夏頃に最終のとりまとめを行い、国土形成計画の見直しにつなげていく予定。

II 意見(検討案)

1 国土形成計画の見直しに向けた意見

- ① 見直しの検討に際しては、まず現計画の検証を行うこと
- ② 地域主導で各ブロックの圏域の将来像を検討し、それをもとに手続きを行うこと
- ③ 関西広域連合の意見を聴取する場を設け、意見を最大限反映すること
- ④ 次期近畿圏広域地方計画を検討する際は、関西広域連合に策定権限を移譲すること

2 グランドデザイン策定についての意見

- ① 関西広域連合の意見を最大限反映すること
- ② 近畿圏広域地方計画協議会に、関西広域連合を加えた意見交換の場を開催すること

3 グランドデザインの方向性に関する意見

【総論】 ※主として骨子の「理念」に関連して盛り込む或いは明確化すべき意見

(1) 国土形成の基本理念、東京一極集中からの脱却に関して

- ① 国の事務・権限を地方に移譲し、地方分権のもとに国土を形成すること
- ② 効率性、経済性から心の豊かさの追求へ(成熟社会のモデルの提案)

【各論】 ※主として骨子の「基本戦略」に関連して盛り込む或いは明確化すべき意見

(1) スーパー・メガリージョン(三大都市圏)の形成に関して

- ① リニア東京～大阪間の全線同時開業など国際競争力の強化につながる取組
- ② 国土の双眼構造への転換と圏域特性を活かした活性化への支援(特区制度の充実)

(2) 災害に強い国土の形成に関して

- ① 広域災害に対する総合的な方策の国家プロジェクトとしての推進
- ② 関西の首都機能のバックアップ拠点への位置づけ
- ③ 多軸型の国土形成の視点からの検討(ミッシングリンク解消、リダンダンシー確保等)

(3) 人口減少社会に対応した地域構造の再構築に関して

- ① 人口減少社会下のライフスタイルモデルの提案(多自然地域等での心豊かな暮らし)
- ② 集約の是非も含めた居住地集約についての考え方、総合的な施策展開方策
- ③ 高次都市機能連合について、新たな市町村合併につながらないようにすること
- ④ 離島等に人が住み続ける地域づくりについての方針と最大限の国の支援

(4) 女性、高齢者、障害者が活躍できる社会の構築に関して

- ① ユニバーサルデザインの理念、コミュニティ再構築の方針
- ② 女性や高齢者が社会進出する基盤整備等の推進方策

(5) 観光、エネルギーに関して

- ① ICTの活用など国際観光の誘客促進策
- ② 再生可能エネルギーの導入目標に基づく施策の推進

Ⅲ 近畿圏広域地方計画への対応

1 平成 26 年度以降の対応 (H26.3.27 連合委員会での合意より)

(1) 国への提案

平成 26 年度以降、①国出先機関の地方移管の継続的要請に加え、その突破口を開く取組の一つとして、②近畿圏広域地方計画の策定権限の移譲、③策定権限の移譲が実現するまでの当分の間、実績を示すための近畿圏広域地方計画策定への参画等、を国へ提案

(2) 次期近畿圏広域地方計画(素案)の策定

策定権限の移譲が実現するまでの取組として、産官学の検討会を立ち上げ、次期近畿圏広域地方計画の基となる素案の策定を目指す

(3) 関西圏域の展望研究

平成 26 年度は、次期近畿圏広域地方計画(素案)の策定を視野に入れ、関西圏域の展望研究を行う

①「研究会群」による政策コンセプトの研究

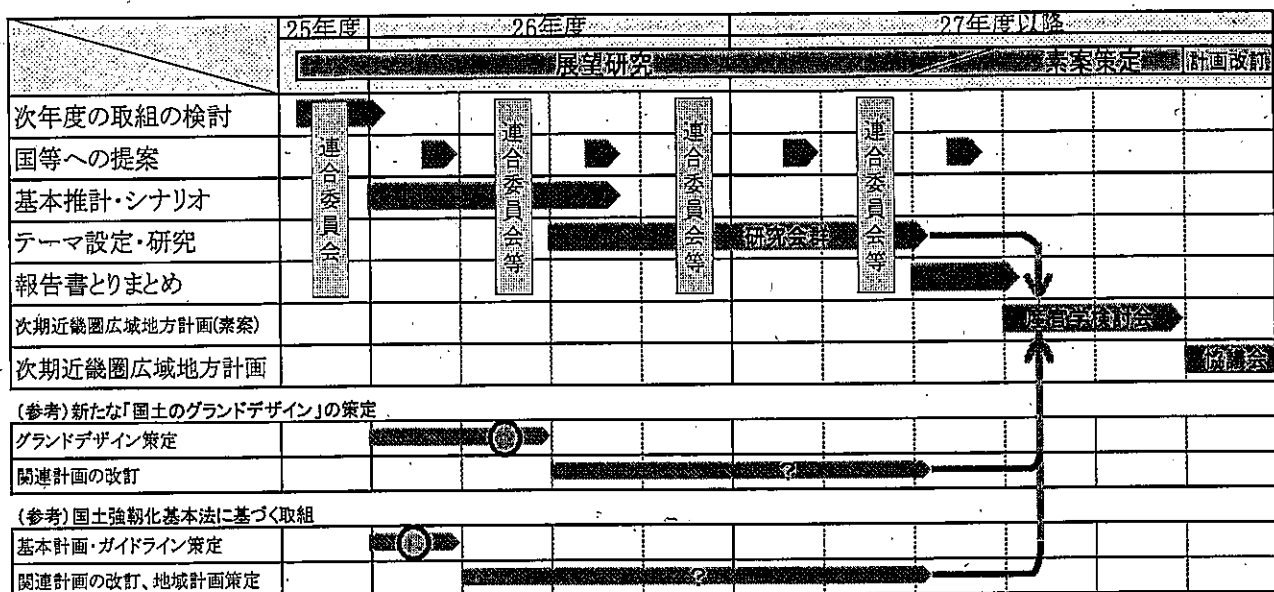
研究テーマを設定し、テーマごとに著名な有識者を核とした「研究会群」を設置し、課題抽出及び政策コンセプトの研究を行う

② 関西圏域の展望研究チームによる検討

構成府県市の担当課長等を構成員とする展望研究チームを設置し、研究会群を下支えする

※ 本部事務局計画課を事務局とし、展望研究チームの下に、本部事務局各課横断の「ワーキングチーム」を設置。各府県市のキーパーソンに意見聴取しながら、①基本推計及び主要シナリオ、②課題抽出・政策コンセプトの素案を検討

2 想定スケジュール



新たな「国土のグランドデザイン」(骨子) 概要①



参考資料
(H26. 3. 28時点)

【2050年の未来に向けて】

- ・将来への危機感(地域存続の危機、巨大災害の切迫)を共有し、国民の叡智を結集して「国土のグランドデザイン」を描く
- ・各地域において地域の将来像を描くための検討が主体的に行われ、新しい国土政策を構築

【時代の潮流】

- (1) 急激な人口減少・少子化、高齢化
 - ・2050年の人口は約9700万人
 - ・約6割の地域で人口が半減以下に、うち1/3の地域は人が住まなくなる
 - ・どの国も経験したことのない約4割の高齢化率
- (2) グローバリゼーションの進展
 - ・国家・都市間の競争が激化
 - ・ユーラシアダイナミズムにより地政学上の位置が大きく変化
 - ・北極海航路、パナマ運河再拡張
- (3) 巨大災害の切迫、インフラの老朽化
 - ・首都直下地震、南海トラフ巨大地震の切迫(30年以内の発生確率70%)
 - ・気候変動による災害の激甚化
 - ・高度成長期に集中整備したインフラが老朽化
- (4) 食料・水・エネルギーの制約、地球環境問題
 - ・世界は人口爆発 食料・エネルギー確保が課題
 - ・地球温暖化、生物多様性の危機
- (5) ICTの劇的な進歩、技術革新
 - ・コンピュータとその処理能力の飛躍的増大
 - ・ビッグデータが生むイノベーション
 - ・情報・知識空間と実物空間の融合

【課題】

・このような時代の潮流の中、持続可能な世界最高水準の「豊かさ」と「安心」を確保する上での大きな課題は3つ

課題①

➢ 地域の活力が低下する中、人々の暮らし・生活をどのように守っていくのか(地域の多様性を維持していくのか)

課題②

➢ 我が国がどのようにして引き続き成長を維持していくのか

課題③

➢ 国民の安全をどのように確保していくのか

⇒「国土のグランドデザイン」はこうした課題への処方箋を示す(その際、財政制約を考慮する必要)

【理念】

- ・国土は、国民の幸せな暮らしを実現する舞台
- ・その基盤として経済の成長は不可欠であり、一定の成長を確保した上で、「豊かさ」と「安心」を実現できる国土に
- ・各地域が主体性を確立し、固有性を深め、「多様性」を再構築する

(1) 多様性の再構築(ダイバーシティ)

- ・多様な選択ができる国土多様性を支える地域において様々な生き方を可能に
- ・グローバリズムとリージョナリズムの「2つのベクトル」の間で、それぞれの地域が自分の位置を選択
- ・「2つのものさし」とも言うべき社会経済システムの多様化・弾力化

(2) 連携革命による新しい集積の形成(コネクティビティ)

- ・連携革命(コネクティビティ・イノベーション)
- ・「50年単位の交通革命」、「新情報革命」、「新しい協働」
- ・新しい集積の形(拠点とネットワークで人・モノ・情報をつなぎ、機能の連携を図る)

(3) 災害への粘り強くなやかな対応(レジリエンス)

- ・国民の命を守ることが最優先
- ・安全の確保は我が国の経済と信用力の基盤
- ・災害リスクの適切なマネジメント・情報開示
- ・最悪のシナリオを想定し、その場合でも決定的な被害を受けず速やかに回復できるしなやかな国土を構築

新たな「国土のグランドデザイン」(骨子) 概要②



国土交通省

【目指すべき人と国土の姿】

(1) 国土の姿

- ・伝統的な行政区分等にとらわれない広域的な発想が必要
- ・各地域が主体性を持って個性を発揮
- ・地方の多様性が大都市の国際競争力を支え、また大都市で生まれるイノベーションが地方に環流され、相互に「対流」
- ・地域の活力を高め、依然として進展する東京一極集中から脱却

① 大都市圏域

- ・スーパー・メガリージョンの形成、国際競争力強化
- ・世界から人・モノ・カネ・情報を引き付け、交流を活性化させてイノベーションを起こす

② 地方圏域

- ・従来の広域ブロックを超えた日本海側と太平洋側の連携
- ・産業クラスター、知の集積の形成
- ・若者と女性が入ってきやすい農林水産業(ICTの活用、ワークライフバランスの重視)
- ・再生可能エネルギーの活用、エネルギーの地産地消
- ・コンパクトシティの形成と高次地方都市連合
- ・「小さな拠点」による生活支援(大都市郊外にも適用)
- ・日本各地でゆとりある「多自然生活圏域」を形成

③ 海洋・離島

- ・38万km²の領土に加え、447万km²の領海・排他的経済水域等のすべてを持続可能な形で最大限利用する
- ・国土管理の拠点となる場所に人が住み続けることが重要
- ・外海の遠距離離島の住人は「現代の防人」

④ 広域ブロック相互間の連携

- ・広域ブロックの自立的発展を促進、広域ブロック相互間の連携を強化

(2) 人と国土のかかわり

- ① 女性と高齢者の社会参画
- ② 子供を産み育てやすい社会の実現
- ③ 担い手の確保

【基本戦略】

(1) コンパクトな拠点とネットワークの構築

- ・大都市から「小さな拠点」に至るまで、コンパクトな拠点とネットワークを構築(守りのコンパクト、攻めのコンパクト)
- ・都市の中心部に大学を中心とした「知の創発拠点」

(2) 移動と交流・連携の促進

- ・「滞在人口」の拡大、さらには「協働人口」の拡大
- ・生産的な二地域居住(二地域就労)

(3) 地域経済を支える産業の活性化

- ・地方でこそベンチャーを起こす(高齢社会に対応した医療産業等)
- ・農林水産業を先端産業に、農林水産物・食品の輸出拡大

(4) 災害に強い国土へのリノベーション

- ・日本海側と太平洋側の連携、内陸発展型国土の形成
- ・「防災先進社会」の構築

(5) 美しい国土を守り、育てる

- ・農山漁村や離島・半島に住み続けられる地域づくり

(6) エネルギー制約・環境問題への対応

- ・ICTを活用したスマートシティ、エネルギーの地産地消

(7) インフラを賢く、長く使う

- ・できあがったインフラを「賢く使う」
- ・ICT等の技術やソフトインフラの活用が不可欠

(8) 技術革新を取り込む社会をつくる

- ・技術革新は社会発展の礎 その成果を最大限に活かすため制度と技術を一体的につくり上げる

(9) 子どもから高齢者まで生き生きと暮らせるコミュニティの再構築

- ・高齢者が健康寿命を伸ばし、コミュニティの中で元気に動き、必要になれば介護を受けられる社会を実現
- ・女性が働きやすく、安心して子供を産み育てられる環境を整備

(10) 国土・地域の担い手づくり

- ・新たな「公」の第二弾ロケット
- ・地域建設業、技術者、技能者の確保育成

平成 26 年 4 月 24 日
関西WMG2021 事務局

関西マスターズスポーツフェスティバル実行委員会の設立について

関西では、地域全域における生涯スポーツの気運の醸成を図り、関西を生涯スポーツの先進地とするため、「関西マスターズスポーツフェスティバル」を開催することとした。

その実行組織として、下記により構成員に諮り、「関西マスターズスポーツフェスティバル実行委員会」を設立する。

記

- (1) 関西マスターズスポーツフェスティバル実行委員会設立趣意書(案) 別添1
- (2) 関西マスターズスポーツフェスティバル基本方針(案) 別添2
- (3) 関西マスターズスポーツフェスティバル実行委員会規約(案) 別添3
- (4) 平成26年度関西マスターズスポーツフェスティバル収支予算書(案) 別添4

関西マスターズスポーツフェスティバル実行委員会設立趣意書（案）

関西では、地域全域における生涯スポーツの気運の醸成を図り、関西を生涯スポーツの先進地とするため、「関西マスターズスポーツフェスティバル」を開催することとしました。「関西マスターズスポーツフェスティバル」は、2021年開催の関西ワールドマスターズゲームズ 2021 とあわせて、関西を生涯スポーツの先進地とする強力なエンジンになると期待します。

超高齢社会を迎えようとしている今日、本フェスティバルを開催することは、生涯スポーツの普及と振興に加え、健康志向の活力ある高齢社会の実現、地域の活性化、関西文化の発信など、関西にとって多くの意義があります。誰もが参加できるオープン型の本フェスティバルについて着実な成功を収めるため、「関西マスターズスポーツフェスティバル実行委員会」を設立いたします。

平成26年4月 日

関西マスターズスポーツフェスティバル実行委員会

(別添2)

平成 26 年 4 月 日

関西マスターズスポーツフェスティバル事務局

関西マスターズスポーツフェスティバル基本方針(案)

- 1 「関西ワールドマスターズゲームズ 2021」開催に向け、生涯スポーツのすそ野を広げるため、誰もが参加できるオープン型の大会を目的に「関西マスターズスポーツフェスティバル」を開催する。
- 2 「関西マスターズスポーツフェスティバル」の対象となる競技種目については、関西ワールドマスターズゲームズ種目（コア・オプション）にとらわれず、生涯スポーツのムーブメントを醸成するため、関西各府県市の判断で、様々な競技種目を幅広く対象とする。
- 3 開催する大会は、「関西マスターズスポーツフェスティバル」及び「府県市〇〇〇スポーツ大会等（既存大会含む）」の冠称大会とする。将来的には、関西全体のスポーツ愛好者が参加できる関西全体大会の開催をめざす。
- 4 優勝者には「関西マスターズスポーツフェスティバル実行委員会会長」名義の表彰状を贈呈する。（11府県市共通）。
- 5 「関西マスターズスポーツフェスティバル」実行委員会は、関西冠称大会とすることから、各種大会の共催とする。

関西マスターズスポーツフェスティバル実行委員会規約 (案)

(名称)

第1条 本会は、関西マスターズスポーツフェスティバル実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、関西マスターズスポーツフェスティバル（以下「大会」という。）を開催することを目的とする。

(事業)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 大会の開催に必要な方針及び総合計画に関すること。
- (2) 開催府県市等との連絡調整に関すること。
- (3) その他実行委員会の目的達成に必要な事業に関すること。

(構成)

第4条 実行委員会は、別表1に掲げる委員をもって構成する。

- 2 会長は、関西広域連合長をもって充てる。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 4 実行委員会に監事を置く。監事は、実行委員会の承認を得て会長が委嘱する。
- 5 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(委員の任期)

第5条 会長及び委員の任期は、実行委員会が解散するまでとする。

(議事)

第6条 実行委員会は、幹事会から報告のあった事項を審議し、決定又は承認する。

(会議)

第7条 会長は、必要に応じて実行委員会を招集する。

- 2 実行委員会は、委員の過半数で成立する。ただし、委員がやむを得ない理由により会議を欠席するときは、当該委員を選出した団体から代理人を出席させることができる。
- 3 議事は、出席委員の過半数で決する。

(幹事会)

第8条 事業の円滑な運営のため、実行委員会に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表2に掲げる関係機関及び関係団体から選出された者により構成する。

3 座長は、関西ワールドマスタースゲームズ2021準備委員会事務局長をもって充てる。

4 幹事会は次の各号に掲げる事項について検討し、実行委員会に報告する。

(1) 事業の方針及び総合計画に関すること。

(2) 実行委員会に提案する事項の調整に関すること。

(3) その他実行委員会が必要と認めた事項に関すること。

(事務局)

第9条 実行委員会、幹事会の事務を処理するため、関西ワールドマスタースゲームズ2021準備委員会事務局に事務局を置く。

(経費)

第10条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算・決算)

第11条 実行委員会の収支予算については、実行委員会の議決により定め、収支決算については、監事の監査を経て、実行委員会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第12条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 実行委員会の設立時の会計年度は、前項の規定にかかわらず、実行委員会の設立から始まるものとする。

(補則)

第13条 この規約に定めるもののほか、実行委員会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規約は、平成26年4月 日から施行する。

(別添4)

平成26年度 関西マスターズスポーツフェスティバル収支予算書(案)

収入の部

(単位:円)

項 目	金額	備 考
負担金	659,000	滋賀県(@26,000) 京都府(@44,000) 大阪府(@49,000) 兵庫県(@64,000) 和歌山県(@100,000) 徳島県(@99,000) 鳥取県(@36,000) 京都市(@39,000) 大阪市(@24,000) 堺 市(@68,000) 神戸市(@110,000)
合 計	659,000	

支出の部

(単位:円)

項 目	金額	備 考
事務局運営費	628,000	
(1)会議費	48,000	会場使用料等 @8,000×6回
(2)印刷・通信費	549,000	賞状代(用紙代、印刷代、筆耕代、送料含)
	6,000	会議資料印刷 @3,000(A4 1頁 500部)×2束
(3)備品費	25,000	公印代
予備費	31,000	
合計	659,000	

※千円未満切り上げ

平成 26 年 4 月 24 日
関西イノベーション推進室

国家戦略特区の指定及び産学連携プロジェクトの検討について

(1) 国家戦略特区の指定について

【地域指定に関する動き】

- 第 4 回国家戦略特別区域諮問会議（3/28）において、対象地域及び区域方針を
発表。

〈国家戦略特別区域の概要〉

※第 4 回国家戦略特別区域諮問会議資料より抜粋

区 域	政策テーマ
東京圏 (東京都・神奈川県の一部又は一部、 千葉県成田市)	国際ビジネス イノベーションの拠点
関西圏 (大阪府・兵庫県・京都府の一部又は一部)	医療等イノベーション拠点 チャレンジ人材支援
新潟県新潟市	大規模農業の改革拠点
兵庫県養父市	中山間地農業の改革拠点
福岡県福岡市	創業のための雇用改革拠点
沖縄県	国際観光拠点

『関西圏』の指定概要

※第 4 回国家戦略特別区域諮問会議資料より抜粋

1. 対象区域

大阪府・兵庫県・京都府の一部又は一部

2. 目標

健康・医療分野における国際的イノベーション拠点の形成を通じ、再生医療
を始めとする先端的な医薬品・医療機器等の研究開発・事業化を推進すると
ともに、チャレンジングな人材の集まるビジネス環境を整えた国際都市を形成す
る。

3. 政策課題

- (1) 高度医療の提供に資する医療機関、研究機関、メーカー等の集積及び
連携強化
- (2) 先端的な医薬品、医療機器等の研究開発に関する阻害要因の撤廃、
シーズの円滑な事業化・海外展開
- (3) チャレンジングな人材の集まる都市環境、雇用環境等の整備

4. 事業に関する基本的事項

(実施が見込まれる特定事業等及び関連する規制改革事項)

<医療>

- ・ 再生医療等高度な先端医療の提供【病床、外国医師、保険外併用】
- ・ 革新的医薬品、医療機器等の開発【病床、外国医師、保険外併用、有期雇用】

<雇用>

- ・ ベンチャー企業やグローバル企業等に対する雇用条件の整備【雇用条件】

<都市再生・まちづくり>

- ・ 国際ビジネス拠点の形成に資する建築物の整備【容積率】
- ・ まちなかの賑わいの創出【エリアマネジメント】
- ・ 外国人の滞在に対応した宿泊施設の提供【旅館業法】

<教育>

- ・ 国際ビジネスを支える人材の育成【公設民営学校】

<歴史的建築物の活用>

- ・ 古民家等の活用による都市の魅力向上、観光振興【古民家等】

- 政令で区域が定められることに先立ち（上記発表では「全部又は一部」）、4/11 付けで内閣府から、対象府県知事並びに市町村長に対し、国家戦略特別区域法第2条第5項及び第6条第3項の規定に基づき意見照会あり。

【今後の動き】

- 対象区域を定めた政令が施行された後、事業者を公募。その後、「国家戦略特別区域会議」を設置し、特区計画を作成。内閣総理大臣の計画認定を経て事業計画の実施となる見込み。
- 今後、年2回程度提案募集が実施される予定。（※国家戦略特別区域基本方針「第六③」）

※「第4回国家戦略特別区域諮問会議資料」抜粋

国家戦略特別区域の概要

(注1) 東京圏及び関西圏の指定範囲については、全部又は一部のどちらとするかを含め、今後、関係地方公共団体の意見を聴いて、政令により定められる(以下同じ)。

(注2) 【 】は、政策テーマ

I. 東京圏 【国際ビジネス、イノベーションの拠点】

〈東京都・神奈川県の一部、千葉県成田市〉

- * 東京都に対し、規制改革事項等の内容の一層の充実を求めることとする。

II. 関西圏 【医療等イノベーション拠点、チャレンジ人材支援】

〈大阪府・兵庫県・京都府の一部〉

III. 新潟県新潟市 【大規模農業の改革拠点】

IV. 兵庫県養父市 【中山間地農業の改革拠点】

V. 福岡県福岡市 【創業のための雇用改革拠点】

VI. 沖縄県 【国際観光拠点】

- * 規制改革事項等の内容の一層の充実を求めることとする。

Ⅱ. 関西圏

1. 対象区域

大阪府・兵庫県・京都府の全部又は一部

(注) 指定範囲については、全部又は一部のどちらとするかを含め、今後、関係地方公共団体の意見を聴いて、政令により定められる。

2. 目標

健康・医療分野における国際的イノベーション拠点の形成を通じ、再生医療を始めとする先端的な医薬品・医療機器等の研究開発・事業化を推進するとともに、チャレンジングな人材の集まるビジネス環境を整えた国際都市を形成する。

3. 政策課題

- (1) 高度医療の提供に資する医療機関、研究機関、メーカー等の集積及び連携強化
- (2) 先端的な医薬品、医療機器等の研究開発に関する阻害要因の撤廃、シーズの円滑な事業化・海外展開
- (3) チャレンジングな人材の集まる都市環境、雇用環境等の整備

4. 事業に関する基本的事項

(実施が見込まれる特定事業等及び関連する規制改革事項)

<医療>

- ・ 再生医療等高度な先端医療の提供【病床、外国医師、保険外併用】
- ・ 革新的医薬品、医療機器等の開発【病床、外国医師、保険外併用、有期雇用】

<雇用>

- ・ ベンチャー企業やグローバル企業等に対する雇用条件の整備【雇用条件】

<都市再生・まちづくり>

- ・ 国際ビジネス拠点の形成に資する建築物の整備【容積率】
- ・ まちなかの賑わいの創出【エリアマネジメント】
- ・ 外国人の滞在に対応した宿泊施設の提供【旅館業法】

<教育>

- ・ 国際ビジネスを支える人材の育成【公設民営学校】

<歴史的建築物の活用>

- ・ 古民家等の活用による都市の魅力向上、観光振興【古民家等】

(2) 地域の研究資源を活用した新たな産学連携プロジェクト等の検討について

1 事業内容

関西広域連合の構成府県市内で取り組まれている主たる科学技術関係の資源^(※1)の実態調査を実施し、広域的な連携や展開をすることが効果的であると考えられる事業について、本格化にあたっての課題（障害になっている制度・規制等）や広域連携や展開事業化に向けた方策等（規制改革、制度提案含む）の検討を行うための調査研究を実施する。

^(※1) 研究プロジェクトや実証実験、大学・研究機関等の科学技術基盤が有するユニークな研究ポテンシャル等を想定

2 実施スケジュール

- ・構成府県市への照会（4月末～5月）
- ・有識者、産業界等へのヒヤリング（6月）
- ・広域的に取り組むべき重点取組事項の抽出、グルーピング（7～8月）
※具体化したものから順次取り組み

3 実施体制

（取り纏め）関西イノベーション推進室・参事（産学官連携担当）

- ・大学間連携、官民連携についてのヒヤリング等
- ・重点取組事項ごとに主担当及び副担当を決め検討

※想定テーマ例：科学技術・ICT等を活用した地域振興、産業振興

- ・広域的な医療・健康情報、観光情報のネットワーク化、オープンデータ化
- ・産学官連携による農産品、健康食品のエビデンス保証
- ・特定分野における広域的な大学間連携による人材教育 等

関西の芸術文化情報サイトの本格稼働について

平成26年4月24日
広域観光・文化振興局

このたび、関西元気文化圏推進協議会と連携運営するWebサイト『関西文化.com』が、関西の芸術文化情報サイトを本格稼働するとともに、スマートフォン対応も可能となりました。
併せて、関西「文化の道」事業の一環として「祭りの道」も取り込み、英語にも対応した関西の祭り情報も掲載しましたので、ご報告します。

記

1 概要

関西の芸術文化情報サイトは、文化施設の担当者が、同施設で催される芸術文化イベント等の情報を直接入力・発信しアピールできるシステムです。

平成25年6月からテストランを行ってまいりましたが、このたびスマートフォン用アプリのリリースとタイミングを併せ本格稼働するとともに、地域文化の結晶とも言える伝統ある関西の「祭り」情報を掲載しました。

2 特長

【関西の芸術文化情報】

- (1) 関西2府8県4政令市にまたがる美術や博物学、考古学、音楽、演劇などさまざまなジャンルの芸術文化情報を一元的に提供
- (2) スマートフォン向け無料アプリを提供
- (3) 多彩な検索機能（「地域別」「ジャンル別」「日付別」「価格別」等）

【関西の祭り情報】

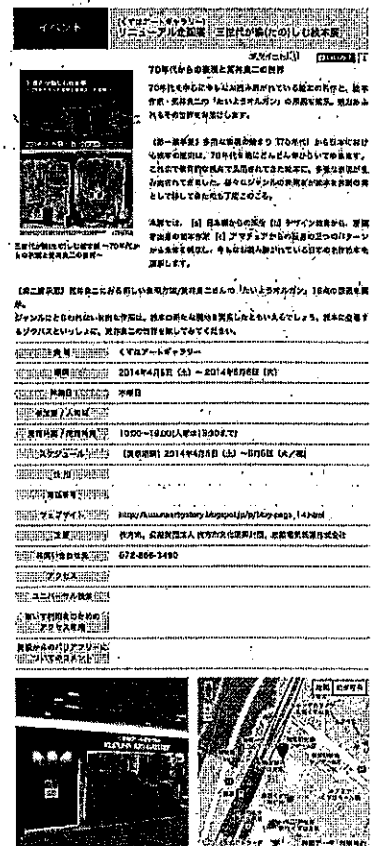
- (1) 関西各府県の「祭り」情報を広域で一元的にデータベース化
- (2) 多彩な検索機能（「火の祭り」「水の祭り」「山鉦・山車」「流鏝馬」等）
- (3) 英語対応

3 URL : <http://www.kansaibunka.com/>

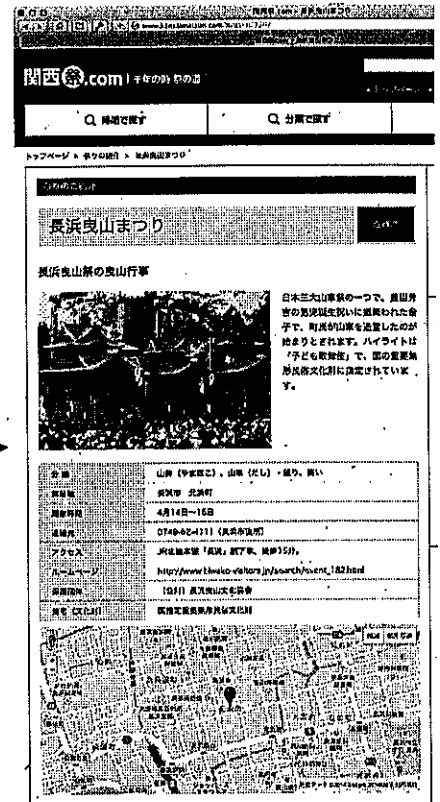
4 本格稼働日 : 平成26年4月24日(木)



・トップページ



・芸術文化情報詳細ページ



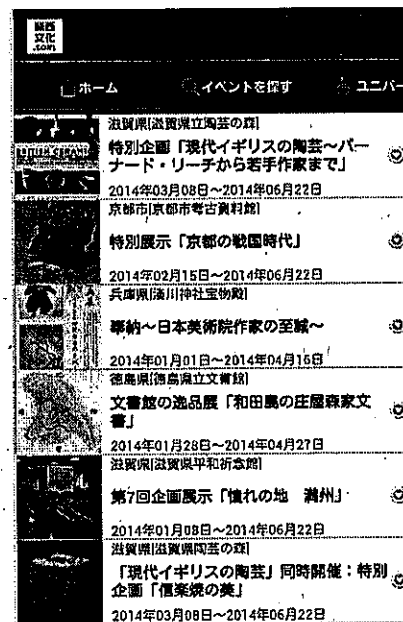
5 『関西文化.com』対応スマートフォンアプリのリリース

『関西文化.com』の芸術文化情報をスマートフォンで簡単に閲覧できる、スマートフォンアプリを無料で提供開始致します。

※ Android版先行公開。iPhone版近日公開予定。詳しくは関西文化.comのホームページを、ご覧ください。



・iPhone版



・Android版

6 参考

文化庁 平成25年度文化芸術振興費補助金（地域発・文化芸術創造発信イニシアチブ）を活用

平成 26 年 4 月 24 日

広域環境保全局

平成 26 年度の「関西夏のエコスタイル」の実施について

1 概要

- 温室効果ガス削減のための広域取組として、夏季の適正冷房（28℃）と軽装勤務を「関西夏のエコスタイル」として広く呼びかけ。
- 構成府県市だけでなく、関係自治体、経済団体、および関西以外の広域連携団体（中部圏知事会、四国地球温暖化対策推進連絡協議会、九都県市首脳会議）とも連携して実施。

2 期間

- 平成 26 年 5 月 1 日（木）～10 月 31 日（金）
上記期間内で、地域の気候に合わせて取組を依頼
- 関西広域連合の構成府県市および本部事務局では、上記期間で実施（庁内調整中を含む）

【参考】

- 環境省 平成 26 年度クールビズ（予定）
平成 26 年 5 月 1 日（木）～10 月 31 日（金）

夏の関西エコスタイル

2013



軽装勤務 & 適正冷房

平成26年 5月1日(木)～10月31日(金)

上記期間内で、地域の気候に合わせて取り組みを！

関西広域連合 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市

関西広域連合では、滋賀県・三府県・徳島県・鳥取県と加盟自治体連合の「一般社団法人関西経済連合会」・「市町村連合会」・「国・自治体等による環境政策推進協議会」・「新都市計画協議会」と連携して、夏季の適正冷房と軽装を呼びかけています。



平成 26 年 4 月 24 日
大阪湾港部会
日本海側拠点港部会

関西主要港湾の取り組みについて

1. 平成 25 年度の取り組み

関西の主要港湾における港湾の現況を把握するために、各主要港湾における港勢、港湾施設の規模について整理。現況分析にも続き、各港湾の利点、欠点を抽出し、今後の課題を抽出した。

【利点・欠点分析結果】

利点	欠点
・ 湾後の一大生産・消費圏と近接している。 ・ 東南アジア・中国をはじめとした世界主要港とのサービスが充実している。 ・ 西日本各地と結ばれる内航フェリー航路が充実している。	・ 輸出入貨物のインバランス（輸入超過）
・ 北米・欧州向けの基幹航路などが充実。 ・ 西日本諸港と結ばれる内航フェリー航路が充実。	・ 古くからの輸出港であり、貨物量が経済的な影響を受けやすい。
・ エネルギー基地や大規模な化学工場等が立地。バルク取扱が多い。 ・ IC も近く複合一貫輸送に直している。	・ 阪神港に近接しているため、国際定期航路のニーズは低い。
・ エネルギー関連の輸移入、鉄鋼関連の輸移出が圧倒的に多い。	・ 背後圏が極めて限定的で、輸送ニーズが低い。 ・ 専用岸壁が多く、公共貨物はないため、港運等の運輸サービス面での選択肢は少ない。 ・ 周辺道路の渋滞等により、広域交通網とのアクセス実現は良くない。 ・ 阪神港に挟まれる形であり、海上輸送面での利用ニーズが低い。
・ エネルギー関連、鉄鋼品が多い。	・ 木材加工業、鉄鋼業、化学工業等の集積の影響を受けやすい ・ 背後圏が極めて限定的で、輸送ニーズが低い。
・ 近畿地方で唯一、北海道と結ぶフェリー航路がある。 ・ IC も近く複合一貫輸送に直している。	・ 背後圏における輸送ニーズにこたえられていない。
・ 大阪湾の入口に位置している。 ・ 紙・パルプ関連貨物が豊富。	・ 背後圏は大きいですが、充分に活用できていない。
・ 紙・パルプ関連貨物が豊富。 ・ 施設規模は比較的充実。 ・ 国際フェリーが航路。	・ 背後圏域の人口、域内生産などは低い水準。 ・ 片取県内でもミッシングリンク有。

【今後の課題】

- ・ 産業施策と一体となった物流における「関西広域圏」の魅力の創出
- ・ 日本海、瀬戸内海、太平洋の 3 つの海を活用した広域輸送ネットワークの構築
- ・ 「関西広域圏」を介するサプライチェーンのレジリエンス強化
- ・ 定期航路誘致等に係る港湾間連携の促進

2. 平成 26 年度の取り組み

- ・ 今年度については、平成 25 年度の調査結果を基に関西主要港湾の機能強化に向け、広域的港湾管理の在り方、連携施策について検討を進める。

放射性物質拡散シミュレーション（県内全域）の結果について

平成 26 年 4 月

兵庫県企画県民部防災企画局防災計画課広域企画室

本県の原子力災害対策の見直しに活用するため、福井県内の原子力発電所で福島第一原発並みの事故が発生した場合の県内代表 4 メッシュ（神戸、豊岡、篠山、丹波）の最大被ばく線量を推計する放射性物質拡散シミュレーションを実施し、昨年 4 月に結果を発表した。

その後、県内 621 全メッシュ（1 辺 4km）について最大被ばく線量が推計できるよう計算プログラムを改良し、シミュレーション（直接計算）を実施した。

この結果については、前回と同様、遅れている国の PPA 対策に関する要請や、国の対策を踏まえた県の地域防災計画の修正に活用する。

1 実施結果

(1) 推計した被ばく線量

① 実効線量（全身の被ばく線量）

大気中の放射性物質（主に放射性ヨウ素）及び地表に沈着した放射性物質（主に放射性セシウム）の双方による全身に対する外部被ばくと内部被ばくの影響を示す指標。

我が国は基準を示していないが、7 日間で 100mSv 超の場合に避難等を行う IAEA（国際原子力機関）の判断基準を採用し、成人について 7 日間の積算被ばく線量を推計。

② 甲状腺等価線量（甲状腺の被ばく線量）

大気中の放射性物質（放射性ヨウ素）を吸入することによる甲状腺に対する内部被ばくの影響を示す指標。

我が国は基準を示していないが、7 日間で 50mSv 超の場合に安定ヨウ素剤の予防服用を行う IAEA の判断基準を採用し、被ばくの影響で甲状腺がんを発症する確率が大人より高いとされている小児（1 歳児）について 7 日間の積算被ばく線量を推計。

(2) 市町別最大被ばく線量（別紙 1 参照）

① 実効線量が IAEA の基準（100mSv）を超える市町 なし

② 甲状腺等価線量が IAEA の基準（50mSv）を超える市町 31 市町（下表 重複除く）

※31 市町における基準（50mSv）超過の頻度

年間の基準超過の放出開始ケース数（年間 8,760（24 時間×365 日）ケースのうち）

〔最大〕 92 ケース（猪名川町）（超過確率 1.1%） 〔平均〕 27 ケース（超過確率 0.3%）

年間の基準超過日数（365 日のうち）

〔最大〕 22 日（猪名川町）（超過確率 6.0%） 〔平均〕 7 日（超過確率 2.0%）

市町別甲状腺等価線量の年間最大値と基準超過確率 (50mSv 超)

年間基準超過ケース数 放出開始ケース 8,760 (24 時間×365 日) 通りのうち 50mSv を超える数

年間基準超過日数 年間 365 日のうち 50mSv を超える日数

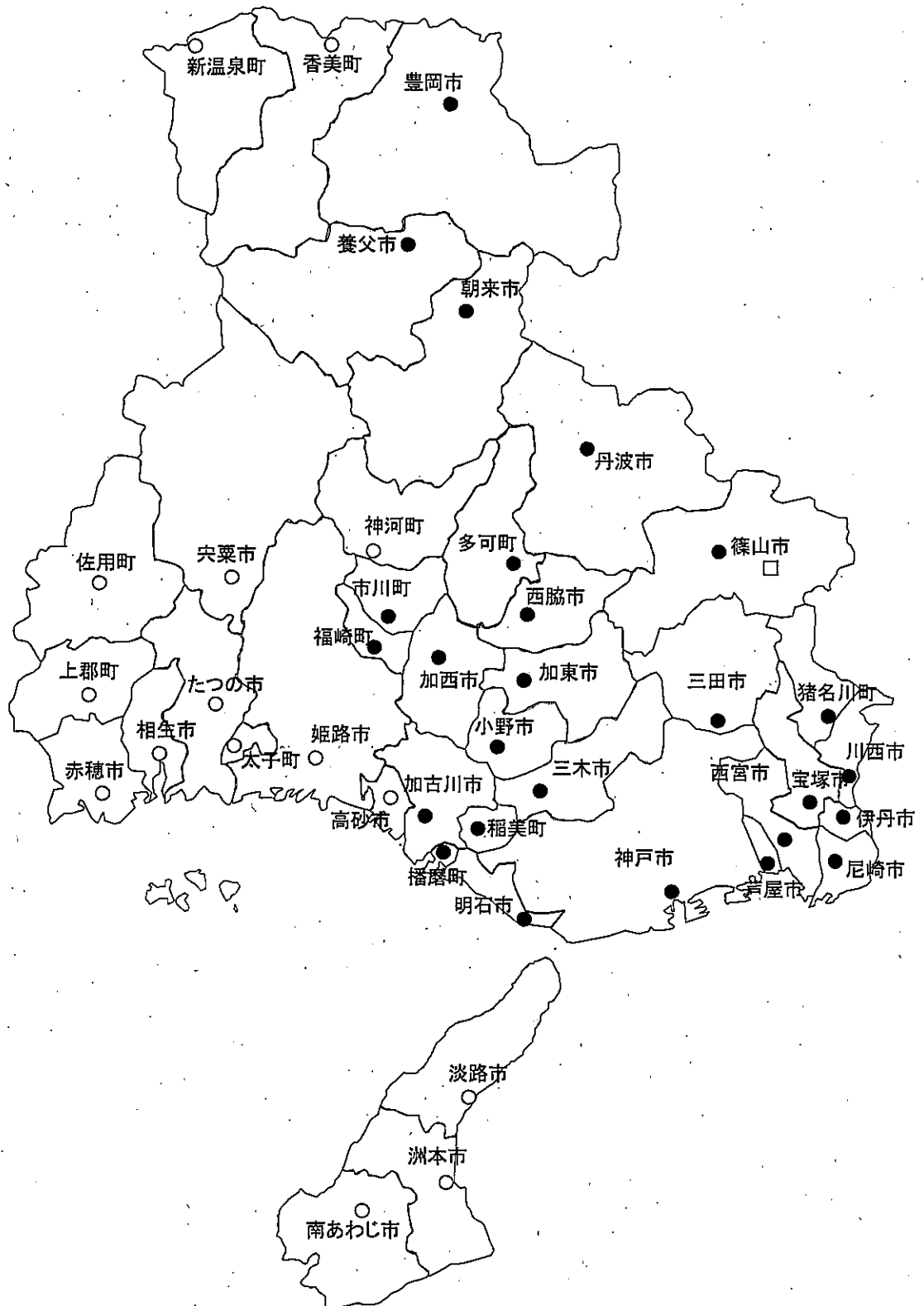
高浜原発						大飯原発					
市町名 (26市町)	甲状腺 等価線量 年間最大値 (mSv)	年間基 準超過 ケース数 (ケース)	超過 確率 (%)	年間基 準超過 日数 (日)	超過 確率 (%)	市町名 (26市町)	甲状腺 等価線量 年間最大値 (mSv)	年間基 準超過 ケース数 (ケース)	超過 確率 (%)	年間基 準超過 日数 (日)	超過 確率 (%)
三田市	139.4	59	0.7	11	3.0	猪名川町	128.3	92	1.1	21	5.8
猪名川町	115.7	91	1.0	22	6.0	宝塚市	115.9	73	0.8	19	5.2
丹波市	107.8	39	0.4	10	2.7	伊丹市	112.2	80	0.9	21	5.8
篠山市	100.1	85	1.0	21	5.8	川西市	111.9	88	1.0	21	5.8
川西市	99.3	50	0.6	12	3.3	芦屋市	111.6	58	0.7	18	4.9
朝来市	93.2	16	0.2	3	0.8	西脇市	103.7	12	0.1	3	0.8
伊丹市	92.2	41	0.5	11	3.0	西宮市	102.1	73	0.8	21	5.8
尼崎市	87.1	24	0.3	9	2.5	尼崎市	96.6	67	0.8	20	5.5
西宮市	78.9	23	0.3	7	1.9	丹波市	94.8	17	0.2	4	1.1
宝塚市	75.3	39	0.4	11	3.0	加西市	93.5	6	0.1	1	0.3
西脇市	72.2	12	0.1	4	1.1	多可町	91.5	10	0.1	2	0.5
多可町	72.2	9	0.1	3	0.8	加東市	89.6	13	0.1	4	1.1
三木市	72.1	12	0.1	5	1.4	三田市	88.1	16	0.2	3	0.8
芦屋市	67.5	20	0.2	7	1.9	篠山市	83.7	27	0.3	8	2.2
加東市	66.9	6	0.1	2	0.5	神戸市	75.5	24	0.3	8	2.2
明石市	66.5	5	0.1	1	0.3	高砂市	74.3	5	0.1	1	0.3
稲美町	63.4	8	0.1	4	1.1	朝来市	71.4	10	0.1	2	0.5
小野市	62.5	6	0.1	3	0.8	姫路市	71.2	5	0.1	2	0.5
播磨町	61.9	6	0.1	3	0.8	小野市	71.0	6	0.1	2	0.5
神戸市	60.4	8	0.1	4	1.1	三木市	63.2	4	0.0	1	0.3
市川町	57.4	3	0.0	1	0.3	洲本市	58.7	8	0.1	5	1.4
福崎町	56.6	3	0.0	1	0.3	福崎町	57.1	3	0.0	1	0.3
養父市	56.6	5	0.1	2	0.5	太子町	55.7	3	0.0	1	0.3
加古川市	54.9	6	0.1	4	1.1	南あわじ市	51.5	1	0.0	1	0.3
加西市	54.8	3	0.0	2	0.5	明石市	50.9	1	0.0	1	0.3
豊岡市	50.7	1	0.0	1	0.3	加古川市	50.4	2	0.0	1	0.3

※美浜原発、敦賀原発は 50mSv を超えるケースなし

※各地点の位置は各市役所・町役場所在地周辺のメッシュ (1 辺 4km)

県内市町の甲状腺等価線量(高浜原発)

- ※ ● は50mSvを超える市町の市役所・町役場所在地
 ※ ○ は50mSvを超えない市町の市役所・町役場所在地



(3) 市町別基準超過メッシュ数 (1 辺 4km、県内 621 メッシュ中)

- ① 実効線量が IAEA の基準 (100mSv) を超えるメッシュ なし
- ② 甲状腺等価線量が IAEA の基準 (50mSv) を超えるメッシュ 38 市町 (下表 重複を除く)

(別紙 2 参照) ※別紙 2 は、50mSv を超えるメッシュ数が最多となるケースの拡散状況を表示

甲状腺等価線量 50mSv 超の市町別メッシュ数 (単位: メッシュ)

高浜原発 (32市町: 県内320/621メッシュ)				大飯原発 (38市町: 県内352/621メッシュ)			
神戸市	53/53	加古川市	11/19	神戸市	53/53	川西市	12/12
丹波市	47/47	市川町	11/12	丹波市	47/47	明石市	11/12
豊岡市	43/65	淡路市	11/25	豊岡市	40/65	小野市	11/13
篠山市	38/38	尼崎市	8/8	篠山市	38/38	淡路市	10/25
朝来市	30/42	芦屋市	7/7	朝来市	33/42	尼崎市	8/8
三田市	25/25	稲美町	7/7	姫路市	28/64	たつの市	8/28
三木市	24/24	姫路市	7/64	三田市	25/25	芦屋市	7/7
多可町	23/23	福崎町	7/8	多可町	22/23	高砂市	6/6
加東市	21/21	伊丹市	5/5	三木市	21/24	市川町	6/12
宝塚市	18/18	播磨町	5/5	加東市	20/21	伊丹市	5/5
西宮市	17/17	香美町	5/41	宝塚市	18/18	稲美町	5/7
西脇市	16/16	洲本市	2/24	西宮市	17/17	福崎町	5/8
養父市	16/43	南あわじ市	1/27	西脇市	16/16	香美町	5/41
猪名川町	15/15			加西市	16/16	神河町	4/24
加西市	14/16			養父市	16/43	宍粟市	4/60
小野市	13/13			洲本市	16/24	太子町	4/6
川西市	12/12			猪名川町	15/15	播磨町	3/5
明石市	12/12			加古川市	15/19	相生市	2/16
神河町	12/24			南あわじ市	13/27	新温泉町	1/26

※美浜原発、敦賀原発は 50mSv を超えるメッシュのある市町はなし

※市町域に一部でも掛かるメッシュを含む

2 実施機関 (公財) ひょうご環境創造協会 兵庫県環境研究センター

3 計算方法

(1) 気象条件

2009~11 年の 3 カ年で気象条件が平均からの乖離が最も少ない 2009 (平成 21) 年の気象を適用。

(2) 被ばく線量の計算

福島第一原発事故並みの放射性物質の放出があったと仮定した場合の 7 日間の積算被ばく線量を推計。

① 放出量＝時間当たり放出量×原発出力比×放出継続時間

ア 時間当たり放出量 I-131 : 4,000 テラ Bq
 Cs-134 : 400 テラ Bq
 Cs-137 : 400 テラ Bq

イ 原発出力比

福井県内の各原発については全基破損を仮定して、それぞれの合計出力と福島第一原発のうち放出事故のあった第1～3号機の出力合計の比を乗じて、原発の規模補正を行った。

発電所	総出力	出力比
福島第一1～3号機	203万kW	1
高浜1～4号機	339万kW	1.67
大飯1～4号機	471万kW	2.32
美浜1～3号機	167万kW	0.82
敦賀1～2号機	152万kW	0.75

ウ 放出継続時間 6 時間

② 1日の滞在時間 屋外 8 時間、屋内 16 時間（低減効果を見込む）

(3) 計算方法の改良

今回、全メッシュの被ばく線量年間最大値を求めるに当たり、年間毎正時(1:00、2:00、3:00 など) 放出開始の 8,760 通り (24 時間×365 日) の被ばく線量を直接計算できるように計算プログラムの改良を行った。あわせて福井県内の原発における福島第一原発事故並みの放出量等をより実態にあったものとするため、屋内滞在による被ばくの低減係数についても改良を行った。

	前回 (H25.4.25 発表)	今回
計算地点	代表 4 メッシュ (神戸、豊岡、篠山、丹波)	県内全 621 メッシュ (1 辺 4km)
被ばく線量が最大となる放出継続時間 (6 時間) の特定方法	まず放射性物質の大気中濃度の最大日時を求め、その最大日時をもとに以下 4 ケースについて被ばく線量計算を行い、最大のものを採用 ①大気中濃度が最大となる日時から前の 6 時間 ②①を前に 3 時間ずらした 6 時間 ③②をさらに前に 3 時間ずらした 6 時間 ④③をさらに前に 3 時間ずらした 6 時間	2009 年 1 月 1 日午前 0 時からの 6 時間から始めて、1 時間ずつ後にずらした 8,760 ケースについて被ばく線量計算を行い、最大のものを採用 (新たに計算プログラムを開発)
屋内滞在による被ばくの低減係数	一律に 0.6 を採用	低減効果は、被ばく経路に応じて異なるため、以下の係数を区分して使用 ①浮遊物質による外部被ばく (0.9) ②地表面等沈着物質による外部被ばく (0.4) ③放射性ヨウ素の吸入による内部被ばく (0.25)

4 今後の課題

(1) 国への働きかけ

平成 26 年 3 月 28 日に関西広域連合を通じてブルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域 (PPA) 対策の早期導入を中心とする原子力防災対策の申し入れを改めて行ったが、本シミュレーション結果を踏まえ、国 (原子力規制委員会等) に対し、PPA の早期検討と原子力災害対策指針への反映、対策の具体化を働きかけていく。

(2) 地域防災計画 (原子力等防災計画) の改定

国による PPA の検討結果を踏まえて、本県として取るべき対策を検討し、地域防災計画 (原子力等防災計画) を改定する。

別紙1 市町別最大被ばく線量 (IAEA の基準を超えるセルに網掛け)

上段 : 7 日間の積算被ばく線量 (mSv)

下段 : 被ばく線量が最大になる放出開始時間

地域名	市町名	実効線量				甲状腺等価線量			
		高浜	大飯	美浜	敦賀	高浜	大飯	美浜	敦賀
神戸	神戸市	1.6	2.4	0.4	0.3	60.4	75.5	10.1	8.3
		10月23日01時	12月08日02時	03月02日19時	03月02日19時	10月23日01時	12月08日02時	10月04日21時	10月04日21時
阪神南	尼崎市	2.2	2.9	0.4	0.3	87.1	96.6	14.7	10.3
		03月30日04時	12月08日02時	02月26日18時	02月26日18時	03月30日04時	10月23日01時	01月07日00時	10月24日00時
	西宮市	2.0	3.3	0.5	0.3	78.9	102.1	12.5	9.8
		03月30日04時	12月08日02時	02月26日18時	02月26日18時	03月30日04時	12月08日02時	10月24日00時	10月24日00時
	芦屋市	1.7	3.2	0.3	0.3	67.5	103.6	12.0	9.4
		03月30日04時	12月08日02時	10月24日00時	10月24日00時	03月30日04時	12月08日02時	10月24日00時	10月24日00時
阪神北	伊丹市	2.3	3.2	0.3	0.3	92.2	112.2	12.9	10.0
		03月30日04時	12月08日02時	02月26日18時	02月26日18時	03月30日04時	12月08日02時	10月24日01時	10月24日00時
	宝塚市	2.0	3.3	0.4	0.3	76.3	116.9	12.5	9.5
		10月23日02時	12月08日02時	02月26日18時	02月26日18時	03月30日05時	12月08日02時	10月24日00時	10月24日00時
	川西市	2.6	3.1	0.4	0.3	99.3	111.9	14.0	10.7
		03月30日05時	12月08日02時	02月26日18時	02月26日18時	03月30日05時	10月22日06時	10月24日01時	10月24日00時
	三田市	3.9	2.3	0.3	0.3	139.4	88.1	10.0	9.4
		12月08日03時	10月24日03時	10月26日00時	10月26日00時	12月08日03時	10月24日03時	10月26日01時	10月26日00時
	猪名川町	3.0	3.6	0.3	0.2	115.7	128.3	11.1	9.3
		10月23日04時	12月08日03時	03月30日17時	03月30日17時	10月23日04時	12月08日03時	03月30日17時	03月30日17時
東播磨	明石市	1.9	1.4	0.3	0.2	66.5	50.9	10.3	8.3
		12月08日01時	09月05日19時	03月30日16時	03月30日16時	12月08日01時	09月05日19時	03月30日16時	03月30日16時
	加古川市	1.8	1.4	0.2	0.2	54.9	50.4	8.1	5.8
		12月24日23時	01月07日02時	03月30日16時	03月30日16時	12月24日23時	01月07日02時	03月30日16時	03月30日16時
	高砂市	1.2	2.0	0.2	0.2	43.4	74.3	7.1	6.4
		12月25日00時	01月07日02時	01月27日16時	01月27日16時	04月17日14時	01月07日02時	01月27日16時	01月27日16時
	稲美町	1.8	1.2	0.2	0.2	68.4	43.2	8.5	6.2
		12月24日23時	01月07日01時	03月30日16時	03月30日16時	10月24日03時	01月07日01時	03月30日16時	03月30日16時
	播磨町	1.7	1.1	0.2	0.2	61.9	41.9	8.5	6.2
		12月24日23時	01月07日01時	03月30日16時	03月30日16時	10月24日03時	01月07日01時	03月30日16時	03月30日16時
北播磨	西脇市	1.8	3.1	0.2	0.2	72.2	103.7	6.4	5.7
		10月05日02時	01月07日03時	01月07日20時	01月27日17時	10月05日02時	01月07日03時	01月07日20時	01月27日17時
	三木市	1.9	1.7	0.3	0.2	72.1	63.2	9.3	7.0
		10月24日04時	10月24日02時	03月30日16時	03月30日16時	10月24日04時	10月24日02時	03月30日16時	03月30日16時
	小野市	1.8	2.0	0.2	0.2	62.5	71.0	7.0	6.5
		12月25日00時	01月07日02時	03月30日17時	01月27日16時	12月25日00時	01月07日02時	01月27日16時	01月27日16時
	加西市	1.4	2.6	0.2	0.2	54.8	93.5	7.0	6.5
		10月05日00時	01月07日02時	01月27日17時	01月27日16時	10月05日00時	01月07日02時	01月27日17時	01月27日16時
	加東市	1.8	2.5	0.2	0.2	66.9	89.6	6.8	5.9
		12月25日00時	01月07日03時	05月05日11時	05月05日11時	12月25日00時	01月07日03時	05月25日21時	01月27日16時
中播磨	多可町	2.1	2.7	0.5	0.5	72.2	91.5	13.3	8.9
		06月05日21時	01月07日03時	06月05日18時	06月05日18時	10月05日02時	01月07日03時	01月07日22時	01月07日21時
	姫路市	1.1	1.9	0.2	0.2	35.9	71.2	8.1	7.0
		10月04日22時	01月07日01時	01月27日17時	01月27日16時	10月04日22時	01月07日01時	01月27日17時	01月27日16時
	市川町	1.5	1.2	0.2	0.2	57.4	44.5	6.7	5.7
		01月07日02時	01月08日00時	01月27日17時	01月27日16時	01月07日02時	01月08日00時	01月27日17時	01月27日16時
	福崎町	1.5	1.5	0.2	0.2	56.6	57.1	7.1	6.2
		01月07日02時	01月07日02時	01月27日17時	01月27日16時	01月07日02時	01月07日01時	01月27日17時	01月27日16時
	神河町	1.3	1.2	0.2	0.1	45.6	41.9	6.1	4.5
		01月07日02時	01月08日00時	01月07日21時	01月07日21時	01月07日02時	01月08日00時	01月07日21時	01月07日21時

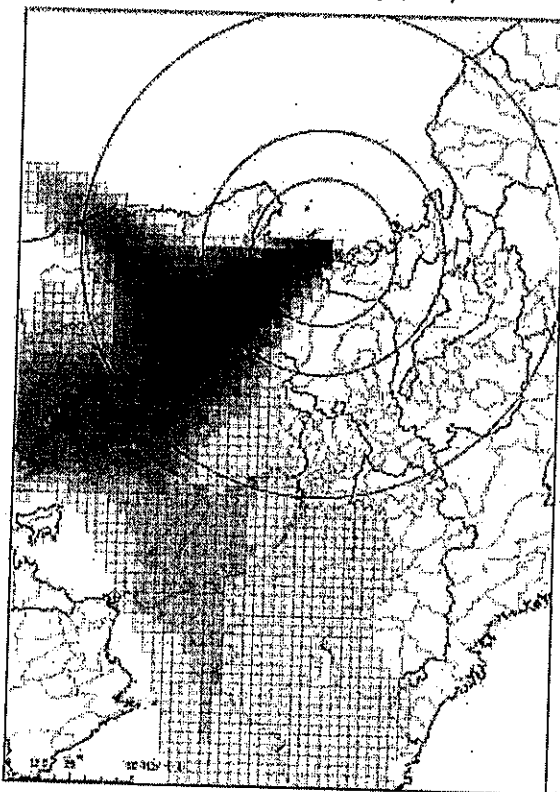
地域名	市町名	実効線量				甲状腺等価線量			
		高浜	大飯	美浜	敦賀	高浜	大飯	美浜	敦賀
西播磨	相生市	1.0	1.1	0.2	0.1	39.3	43.2	7.0	5.1
		01月07日00時	01月07日00時	10月30日16時	10月30日15時	01月07日00時	01月07日00時	10月30日16時	10月30日15時
	赤穂市	1.2	1.1	0.2	0.1	33.1	43.0	7.2	5.2
		03月02日23時	01月07日00時	10月30日16時	10月30日15時	01月06日23時	01月07日00時	10月30日16時	10月30日15時
	宍粟市	0.9	0.7	0.2	0.1	36.2	25.5	6.0	4.5
		01月07日01時	05月25日21時	10月30日16時	05月05日05時	01月07日01時	05月25日21時	10月30日16時	10月30日15時
	たつの市	1.1	1.1	0.2	0.2	43.6	44.3	7.4	6.0
		01月07日00時	01月07日00時	01月27日17時	01月27日16時	01月07日00時	01月07日00時	01月27日17時	01月27日16時
	太子町	1.0	1.5	0.2	0.2	37.1	55.7	7.9	6.6
		01月07日00時	01月07日01時	01月27日17時	01月27日16時	01月07日00時	01月07日01時	01月27日17時	01月27日16時
	上郡町	0.9	0.6	0.2	0.1	35.9	22.1	6.6	4.7
		01月07日00時	01月07日00時	10月30日15時	10月30日15時	01月07日00時	01月07日00時	10月30日15時	10月30日15時
	佐用町	0.7	0.9	0.2	0.1	28.4	33.4	6.0	4.2
		01月07日00時	05月05日04時	10月30日15時	10月30日15時	01月07日00時	05月05日04時	10月30日15時	10月30日15時
但馬	豊岡市	1.4	1.3	0.3	0.3	50.7	47.5	8.7	11.3
		08月14日20時	01月30日02時	01月30日02時	10月05日19時	08月14日20時	06月17日21時	06月17日17時	10月05日19時
	養父市	1.7	1.2	0.2	0.2	56.6	39.7	7.1	8.2
		01月08日04時	01月08日02時	01月07日23時	10月05日19時	01月08日04時	01月08日02時	01月07日23時	10月05日19時
	朝来市	2.8	2.1	0.4	0.3	93.2	71.4	11.7	9.1
		01月07日04時	01月08日03時	01月07日23時	01月07日22時	01月07日04時	01月08日03時	01月07日23時	01月07日22時
	香美町	0.9	1.1	0.3	0.3	34.0	34.9	8.1	11.4
		05月04日23時	01月30日01時	01月30日03時	10月05日18時	05月04日23時	01月30日01時	05月05日02時	10月05日18時
丹波	篠山市	0.9	1.1	0.2	0.3	31.9	41.5	7.4	9.4
		05月04日22時	05月04日23時	05月05日01時	10月05日18時	05月04日22時	05月04日23時	05月05日01時	10月05日18時
	丹波市	3.0	2.2	0.5	0.4	100.1	88.7	13.4	10.8
		12月08日04時	10月05日00時	10月26日00時	10月26日00時	12月08日04時	10月05日00時	10月26日00時	10月26日00時
		3.0	2.7	0.5	0.4	107.8	94.8	19.1	14.1
		01月07日04時	01月08日03時	01月07日23時	01月07日22時	01月07日04時	01月08日03時	01月07日23時	01月07日22時
淡路	洲本市	1.3	2.6	0.3	0.3	49.2	58.7	10.6	9.5
		09月24日22時	10月06日17時	10月04日18時	10月23日22時	09月24日22時	12月24日23時	10月23日23時	10月23日22時
	南あわじ市	1.2	1.5	0.3	0.2	44.8	51.5	9.5	8.1
		12月08日00時	12月24日22時	10月23日22時	10月23日22時	12月08日00時	12月24日22時	10月23日22時	10月23日22時
	淡路市	1.3	1.5	0.3	0.2	44.6	48.7	10.2	7.9
		12月08日00時	10月06日20時	10月04日19時	10月04日18時	12月08日00時	12月24日23時	10月04日19時	10月04日18時

※各地点の位置は各市役所・町役場所在地周辺のメッシュ（1辺4km）。

別紙2 県内で甲状腺等価線量 50mSv 超のメッシュ数が最多となるケース

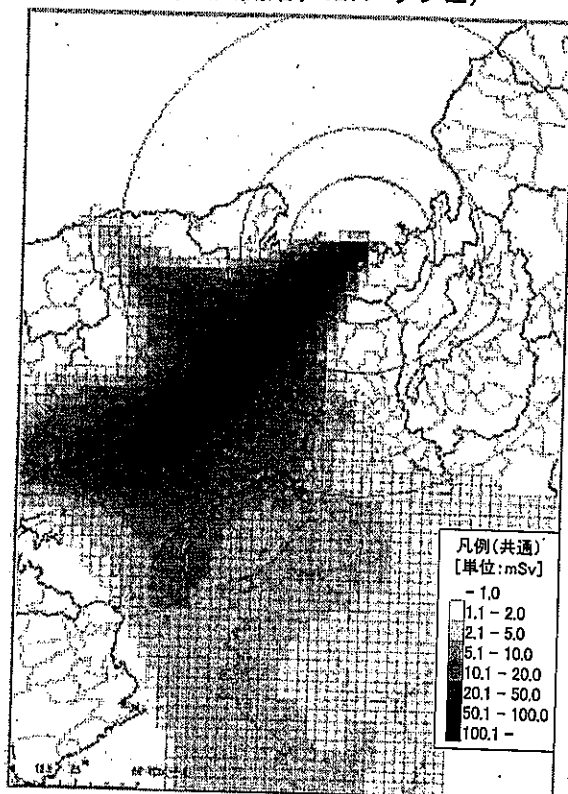
高浜発電所

(1月7日3時放出開始、83メッシュ)



大飯発電所

(1月7日3時放出開始、127メッシュ)



2009年1月7日の主な地点の気象条件

地点	時間	風向	風速	天気
高浜	9~12時	東→北東	3.0m	晴れ
丹波	9~12時	概ね北東	1.9m	晴れ
加西	9~12時	全て北東	3.0m	晴れ

2009年1月7日の主な地点の気象条件

地点	時間	風向	風速	天気
大飯	9~12時	全て北東	3.5m	晴れ
丹波	9~12時	概ね北東	1.9m	晴れ
加西	9~12時	全て北東	3.0m	晴れ

※各地点の位置は発電所・各市役所所在地周辺。

※風向・風速は上空約10mの値。風向は期間内での最多頻度風向、風速は期間内の平均風速。

